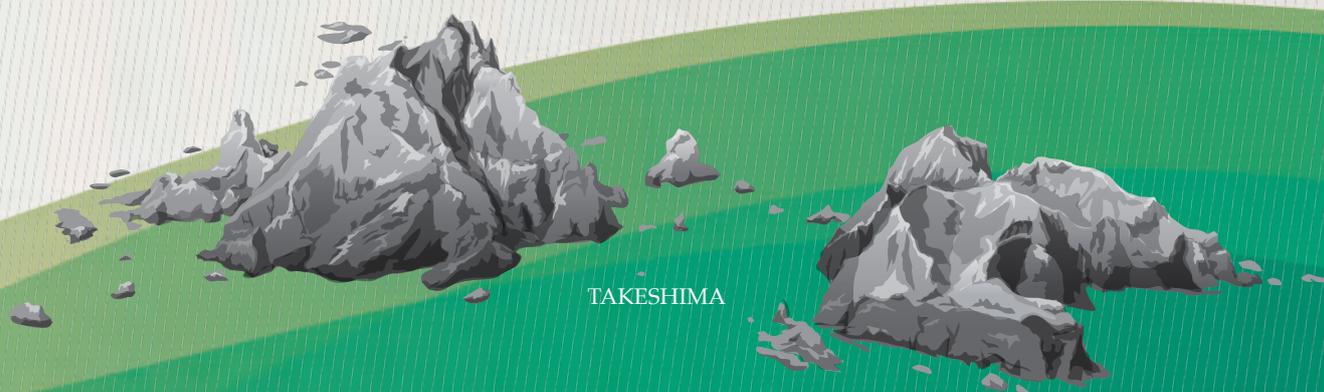


竹島に関する資料調査報告書

平成31年度 内閣官房委託調査



TAKESHIMA

FY2019
FINAL REPORT

報告書の見方

過年度報告書

報H27/P7
掲載年度 掲載頁

過去の竹島に関する資料調査報告書に当該資料が掲載されていることを示しています。

過去の報告書

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/report/takeshima.html>

資料の見方

資料番号

資料の内容、位置付け等

資料内容の一部抜粋

(必要に応じて現代語訳や和訳を掲載)

No.1 明治42年勅令54号

1909年(明治42年)3月29日

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」との規定が設けられた(P7参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日

(略)

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

府県名 島庁名 管轄区域

(略)

島根県 隠岐島庁 隠岐島、竹島

(略)

作成年月日	1909年(明治42年)3月29日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイトにて閲覧を行う

資料の属性情報

(該当情報がない場合には-)

目次

まえがき	03
1 調査の目的	04
2 実施体制	04
3 調査経過	05
コラム:領土と認められるために必要なこと	13
4 調査結果	15
ア 時代区分Ⅰ - 幕府の許可により大谷家、村川家が鬱陵島、竹島に渡航を始めて以降	15
(1)大谷家、村川家の鬱陵島、竹島渡航	15
(2)竹島に関する認識	25
イ 時代区分Ⅱ - 竹島が島根県に編入された1905年(明治38年)前後から終戦まで	29
(1)竹島の貸下願いと島根県への編入	29
(2)竹島に対する平穏かつ継続的な行政権の行使	37
(3)竹島の調査、行政刊行物	51
ウ 時代区分Ⅲ - 戦後、サンフランシスコ平和条約発効前後	55
(1)連合国総司令部による竹島の扱い	55
(2)サンフランシスコ平和条約の起草経緯	63
(3)戦後の竹島利用に向けた動き	79
エ 時代区分Ⅳ - 韓国大統領による「海洋主権宣言」以降	89
(1)韓国による竹島の不法占拠と日韓の応酬	89
(2)米英の認識	99
コラム:韓国による『不法占拠』の長期化は国際法上いかなる法的効果も生じない	105
— 現代国際社会における外交上の抗議と国際裁判への付託提案がもたらす法的効果	
5 まとめ	107

巻頭言

研究委員会
座長 高井 晋

平成24年12月に再就任した安倍首相は、近年険しくなった中国と韓国との関係改善を意識し、翌年2月に内閣官房に領土・主権対策企画調整室(以下、領土室)を設置するとともに、尖閣諸島と竹島に関する日本の主張を内外へ発信する必要性とその方策について検討するよう、山本一太海洋政策・領土問題担当大臣に指示した。平成25年4月に招集された「領土・主権を巡る内外発信に関する有識者懇談会」は、同年7月に対外発信・国内啓発に関する戦略的な方策を示し、学術的な資料調査と研究の必要性について提言した。

「竹島に関する資料調査事業」は、平成26年度から6年間にわたって行われ、初年度は島根県内を中心に資料収集を開始し、徐々に全国、さらに、国外に対象範囲を拡げ、調査結果は報告書として、領土室により一般に公開されてきた。資料調査事業の最大の成果は、明治38年の閣議決定による島根県編入後から第2次世界大戦が始まるまでの間における竹島の行政管理を示す資料を始め、国有地台帳、公的機関の許認可手続き等、我が国の平穏かつ継続的な主権行使を示す資料を収集出来たことである。

また資料調査先は海外にも及び、米国、英国、オーストラリア等の公文書館等において、第2次世界大戦後の対日講和プロセスの一環である、サンフランシスコ平和条約の起草過程に関わる資料を相当数収集した。かかる資料は、米国をはじめとする主要連合国が竹島を日本領として明示的に認識していただけでなく、同条約発効後もこれら諸国がこの認識を共有していたことを示す大変貴重なものであった。

加えて、韓国が主要連合国の共通認識を無視し、一方的な主張に基づいて竹島を不法占拠した過程を示す資料についても、ある程度収集することができた。閣議決定以前に日本人が竹島を本格的に利用していたことを示す資料調査は、「松島図」等わずかではあるが一定の成果が得られた。平成31年1月に島根県に寄贈された大谷家文書のおかげで、今回の報告書に一部反映されているが、これまでの調査において他と比べて取組の弱かった江戸時代について、研究成果を充実させることができた。この文書については、今後さらに資料調査を継続する必要がある。

総じて、6年間に及ぶ竹島の領有権に関わる資料の調査収集の大きな特徴は、収集された新発見あるいは既知の資料について、各年度の報告書の中で要領よく且つ分かり易く整理され、領土室のホームページやポータルサイトで一般に公開されたことで、これにより竹島の領有権に関する資料へのアクセスが容易になった。しかしこれらの資料は、令和元年7月の有識者懇談会報告書が提言するように、国外発信や国内啓発のために有効に活用するためにさらに工夫しなければならない。具体的には、収集した資料を体系的・戦略的に分析し、論点別に解説を付すなど、一層の利用価値を高めることである。この過程で必要な未収集資料があれば、調査収集を継続する必要があることは言を俟たない。

最後に、6年間にわたり資料の調査収集に尽力された調査チーム、及び、収集資料の内容確認に当たった研究委員会の委員に対し深甚なる感謝の意を表明致します。

1- 調査の目的

平成31年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、調査受託者は竹島関連資料の調査を行った。

この調査の目的は、竹島に関する事実を示す資料を確認し、その収集(資料画像や複写物の取得)、編纂を行うことである。

この調査は、平成26年度に始まり、毎年度実施されてきた。調査が始まった時点で知られていた、いわゆる既知の資料については所在確認、収集と編纂を行い、また、その時点で未確認の、いわゆる新資料についての調査も行った。

その成果は、過年度の報告書(報H26～H30)にまとめられているところ、今年度は、これまでの調査を継続して竹島に関する資料の一層の拡充を目指しつつ、過去の調査結果の取りまとめを行った。この報告書は、その成果を概括するものである。

なお、この報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた調査受託者の見解であって、政府の見解を表すものではない。

2- 実施体制

今年度の調査の実施にあたっては、調査受託者が過年度の報告書に示される専門家等と連携して調査を行った。

また、調査ならびに調査結果の取りまとめを行う上で助言を受けるため、有識者による研究委員会を開催した。

研究委員会委員

※座長以下五十音順

委員 高井 晋 (座長)

笹川平和財団海洋政策研究所
島嶼資料センター特別研究員

委員 浅羽 祐樹

同志社大学グローバル地域文化学部教授

委員 杉原 隆

島根県竹島資料室特別顧問

委員 塚本 孝 (研究顧問)

元東海大学法学部教授

委員 中野 徹也

関西大学法学部教授

委員 藤井 賢二

日本安全保障戦略研究所研究員
島根県竹島問題研究会委員(第2期～第4期)

3- 調査経過

ア- 対象資料

竹島に関する事実を示す資料を可能な限り収集することを目的として、①江戸時代以降日本人が竹島を利用していたことを示す資料、②日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料、③竹島周辺で行われた調査に関する資料、④戦後の竹島の取扱いに関する資料、⑤韓国による竹島の不法占拠に対する日本の抗議に関する資料のほか、諸外国の竹島に対する認識が窺える資料、韓国の竹島に関する主張の矛盾を示す資料についても必要に応じて調査を行った。

イ- 対象地域

この資料調査が開始された平成26年度は、島根県にある資料を対象として調査を行い、平成27年度以降は島根県外に調査対象地域を拡大し、平成30年度には、公益財団法人日本国際問題研究所との連携により、海外機関に所蔵する資料についても対象とした(巻末に対象機関)。

ウ- 対象年代

対象年代としては、江戸時代から韓国が竹島を不法占拠する頃までを中心とし、必要に応じてその前後の年代も調査対象とした。

竹島をめぐる動きに応じて、時代区分としては、下表に示すI～IVに分けられる。

エ- 主な収集資料

資料調査によって、各機関や個人から収集した資料は目録ベースで約1800点に及んだ(竹島に関する直接的な記載がなく、関連動向を示す資料を含む)。そのうち、新たに確認されたものを中心に、主な資料が過年度の報告書に掲載されている。

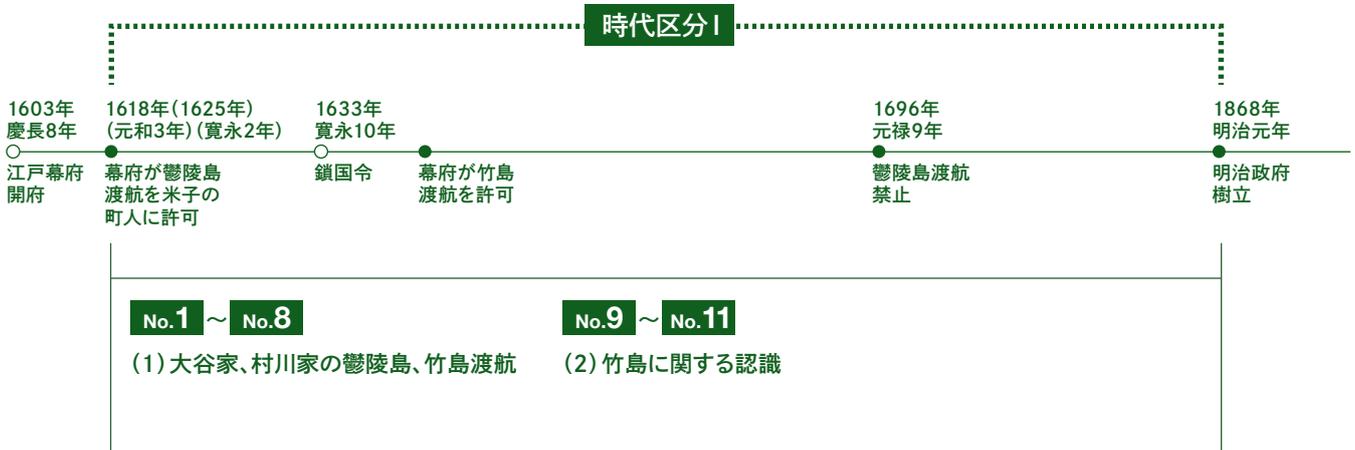
今回、過年度の資料調査報告書に掲載された資料のうち、竹島の領有経過や事実を示す資料を再録した上で、今年度確認した資料(資料番号下部に「新規掲載」と記載)を追加整理して総括版とした。時代区分ごとの大まかな経過と、掲載資料は以下の通りである。

凡例	● 竹島に関する出来事
	○ 社会の動き
	No.1 資料番号

時代区分 (資料整理区分)

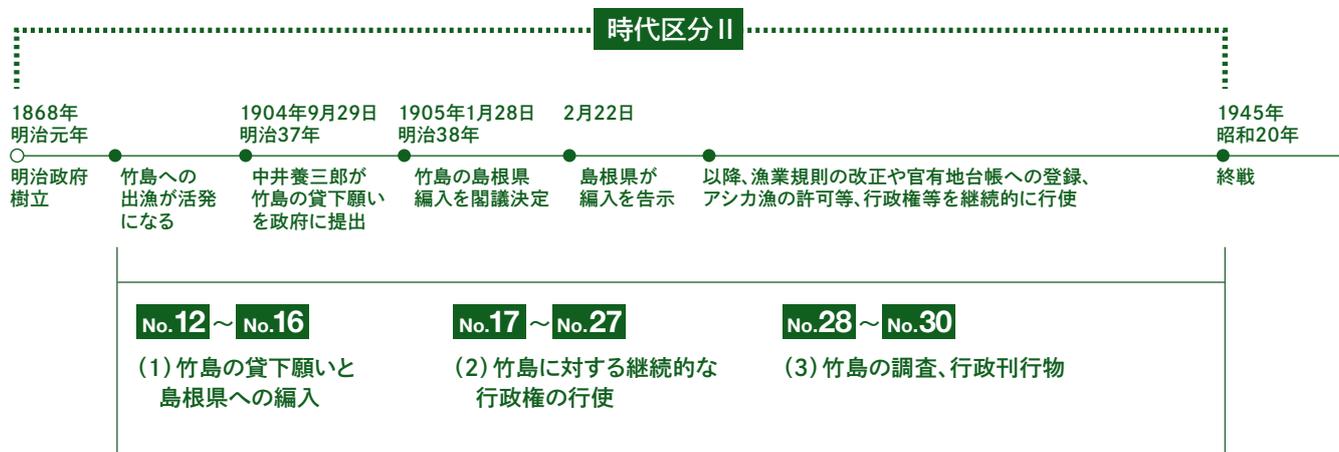
I 江戸時代	幕府の許可により大谷家、村川家が竹島に渡航を始めて以降
II 明治時代～1945年(昭和20年)	竹島が島根県に編入された1905年(明治38年)前後から終戦まで
III 1945年～1952年(昭和27年)頃	戦後、サンフランシスコ平和条約発効前後
IV 1952年頃～	韓国大統領による「海洋主権宣言」以降(※IIIと重複あり)

時代区分I —— 幕府の許可により大谷家、村川家が鬱陵島、竹島に渡航を始めて以降(江戸時代)



資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.1 鬱陵島渡航の経緯を伝える大谷家の文書 竹島渡海由来記抜書控(鬱陵島への渡航のきっかけ)	-	島根県竹島資料室
No.2 大谷家の船が朝鮮に漂着した後帰国したことがわかる資料 寛文六丙午年 控帳 十三 正月日 (鳥取藩国元の家老の日記「控帳」)	1666年(寛文6年)11月20日	鳥取県立博物館
No.3 鳥取藩がアワビを買上げていたことがわかる資料 未ノ年 竹嶋松嶋串蛸丸干鮑目録之扣	1679年(延宝7年)	島根県竹島資料室
No.4 鬱陵島・竹島への渡航について後年まとめた書 竹島考	1828年(文政11年)	鳥取県立博物館
No.5 大谷九右衛門勝実による将軍への拝謁の記録 竹島渡海由来記抜書控(御目見、献上の記録)	-	島根県竹島資料室
No.6 大谷家による幕府幹部への産品献上の記録 参勤独礼御目見に際し幕閣への干しアワビ進上の控	1671年(寛文11年)	島根県竹島資料室
No.7 大谷家による幕府幹部への産品献上の記録 九右衛門勝信江戸出府参勤独礼の御進上覚帖	-	島根県竹島資料室
No.8 鳥取藩が竹島産アワビを将軍に献上したことがわかる記録 元禄八年九月二十一日の条 (鳥取藩主の側近である御用人の日記「御用人日記」)	1695年(元禄8年)9月21日	鳥取県立博物館
No.9 竹島を正確に認識していたことがわかる書簡 石井宗悦から道喜(大谷九右衛門勝宗)に宛てた書簡 (1650年代)	年不詳12月5日付	島根県竹島資料室
No.10 大谷家と村川家で交わした鬱陵島と竹島からの収益に関する取決め 取替シ申一札之事(複写)	1681年(天和元年)12月23日	島根県竹島資料室
No.11 村川家所蔵の竹島の絵図を明治期に写したもの 松島之図	1895年(明治28年)	東京大学史料編纂所

時代区分II—— 竹島が島根県に編入された1905年(明治38年)前後から終戦まで 明治時代～1945年(昭和20年)



資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.12 1903年(明治36年)、1904年(明治37年)のアシカ漁業実績(橋岡友次郎)収第906号	1905年(明治38年)4月18日	島根県公文書センター
No.13 1903年(明治36年)のアシカ漁業実績(中井養三郎)明治36年中ノ調査〔海鹽漁業者調査〕	1905年(明治38年)	島根県公文書センター
No.14 竹島を島根県に編入し隠岐島司の所管とする閣議決定書 隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス	1905年(明治38年)1月28日	国立公文書館
No.15 竹島の島根県への編入と所管を決定した閣議決定が記載された件名録『件名録』所収 「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件」	1905年(明治38年)	国立公文書館
No.16 竹島の名称に関する読売新聞の解説記事 はがき集	1905年(明治38年)7月10日	国立国会図書館東京本館
No.17 内務大臣が島根県知事に竹島所管の告示を指示する訓令 訓第87号	1905年(明治38年)2月15日	島根県公文書センター
No.18 島根県知事が竹島の所属、所管について告示したもの 島根県告示第40号	1905年(明治38年)2月22日	島根県公文書センター
No.19 隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令 明治42年勅令54号	1909年(明治42年)3月29日	国立公文書館
No.20 竹島漁獵合資会社登記の公告 官報(第6586号)	1905年(明治38年)6月6日(登記) 1905年(明治38年)6月15日(官報)	国立国会図書館 (デジタルコレクション)
No.21 アシカ漁業を許可漁業とする漁業規則の改正 島根県令第18号(漁業取締規則改正)	1905年(明治38年)4月14日	島根県公文書センター
No.22 島根県からのアシカ漁業の許可、鑑札交付の通知 島根県農第1926号	1905年(明治38年)6月5日	島根県公文書センター
No.23 竹島漁獵合資会社から島根県への代表者の届出 代表者届	1905年(明治38年)6月12日	島根県公文書センター

資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.24 隠岐島司がアシカ漁業者に衛生上の指導をしたことを島根県に報告する文書 乙衛第26号	1905年(明治38年)7月26日	島根県公文書センター
No.25 竹島周辺海面でアシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可する漁業規則の改正 島根県令第21号(漁業取締規則改正)	1921年(大正10年)4月1日	島根県立図書館
No.26 竹島におけるアシカ漁業の許可証明(漁業鑑札) 海驢漁業鑑札	1920年(大正9年)5月5日 1929年(昭和4年)1月21日 1934年(昭和9年)1月20日 1941年(昭和16年)11月28日 1943年(昭和18年)11月12日 1953年(昭和28年)6月10日	隠岐郷土館
No.27 商工省大阪鉱山監督局による竹島の燐鉱試掘願許可の公告 燐鉱試掘願許可	1939年(昭和14年)9月19日	島根県立図書館
No.28 鬱陵島と竹島間の海域で行われたサバ延縄漁の試験報告 昭和七年度 昭和八年度 鳥取県水産試験場事業報告	1934年(昭和9年)8月20日	東京海洋大学附属図書館 (品川キャンパス)
No.29 アシカ皮の産地に竹島が記載されている島根県刊行物 島根県商工業概要	1910年(明治43年)9月7日	国立国会図書館 東京本館・関西館
No.30 竹島漁獵合資会社について言及がある島根県刊行の産業案内 島根県産業案内	1912年(明治45年)5月22日	国立国会図書館 東京本館・関西館

時代区分III ——— 戦後、サンフランシスコ平和条約発効前後 1945年～1952年(昭和27年)頃

時代区分III



No.31 ~ No.36

(1) 連合軍司令部
による竹島の扱い

No.37 ~ No.43

(2) サンフランシスコ
平和条約の起草経緯

No.44 ~ No.50

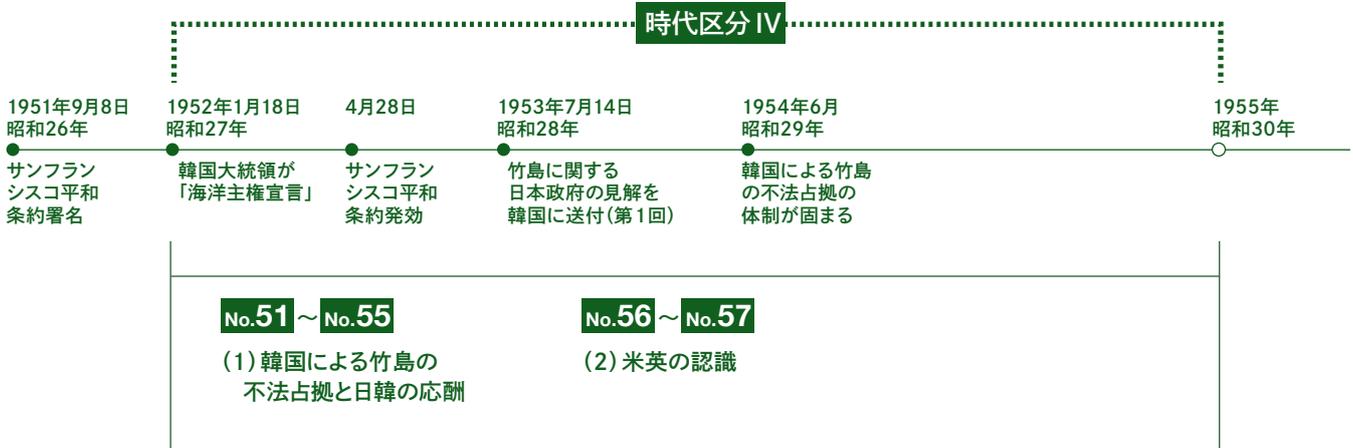
(3) 戦後の竹島利用に
向けた動き

資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.31 連合軍司令部による行政権の一時停止の指令 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離する ことに関する件(SCAPIN-677)	1946年(昭和21年)1月29日	国立国会図書館 (原本所蔵:米国立公文書館)
No.32 竹島周辺12海里への接近および竹島への接触を禁止する 連合軍司令部の指令 日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する件(SCAPIN-1033)	1946年(昭和21年)6月22日	国立国会図書館
No.33 竹島が爆撃演習場に指定されたことを住民に伝える告示 隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定	1947年(昭和22年)9月16日	国立国会図書館 東京本館・関西館
No.34 竹島が爆撃演習場に指定されたことと演習開始前に 告知があることを伝える告示 水路告示第三十八号(本州北西岸 隠岐列島北西方-竹島 爆撃訓練場設定)	1947年(昭和22年)9月27日	国立国会図書館
No.35 竹島を米空軍の爆撃訓練区域に再度指定した旨の告示 外務省告示第34号	1952年(昭和27年)7月26日	島根県立図書館
No.36 竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除した旨の告示 外務省告示第28号	1953年(昭和28年)5月14日	島根県立図書館
No.37 米国の、竹島が日本の領土に含まれるとの認識を豪州に伝達し、豪州は英国とも共有 ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT. 米国「対日講和7原則」に対する豪州の質問に対する米国の回答	1950年(昭和25年)10月	オーストラリア 国立公文書館
No.38 米国草案は日本の領土の境界について記述がないのに対し、 英国草案は線で示す方式を提案し、竹島は日本領から除外 PROVISIONAL DRAFT OF JAPANESE PEACE TREATY (UNITED KINGDOM) PROVISIONAL DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY (UNITED STATES) 対日平和条約—米国と英国の草案	1951(昭和26年)年4月(収録誌)	英国国立公文書館

資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
<p>No.39 米国草案に対する見解の中で、英国は、日本の領土の境界を明確化する点を重視 竹島については、日本領と朝鮮領どちらの結論もあり得るとの見方を示す Draft Brief on the United States Provisional Draft Peace Treaty with Japan 対日平和条約米国草案に関する検討</p>	1951(昭和26年)年4月23日	オーストラリア国立 公文書館
<p>No.40 米英両国は、日本が放棄する島として、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3つの島を 挙げることで一致 竹島は日本領と確認したものと考えられる Anglo-American Meetings on Japanese Peace Treaty, 7th Meeting 米英協議第7回会合(1951年5月2日)議事概要</p>	1951年(昭和26年)5月2日	英国国立公文書館
<p>No.41 米国草案のシンプルな文章構造を採用し、英国が重視した日本の領土範囲の 明確化については、3つの島を明示することで一致した協議内容を案文に反映 JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN WASHINGTON, APRIL-MAY 1951 英国政府内部資料に見る 米英協議において作成された共同草案(1951年5月3日付)</p>	1951年(昭和26年)	英国国立公文書館
<p>No.42 韓国は、条約草案に、竹島が韓国領であることの記載、マッカーサーラインの 効力維持のための規定の挿入などの修正を求めた 梁裕燦駐米韓国大使によるアチソン米国国務長官宛書簡</p>	1951年(昭和26年)7月19日	米国国立公文書館
<p>No.43 米国は、竹島が日本の領土であるとして韓国の要求を拒否 マッカーサーラインの効力維持についても受け入れなかった 1951年(昭和26年)8月10日付で米国政府が韓国政府に 送った書簡 [ラスク国務次官補による梁裕燦駐米韓国大使宛の書簡(ラスク書簡)]</p>	1951年(昭和26年)8月10日	国立国会図書館東京本館 (原本所蔵:米国国立公文書館)

資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.44 竹島における漁業の再開が熱望されていることを伝える記事 マ・ライン上の宝庫『竹島』 禁止区域の撤廃 漁業協組が猛運動を展開	1951年(昭和26年)3月10日	島根県立図書館
No.45 隠岐の漁業者による戦前の竹島での漁業実績が記載された陳情書 竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情 (崎漁業協同組合、知夫漁業協同組合等による陳情)	1951年(昭和26年)5月10日	島根県竹島資料室
No.46 竹島における共同業業権許可の公示 島根県告示第三百五十二号 共同漁業権免許	1953年(昭和28年)6月19日	島根県総務部総務課
No.47 島根県と海上保安庁が竹島において不法侵入者を 取締った際の記録写真 島根県と海上保安庁の合同調査写真	1953年(昭和28年)6月27日	島根県竹島資料室
No.48 島根県職員が作成した竹島における調査の復命書 島根県・海上保安庁合同竹島調査「復命書」	1953年(昭和28年)6月28日	島根県竹島資料室
No.49 連合国軍占領終了後に島根県水産試験場が実施した竹島および 周辺海域調査時の写真 島根県水産試験場調査写真	1953年(昭和28年)10月	島根県竹島資料室
No.50 連合国軍占領終了後の福岡県水産試験場による 竹島に関する調査報告 対馬暖流開発調査 その一 日本海中部魚道の海況漁況(沖島-竹島-隠岐島)	1953年(昭和28年)6月	福岡県水産海洋 技術センター

時代区分Ⅳ — 韓国大統領による「海洋主権宣言」以降 1952年(昭和27年)1月～



資料(番号、見出し、資料名)	作成年月日	所蔵機関
No.51 韓国大統領による宣言に対する日本政府の抗議 1952年(昭和27年)1月の李承晩韓国大統領による隣接海洋に対する主権宣言に対して、同月28日付で日本国政府が行った韓国政府に対する抗議(口上書)	1952年(昭和27年)1月28日	島根県竹島資料室
No.52 竹島領有の正当性を示す日本政府の見解 第1回(1953年7月13日) 外務省記事資料 竹島に関する日本政府の見解	1953年(昭和28年)7月14日	島根県立図書館
No.53 韓国に継続的に抗議を行い、国際司法裁判所への提訴を検討していることを報じる記事 竹島の領有権明確化へ 国連に提訴か 韓国の不誠意に強硬決意	1953年(昭和28年)7月14日	読売新聞社
No.54 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託提議(1954年9月25日)と政府見解 第2回(1954年2月10日) 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて	1954年(昭和29年)11月	国立国会図書館
No.55 日本政府が韓国政府に継続的に抗議を行ってきたことを示す一覧 竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬	1966年(昭和41年)3月10日	国立国会図書館
No.56 竹島が日本領であるとの見方を伝える 在東京英国大使館による本国宛ての報告 1953年(昭和28年)7月15日付 在東京英国大使館発英国外務省宛報告 (Japanese claim to Takeshima island, also claimed by the Republic of Korea)	1953年(昭和28年)7月15日	英国国立公文書館
No.57 米政府が韓国政府に竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したことがわかる資料 ヴァン・フリート特命報告書 REPORT OF THE VAN FLEET MISSION TO THE FAR EAST	1954年(昭和29年)9月30日	米国立公文書館

コラム 領土と認められるために必要なこと (平成30年度 再掲)

研究委員会委員
中野徹也(関西大学法学部教授)

竹島問題と類似する領土紛争に関する例 「マンキエ及びエクレオ事件」

国際司法裁判所で、イギリスとフランスがマンキエ及びエクレオの帰属をめぐる争った事例は、かねてより、竹島問題との類似性が指摘されてきた。両国間に係争領域の帰属を明記する条約がなく、また互いに古くから当該領域を領有してきたと主張していたからである。

マンキエ及びエクレオは、イギリス領チャンネル諸島に含まれるジャージー島とフランス本土との間にある小島群である。19世紀末から、イギリスとフランスは、これらの帰属をめぐる争ってきたが、1950年12月、両国は特別協定を締結し、この問題を国際司法裁判所に付託することに合意した。

主たる争点は、マンキエ及びエクレオの帰属を決定するに足る国際法上の根拠は何かだった。両国は、まず中世以降の歴史的事実に基づき、「古くからの権原」や「原始権原」を保持していると主張した。この点につき、裁判所は、広く知られている歴史的事実に照らして、イギリスのいう「古くからの権原」から、同国の見解が妥当であるとの推定を導くことができるとしつつも、これだけでは帰属を決定するに足る決定的根拠にはならないとした。また、フランスのいう「原始権原」は、これも広く知られている歴史的事実に照らして、かりに保持していたとしても、失効した可能性が高いので、「別の有効な権原」に引き継がれる必要があるとされた。裁判所によれば、決定的に重要なのは、中世の出来事から導かれる間接的な推定ではなく、占有に直接関係する証拠である。

裁判所は、占有に直接関係する証拠として、裁判記録、課税、土地の登記、関係法律の制定及び施設の構築を挙げている。これらは、「主権者として行動する意思」を示すものであって、「国家機能の表示」である。裁判所は、イギリスが関係する証拠をより多く提示した一方で、フランスは係争領域がイギリス領であることを認めていたと解される行動をとっていたことに留意し、マンキエ及びエクレオは、いずれもイギリスに帰属するとの判決を下した。

国際裁判所が提示してきた基準 「領域主権の継続的かつ平穏な行使」

国家領域は、陸地の部分である領土、海の部分である領水および空の部分である領空から成る。国家領域の基本となるのは、陸地の部分である領土である。領土周辺の一定の海域が領水、領土と領水の上空が領空となるので、領土がなければ、領水と領空もないからである。

国家領域に対しては、国家の主権が及ぶ。国家は、他の権力に従属することなく、自国領域に存在するすべての人及び物を統治し、支配することができる。主権のなかで、統治を行う権利や領域を処分する権利など、領域にかかわる権利が領域主権である。

一定の陸地を国家領域とするためには、そうするに足る原因又は根拠が必要となる。国際法は、これを領域権原と呼んできた。先占、時効、割譲、併合、添付及び征服などの様式が、伝統的に認められてきた領域権原である。しかし、これらの様式は、複数の国が対象領域に対して権原を主張するような場合を想定していない。実際には、竹島問題のように、複数の国が、権原について相反する主張をすることによって紛争が発生する。しかも、事実関係の複雑さと多様性が紛争の原因になっていることも少なくない。たとえば、先占が主張される場合、対象領域が無主地だったのか、それとも他国の領域だったのか、さらにはどの国が実効的支配を行ってきたのか、などである。これらを決定する際に必要な事実関係を認定するのはきわめて困難である。

それゆえに、領域紛争の解決を依頼された国際裁判所は、伝統的な領域権原によらず、独自の基準を提示して解決してきた。その嚆矢が、1928年のパルマス島事件である。本件で、単独仲裁人として任命されたフーバーは、「領域主権の継続的かつ平穏な行使」が権原に相当するとし、その観点から、パルマス島の帰属を決定した。また、常設国際司法裁判所は、東部グリーンランド事件で、デンマークによる「領域主権の継続的かつ平穏な行使」と、それを相手国ノルウェーが承認していたことに依拠して、デンマークに係争地域が帰属するとの判決を下した。さらに、国際司法裁判所も、上述のマンキエ及びエクレオ事件で、「主権者として行動する意思」をとめない、「国家機能の表示」とみなされる行為をとってきたと認定するに足る証拠を、フランスよりも多く提示したイギリスに、係争領域が帰属するとした。

国家機能・主権者として行動する意思の表示と認定されるのは？ 「立法権、行政権及び司法権の行使」

このように、国際裁判所は、伝統的な領域権原のいずれかを認定して領域紛争を解決してきたのではない。紛争当事国に、「領域主権の継続的かつ平穏な行使」にあたる証拠、すなわち、対象領域について主権者として行動する意思をもって国家機能を有効に表示又は行使してきたとみなすに足る証拠の提示を求め、その優劣を判断するという手法をとってきた。

これまで、国際裁判所は、対象領域に対する立法権、行政権及び司法権の行使を、たびたび「領域主権の継続的かつ平穏な行使」にあたりと認定してきた。たとえば、上述のマンキエ及びエクレオ事件で認定されたもののほか、狩猟及び漁業に関する規制管理措置、鳥獣保護地区の設置(リギタン島及びシバダン島に対する主権事件)、出入国管理規制(出入国審査官による対象領域への訪問、第三国国民に対する労働許可及び査証の発行)(カリブ海における海洋画定事件)、関係国公務員に対する対象領域への訪問許可(ペドラ・ブランカ/ブラ

ウ・バツ・プテーに対する主権事件)などがある。

他方、灯台や浮標などの航行援助施設の建設又は設置については、判断が分かれている。カタールとバーレーンの海洋境界画定及び領土問題事件では、「極小の島嶼」にこのような施設を建設又は設置した国は、かかる島嶼に対する主権を有するとの主張を裏付けるに足る証拠と認定された。他方、マンキエ及びエクレオ事件では、主として船舶輸送を保護するために、かかる施設が建設又は設置されていたとされ、国家機能・主権者として行動する意思の表示とはみなされなかった。複数国の海軍による共同巡視又は演習、軍旗の掲揚などの行為も、それらの目的に照らして、通常は主権の表示にならないとされている(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)。

したがって、国家機関の活動であっても、そのすべてが領域権原に相当する証拠と認定されるわけではない。国際裁判所は、さまざまな要素、とりわけ活動の目的を考慮して、当事国が提示する証拠の優劣を判断していると言える。

なお、私人の活動は、原則として国家に帰属しないので、国家機能・主権者として行動する意思の表示とはみなされない。ただし、私人の活動であっても、公的な規制にもとづき、又は政府の許可を得て行われたものについては、かかる機能・意思の表示とみなされる余地がある(リギタン・シパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)。この場合は、純然たる私人の活動ではなく、国家による行政権の行使が、私人の活動を介して明らかになると解されるからである。

【関連要素の考慮】

国家機能の表示にあたる行為がない場合でも、対象となった島が「船舶の航行に危険を及ぼす障害」として広く知られており、かつ、その島に対して競合する主権の主張が提起されていないならば、周辺を支配していた国の原始権原が認定されることもある(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)。

地図は、領域の帰属を定める条約に添付されているときなどは、最優先の証拠として扱われる。それ以外の地図の証拠としての価値は、出所、品質及び作製時期など、さまざまな要素により左右される。一般に、公式地図は、私的地図よりも価値が高い。対象領域を正確に表示している地図や、紛争発生前に作製された地図も、高く評価される可能性がある。

また、公刊物、とくに政府が出版する書籍などに対象領域が記載されている(又は記載されていない)ことが、どのような効果をもたらすのか(又はもたらさないのか)という点も、領域紛争に関する国際裁判で、しばしば提起される争点の一つである。国際裁判所は、さまざまな要素を考慮して、その効果を判断してきた。紙幅の関係もあり、ここでは、事実の描写が主たる目的であるとして、政府公刊物への記載の有無を重視しな

かった裁判例(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)があることを指摘するにとどめておこう。



国家機能・主権者として行動する 意思の表示と認められるもの

裁判記録、課税、土地の登記、関係法律の制定、施設の構築(マンキエ及びエクレオ事件)

狩猟及び漁業に関する法律の制定(東部グリーンランド事件)

海がめの卵の採取に関する規制管理措置、鳥類保護地区の設置(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件)

出入国管理規制(出入国審査官による対象領域への訪問、第三国国民に対する労働許可および査証の発行)(カリブ海における海洋画定事件)

関係国公務員に対する対象領域への訪問許可(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

「極小の島嶼」に対する航行援助施設の建設又は設置(カタールとバーレーンの海洋境界画定及び領土問題事件)

公的な規制に基づき又は政府の許可を得て行われた私人の活動(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)



国家機能・主権者として行動する 意思の表示と認められないもの

船舶輸送保護を主たる目的とする航行援助施設の建設・設置(マンキエ及びエクレオ事件)

複数国の海軍による共同巡視・演習(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

軍旗の掲揚(ペドラ・ブランカ/ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

私人の活動(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)

4- 調査結果

ア- 時代区分 I — 幕府の許可により大谷家、村川家が鬱陵島、竹島に渡航を始めて以降(江戸時代)

(1) 大谷家、村川家の鬱陵島、竹島渡航

大谷家、村川家による鬱陵島、竹島への渡航

1617年(元和3年)、米子の町人で廻船業を営んでいた大谷甚吉は、越後国からの帰りに遭難、鬱陵島に漂着した。島を踏査した大谷は、そこが無人島であり資源が豊富であることから開発を決意する(→No.1)。大谷は、同じく米子の町人である村川市兵衛と共同で幕府に働きかけ、1618年(元和4年)、江戸幕府は、鳥取藩主宛に大谷、村川両家の鬱陵島への渡海許可を通知し事業が開始された(※1)。

以降、両家は毎年交代で鬱陵島に渡航し、数ヶ月滞在上、アワビ、アシカを中心に種々の産品を獲得し(→No.2)、渡航の途次、竹島を航海の目印として、また、アシカやアワビの漁獲地として利用していた(→No.4)。

なお、両家は毎年の収支を合算して配分する取り決めを結んでいた(→No.10)。

幕府公認の事業

幕府は、大谷、村川に将軍への拝謁(御目見)(※2)を許し、大谷、村川は数年に一度、将軍に拝謁した。その際、幕府の幹部に、鬱陵島、竹島の産品を献上した。(→No.5、No.6、No.7)

大谷家、村川家の鬱陵島への渡航は、阿倍四郎五郎(※3)という旗本が老中に働きかけ、老中が連名で鳥取藩主宛に許可を出し、以降も阿倍四郎五郎が大谷、村川と幕府を取持つ形で、御目見や産品の献上が行われてきた。鳥取藩は、大谷、村川に資金を貸し付けたり、産品を買い上げて貸し付けた分と相殺したりと、事業を支援し(→No.3)、幕府公認の下で営まれてきた。幕府は、1633年(寛永10年)にいわゆる鎖国令を出すのが、鬱陵島、竹島への渡航は継続された。

当時の様子を伝える文書

大谷家、村川家には、その活動を示す資料が残され、特に、大谷家については、散逸を免れてきた多くの資料が伝わっている。これは「大谷家文書」と呼ばれ、当時の状況がわかる貴

重な資料群である。

資料調査では、「鳥取藩政資料」(鳥取県立博物館所蔵)を始めとして、各地の機関が所蔵する江戸期の竹島関連資料について確認を行ったが、その中でも、平成31年度の資料調査では、鳥根県が寄贈を受けた大谷家文書の一部について、画像データの提供を受けたので報告する(2019年(平成31年)1月、多くの文書が鳥根県に寄贈されている。写真参照)。

また、平成27年度の資料調査では、鳥取県立博物館より、鳥取藩政資料内の『御用人日記』の中に、1695年(元禄8年)に竹島で採取したアワビを丸干しにしたものが鳥取藩から将軍に献上されたことがわかる資料(画像データ)の提供を受けた(→No.8)。

後年作成された資料

大谷家、村川家による鬱陵島への渡航は、対馬藩を介した日朝間の交渉により、1696年(元禄9年)に禁止となったが、後年作成された資料にも、大谷家、村川家の渡航を伝えるものがある。

この報告書には、鳥取藩で要職にあった武士(岡嶋正義)が1828年(文政11年)にまとめ、鬱陵島や竹島の地理、産物などが記載された『竹島考』(→No.4)を掲載する。



平成31年1月に鳥根県に寄贈された文書群
写真:鳥根県総務部総務課竹島対策室提供

※1 当時、鬱陵島は「竹島」と呼ばれていたため、この許可通知は「竹島」渡海許可となっている。

また、この許可は1625年(寛永2年)という説もある。

※2 旗本、御家人という將軍直属の武士の中でも、原則として御目見を許されていたのは旗本だけであった。

※3 代々、阿倍四郎五郎を名乗っていた。大谷も代々九右衛門、村川も代々市兵衛を名乗った。

時代区分 I

1603年 慶長8年 ○江戸幕府開府
 1618年(1625年) (元和4年)(寛永2年) ●幕府が鬱陵島渡航を米子の町人に許可
 1633年 寛永10年 ○鎖国令
 幕府公認の下、米子の町人が鬱陵島、竹島に渡航
 町人は将軍に拝謁し、産品を幕府に献上
 1696年 元禄9年 ●鬱陵島渡航禁止

No.1



①鬱陵島、竹島渡航について伝える資料

No.2



No.3



②渡航の具体内容を示す資料

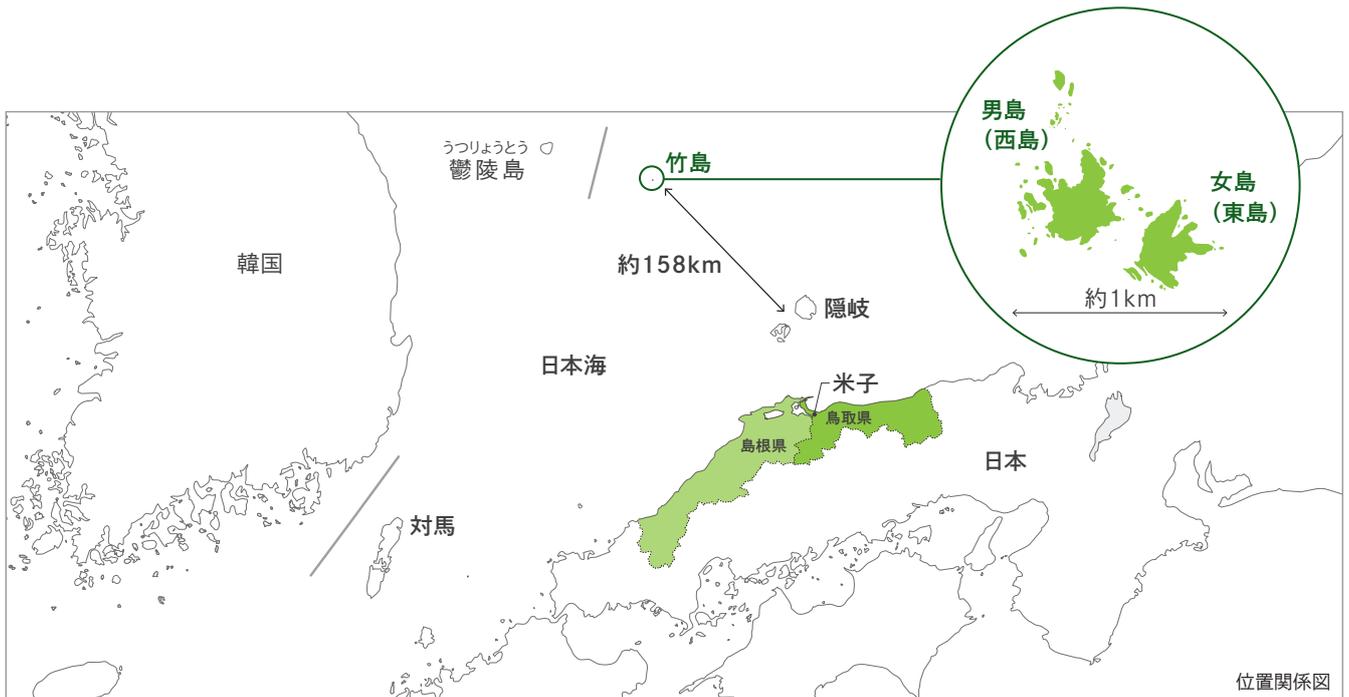
No.4



No.5 ~ No.8



③将軍拝謁、産品献上に関する資料



位置関係図

大谷家に伝わる船印の旗と時服

大谷家には、左記に説明した資料のほか、鬱陵島、竹島への渡航の際に船に掲げていたとされる幕府から拝領した船印の旗や、御目見を許された時に拝領した時服など(いずれも米子市指定文化財)、貴重な品々が伝わっている。



葵紋入り船印
 所蔵:米子市立山陰歴史館



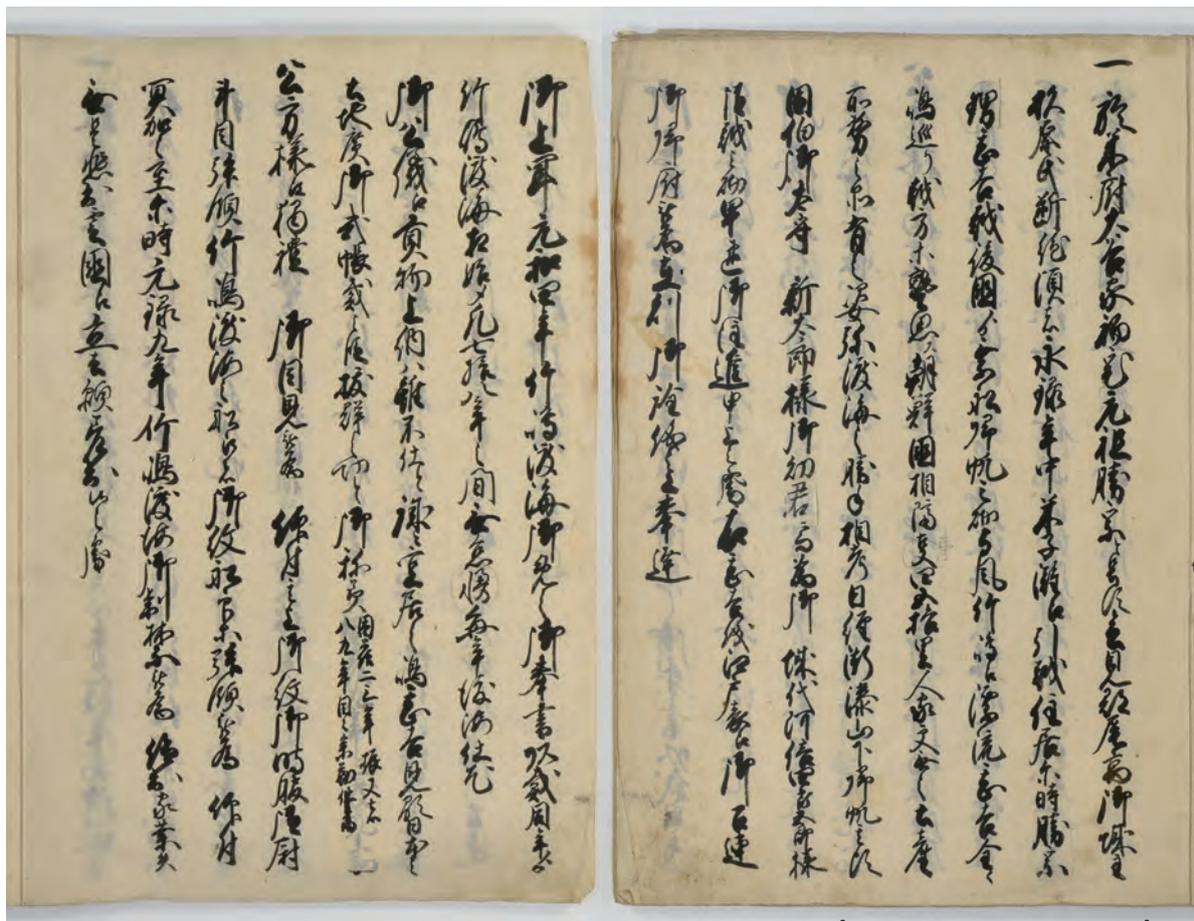
徳川二代将軍秀忠から拝領の時服
 所蔵:米子市立山陰歴史館

時代区分I (1)-①鬱陵島、竹島渡航について伝える資料

鬱陵島渡航の経緯を伝える大谷家の文書

No.1 竹島渡海由来記抜書控(鬱陵島への渡航のきっかけ)

新規掲載



所蔵: 島根県竹島資料室

資料概要

鬱陵島渡海の経緯を書き記した大谷家資料。

大谷甚吉が越後の帰り、鬱陵島に漂着した際現地を調査し、鬱陵島は朝鮮国から4、50里離れたところがあり、人家はないが、島には商売になる産物品々があることが分かり、渡航することを考えたという話が出てくる。

作成年月日

-

編著者

-

発行者

-

収録誌

-(大谷家文書1-3)

言語

日本語

媒体種別

紙

公開有無

無

所蔵機関

島根県竹島資料室

利用方法

島根県竹島資料室に問い合わせを行う

内容見本

- 一 於米府大谷家初宅元祖勝宗と号す、会見郡尾高御城主 杵原氏断絶頃者永禄年中米子灘江引越住居、于時勝宗 甥甚吉越後国より乗船帰帆之砌、与風竹嶋江漂流、甚吉全く嶋 巡り越方等熟思ス、朝鮮国相隔事四五拾里、人家更無之土産所務之 品有之姿、弥渡海之勝手相考、(略)

現代語訳

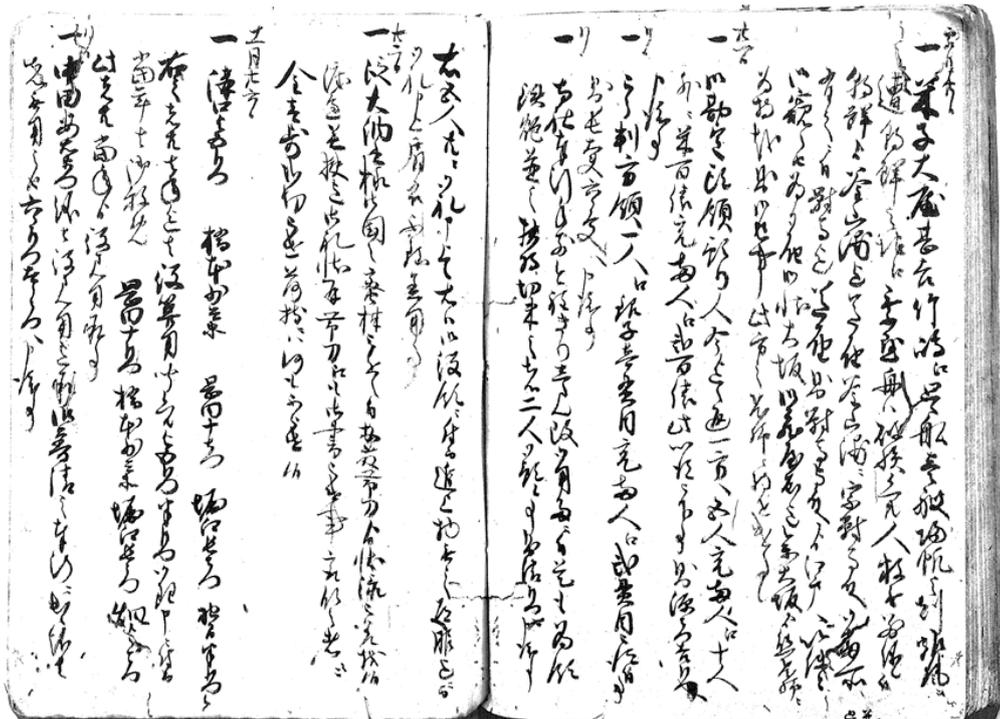
米子において大谷家が初めに屋敷をかまえた時の元祖は勝宗という。会見郡尾高城主杉原氏が断絶し、米子へ引越し屋敷をかまえて住居とした頃は永禄年中であった。ある時、勝宗の甥の甚吉が越後国から船で帰帆しようとしたその節、ふと鬱陵島へ漂流してしまった。甚吉は着岸した鬱陵島をくまなく巡り、色々熟考した。鬱陵島は朝鮮国から四、五十里隔てられ、そのうえ人家は全くなく、島には商売になる産物品々がある状況から今後渡海することを考えた。

時代区分I (1)-①鬱陵島、竹島渡航について伝える資料

大谷家の船が朝鮮に漂着した後帰国したことがわかる資料

No.2 寛文六丙午年 控帳 十三 正月日

報H27/P8 寛文六年十一月二十日の条(鳥取藩国元の家老の日記「控帳」) 1666年(寛文6年)11月20日



所蔵：鳥取県立博物館

資料概要

米子の大谷・村川両家が交替で竹島(現在の鬱陵島)への渡海を継続する中で、この年渡海した大谷家の船が、帰帆の途中遭難した事件の鳥取藩の記録。大谷・村川両家は江戸時代の初期17世紀に幕府の許可を得て竹島(現在の鬱陵島)へ出漁し、行く途中にある松島(現在の竹島)でも漁を行っていた。

内容見本

一、米子大屋甚吉竹嶋江廻候船壹艘帰帆之刻難風ニ遭朝鮮之地江乗懸舟ハ破損候へ共人数無別儀候付朝鮮より釜山浦迄送届釜山浦ニ宗対馬殿御番所有之二付対馬迄送届則対馬守殿より江戸へ以使者御窺之由為御届御状大坂御蔵屋敷迄参大坂より態飛脚ニ為持越則御返事此方之飛脚ニ持せ遣事候(略)

現代語訳

米子大屋甚吉持ち船一艘が、竹嶋からの帰りに遭難して船は壊れたが船員は全員無事だった。船員は朝鮮国から朝鮮釜山浦にある宗家の番所に届けられ、釜山浦から日本の対馬へ着いたことを宗家から江戸幕府へ連絡の書状が出された。その使者が大坂蔵屋敷に着いたとき、この遭難の内容がわざわざ鳥取藩へも連絡があった。

作成年月日	1666年(寛文6年)11月20日
編著者	-
発行者	-
収録誌	寛文六丙午年 控帳 十三 正月日
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	鳥取県立博物館
利用方法	鳥取県立博物館で利用手続きを行う 『鳥取藩政資料目録』資料番号2517

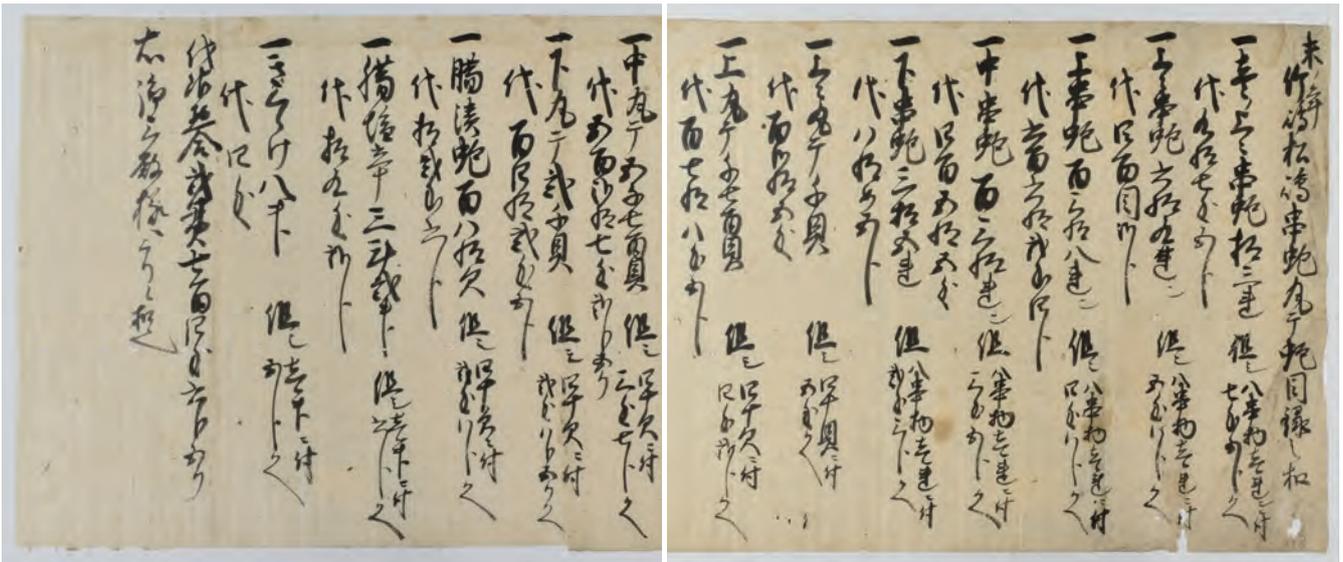
4 時代区分 I

時代区分I (1)-②渡航の具体内容を示す資料

鳥取藩がアワビを買上げていたことが分かる資料

No.3 未ノ年 竹嶋松嶋串蛸丸干蛸目録之扣

新規掲載 1679年(延宝7年)



所蔵: 鳥根県竹島資料室

資料概要

鳥取藩による鬱陵島、竹島産の串アワビ、丸干しアワビの買い上げ記録(目録)。「壺ノ上々串蛸串蛸」、「きくらけ」まで製品の量と対価が書き込まれている。総額(銀で支払い)も記され、「2貫746匁5厘」となっている。鳥取藩は、資金を貸し付け、その返済を産品を買い付けることで相殺していたこともあった。

作成年月日	1679年(延宝7年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-17)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	鳥根県竹島資料室
利用方法	鳥根県竹島資料室に問い合わせを行う

内容見本

未ノ年
竹嶋松嶋串蛸丸干蛸目録之控
(略)
代銭惣合 貳貫七百四匁六分五厘
右御三殿様へ上り候控也

現代語訳

未の年
竹島と松島でとれた蛸を干して串に刺した干し蛸と干し蛸の一つを献上した目録
(略)
すべての代銭は合わせて 二貫七百四匁五厘
右の夫々は鳥取藩の藩主と若様と(隠居の)壺州様へ献上の品の控

時代区分I (1)-②渡航の具体内容を示す資料

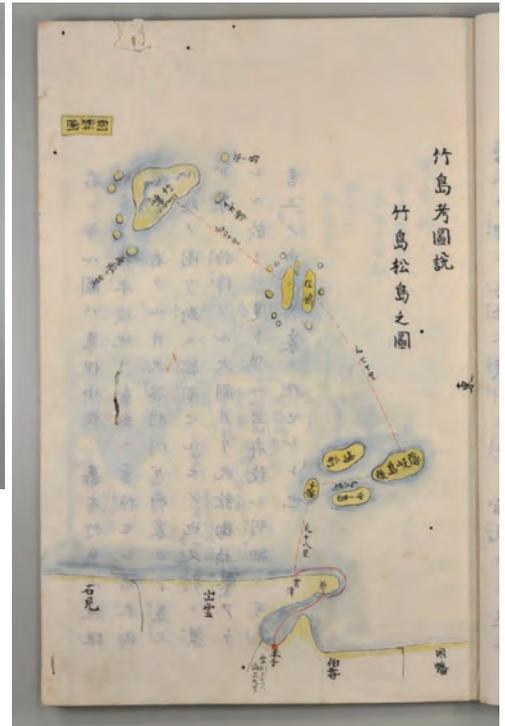
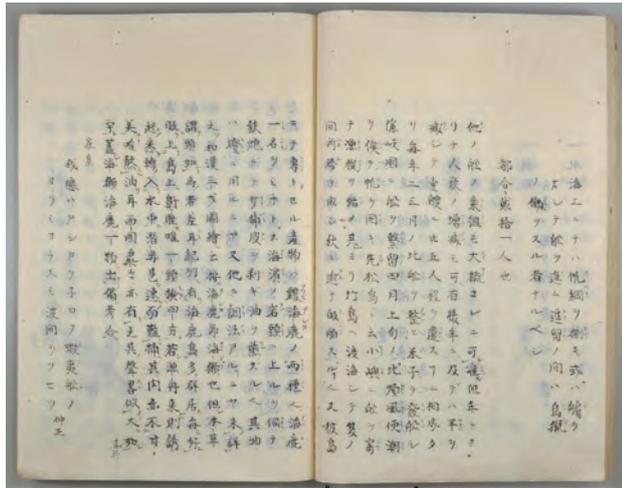
鬱陵島・竹島への渡航について後年まとめた書

No.4 竹島考

新規掲載 1828年(文政11年)



所蔵:鳥取県立博物館



資料概要

鳥取藩で要職にあった岡嶋正義という武士が、大谷・村川両家の事業について後年に編纂した書。渡航の経緯、鬱陵島、竹島の地理やアシカなどの産物について記している。上巻に鬱陵島への渡航ルートの絵図が含まれ、鬱陵島と竹島についての地理について説明する記述が含まれている。

なお、本書中に「竹島」とあるのは鬱陵島、「松島」とあるのは竹島のこと。

内容見本

毎年二三月ノ比船ヲ整ヒ米子ヲ発船シ隠岐國二船ヲ繫留四月月上旬ノ比較順風便潮ヲ俟テ帆ヲ開キ先松島ト云小嶼二船ヲ寄テ漁獵ヲ始メ其レヨリ竹島へ渡海シテ復ノ間所務ヲ成シ秋ニ逾テ舩スル

現代語訳

毎年二、三月頃米子を出て、隠岐国に船を繫留し四月の上旬に出発した。まず松島(現在の竹島)という小島に寄って漁獵を始め、それから竹島(鬱陵島)に渡海して漁獵を行い、秋に帰帆した。

作成年月日	1828年(文政11年)
編著者	岡嶋正義
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	鳥取県立博物館
利用方法	鳥取県立博物館で利用手続きを行う(岡嶋家資料)

時代区分I (1)-③将軍拝謁、産品献上に関する資料

大谷九右衛門勝実による将軍への拝謁の記録

No.5 竹島渡海由来記抜書控(御目見、献上の記録)

新規掲載



所蔵: 島根県竹島資料室

資料概要

大谷家が後年まとめた記録で、二代目の九右衛門勝実が御目見(将軍への拝謁)と献上を行ったことについてが書かれている。御目見は、1671年(寛文11年)をはじめ何度も行われたが、記録が焼失しているものもあると記載されている。村川家が御目見を行ったことについても言及されている。

また、1671年の御目見の際、幕府の役人に産品を献上した際の相手方、内容について記録がある。文中に「竹嶋」とあるのは鬱陵島のこと。

現代語訳

二代九右衛門勝実

勝実は幼名を惣助という、参府で江戸に出たとき、九右衛門を名乗り、年老いてからは隠居し瀬兵衛と改名した、この惣助は若い時に父勝宗の名代として江戸に滞在し、前の記録に有るように首尾よく御目見をこなし、その後も数回御目見にあずかっており、参府のたびの記録もあったが、焼失してしまった。寛文十一年(1671年)亥の五月二十八日に御目見し、延宝七年(1679年)未の七月参府し、翌八月にも御目見をした(※1)。この両方の時に献上した品とその他、御役人様たちへもその家ごとに差上げた品は左の通り書いて明らかである。なお、延宝九年西の七月村川市兵衛が参府した時、頂いた御達書によってもはっきりとしていることである。

寛文十一年亥の五月二十八日

御目見の時に将軍様に献上した後、幕府の御役人様それぞれの方々の氏名と役職と差し上げた品々は左の通りである
御公方様へ献上箱肴 但し 例の通り竹嶋鮑

五百貝一折
酒井雅楽守様

内容見本

二代目 九右衛門勝実

勝実幼名惣助於江府九右衛門と改号及老年隠居シ瀬兵衛と改此惣助若年之時父勝宗が名代江府江詰前記如ク首尾能御目見仕其後数度 御目見仕則参府度毎記録有之処焼失尤寛文十一年亥五月廿八日

御目見仕并ニ延宝七年未七月参府其翌八月

御目見仕右両度分献上之品并ニ御役人様勤門控左之通書頭

猶延宝九年西七月村川市兵衛参府之節御達書ニも顕然たり

寛文十一年亥五月廿八日

御目見仕砌御勤門左之通

御公方様江献上箱肴 但例之通竹嶋鮑五百貝一折

酒井雅楽守様
(略)

作成年月日	-
編著者	-
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-3)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

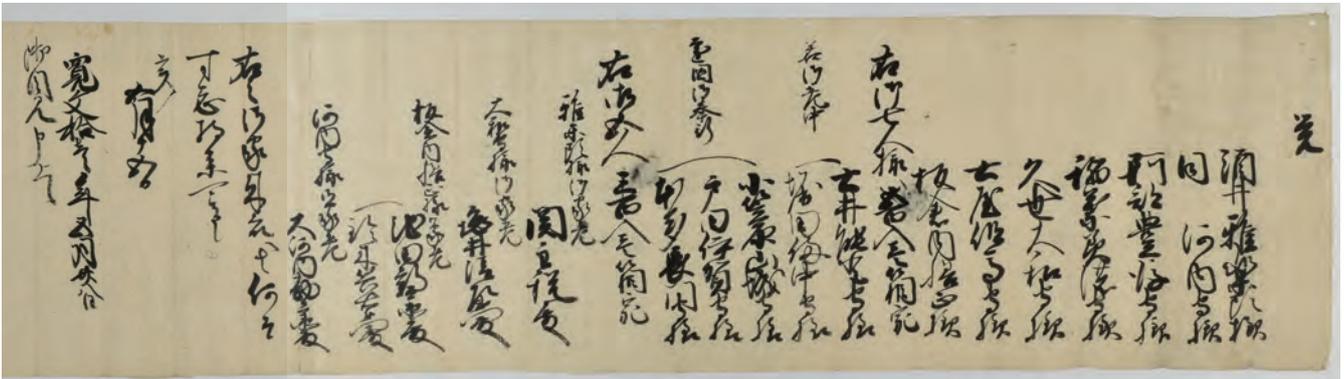
※1 延宝七年(1679年)の参府、御目見については、実際には三代目の勝信が代理で行った。

時代区分I (1)-③将軍拝謁、産品献上に関する資料

大谷家による幕府幹部への産品献上の記録

No.6 参勤独礼御目見に際し幕閣への干シアワビ進上の控

新規掲載 1671年(寛文11年)



所蔵: 島根県竹島資料室

資料概要

1671年(寛文11年)の御目見の際に干シアワビを献上した相手先の記録。相手により、500個入、300個入などがあったことが分かる。

大谷、村川は、数年に一度、将軍に拝謁し(御目見)、幕府の幹部にアワビなどを献上していた。

このほか、江戸城の書院の棚にするため、鬱陵島の木材を献上したり、武家に要請されて鬱陵島の産品を都合したこともあったとされる。

内容見本

覚
 酒井雅楽頭様
 同 河内守様
 阿部豊後守様
 稲葉美濃守様
 久世大和守様
 土屋但馬守様
 板倉内膳正様
 右御七人様五百入壺箱宛
 若御老中 土井能登守様
 堀田備中守様
 小笠原山城守様
 遠国御奉行 戸田伊賀守様
 本多長門守様
 右御五人三百入壺箱宛
 雅楽頭様御家老
 関主税殿
 大和守様御家老
 亀井清左衛門殿
 板倉内膳正様御家老
 池田新兵衛殿
 鈴木兵右衛門殿
 河内守様御家老
 大河内勘兵衛殿
 (略)
 亥五月十五日
 寛文拾壹年五月廿八日
 御目見申上候

作成年月日	1671年(寛文11年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-14)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

時代区分I (1)-③将軍拝謁、産品献上に関する資料

大谷家による幕府幹部への産品献上の記録

No.7 九右衛門勝信江戸出府参勤独礼の御進上覚帖

新規掲載



所蔵: 島根県竹島資料室

内容見本

御進上申鮑之目録

- | | |
|------------|-----|
| 一 御公方様江 | 五百入 |
| 一 酒井雅楽頭様江 | 五百入 |
| 一 酒井河内守様江 | 五百入 |
| 一 稲葉美濃守様江 | 五百入 |
| 一 大久保加賀守様江 | 五百入 |
| 一 土井能登守様江 | 五百入 |
| 一 堀田備中守様江 | 五百入 |

右ハ御老中様

- | | |
|-----------|-----|
| 一 松平因幡守様江 | 三百入 |
| 一 石川美作守様江 | 三百入 |

この御両人様は若年寄衆

- | | |
|-----------|-----|
| 一 板倉石見守様江 | 三百入 |
| 一 松平山城守様江 | 三百入 |

この御両人様は寺社御奉行衆

(略)

- | | |
|------------|-----|
| 一 阿部四郎五郎様江 | 七百入 |
|------------|-----|

(略)

- | | |
|------------|--------|
| 一 阿部四郎五郎様江 | さらし 五疋 |
|------------|--------|

紫下緒大小箱入

上に扇子五本入焼炊箱

- | | |
|-------|----------------------|
| 一 奥様江 | 白ちりめん 壺巻
色ちりめん 壺巻 |
|-------|----------------------|

- | | |
|---------|-----------------|
| 一 権八郎様江 | さらし 三疋
立聞 三掛 |
|---------|-----------------|

上々扇子五本焼き杉箱

資料概要

大谷家三代目の久右衛門勝信が、1679年(延宝7年)8月に幕府の幹部に産品を献上した内容の記録。串アワビについては、その数量が300入、500入、700入などと記載がある。

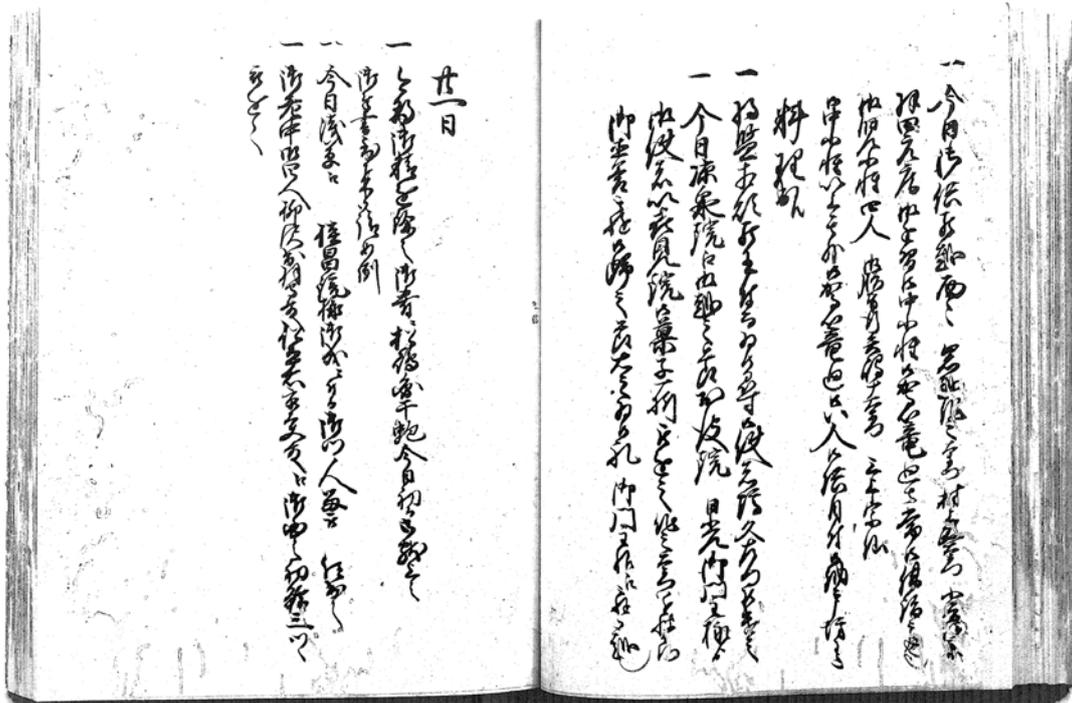
作成年月日	-
編著者	-
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-15)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

時代区分I (1)-③将軍拝謁、産品献上に関する資料

鳥取藩が竹島産アワビを将軍に献上したことがわかる記録

No.8 元禄八年 御在江戸 日記 亥七月朔日より十二月廿九日迄

報H27/P9 元禄八年九月二十一日の条(鳥取藩主の側近である御用人の日記「御用人日記」) 1695年(元禄8年)9月21日



所蔵:鳥取県立博物館

内容見本

一 今朝御精進除之御肴ニ松島円干鮑今日初而御献上之御奉書到来御請如例

現代語訳

一、今朝ご精進除の御肴として松島円干鮑(丸干し鮑)を今日初めて献上された旨の知らせが来た。いつもの通り返事をした。

資料概要

鳥取藩の記録で、1695年(元禄8年)9月21日に、鳥取藩が竹島で採取したアワビを丸干しにしたと考えられるもの(松島円干鮑)を、精進除の御肴として(※1)、将軍に献上したことがわかる。

※1 祖先の忌日など精進をすべき日が精進日で、翌日に精進除として献上した。毎月17日(家康)、20日(家光)、24日(秀忠)、8日(家綱)が精進日で、翌日が精進明け。松島丸干鮑の献上は元禄8年9月21日であり、この当時将軍であった綱吉からすると先々代の家光の月命日の精進除けとなる。(大嶋陽一「鳥取藩の贈答品「竹島鮑」」を参考)

作成年月日	1695年(元禄8年)9月21日
編著者	鳥取藩
発行者	-
収録誌	元禄八年 御在江戸日記 亥七月朔日より十二月二十九日迄
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	鳥取県立博物館
利用方法	鳥取県立博物館で利用手続きを行う (『鳥取藩政資料目録』資料番号3725)

(2) 竹島に関する認識



No.9



①大谷家、村川家の竹島に対する認識を示す資料

No.10



No.11



②竹島を正確に描いた絵図

大谷家、村川家が鬱陵島への渡航の途次、竹島に立ち寄っていた話は、大谷家文書や、後年編纂された郷土史など様々な資料に記述が見られ、江戸時代、日本では竹島を正確に認識していた。

大谷家文書の中には、石井宗悦という町人が、大谷道喜に宛てた書簡があり、それには、村川市兵衛が竹島のアシカを鉄砲で撃ったら、鬱陵島に逃げていけようなどと書かれている(→No.9)。

1696年(元禄9年)に江戸幕府が鬱陵島への渡航を禁止するにあたって、鳥取藩に対して状況を聞いた際、鳥取藩が回答のために準備した絵図にも竹島(当時の呼称は松島)が描かれており(右図)、そこに示されている内容からも竹島について正確な知識を獲得していたことが窺える。

資料調査では、平成27年度、東京大学史料編纂所所蔵の「松島之図」を確認した(松島は江戸時代の竹島の呼称)。これは、村川家が作成した絵図(※1)を1895年(明治28年)に筆写したものであり、竹島を単体で描いたものである(→No.11)。



「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」

所蔵：鳥取県立博物館

竹島(絵図中は松島)は、東西二つの島として描かれ、東側の島の浜に「船すへ場」の文字と小屋の絵が見える。

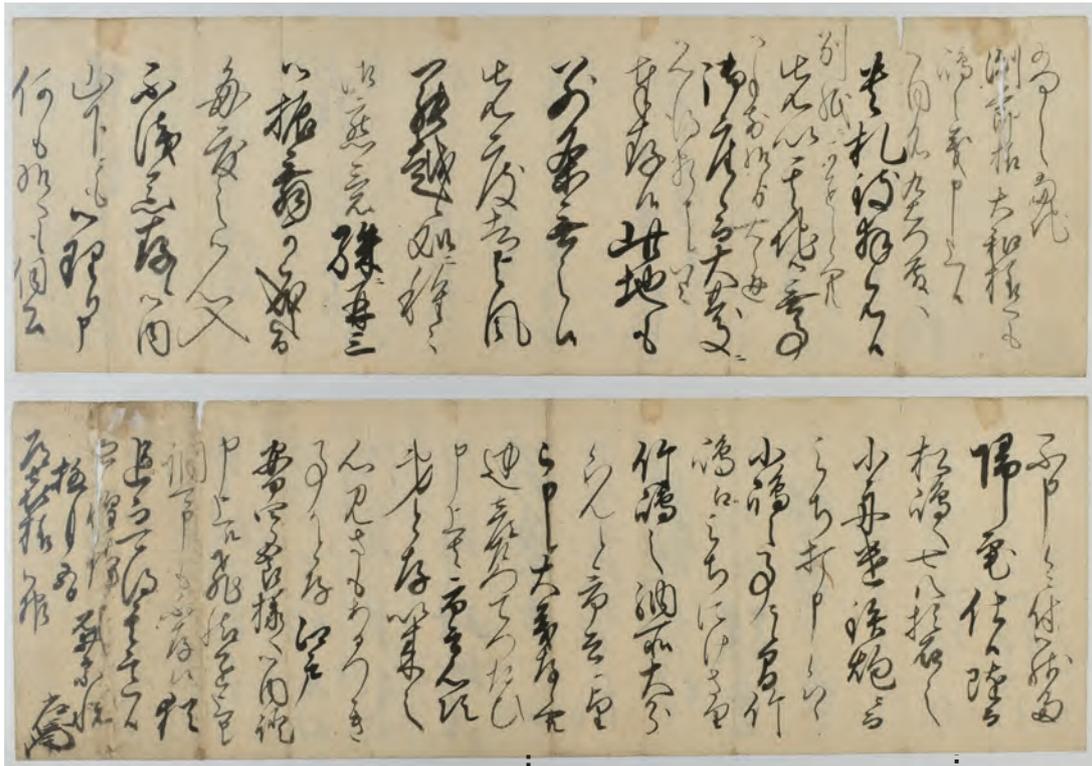
※1 竹島資料ポータルサイト(資料番号:T1600000000103)

時代区分I (2)-①大谷家、村川家の竹島に対する認識を示す資料

竹島を正確に認識していたことがわかる書簡

No.9 石井宗悦から道喜(大谷九右衛門勝宗)に宛てた書簡(1650年代)

新規掲載 年不詳12月5日付



所蔵:島根県竹島資料室

大谷家1-10

資料概要

石井宗悦という町人が、大谷道喜(大谷家4代目当主九右衛門勝宗)に宛てた書簡で、竹島に関する記述が見られる。

石井宗悦は、鬱陵島、竹島に渡航している村川市兵衛が、「竹島は小島のため、竹島のアシカを鉄砲で撃てば鬱陵島へ逃げていくだろう」と言ったと、大谷道喜に伝えている。

作成年月日	年不詳12月5日付
編著者	大谷道喜
発行者	-
収録誌	-(大谷家文書1-10)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

内容見本

(略)松嶋へ七八拾石の小舟遣鉄砲ニ而ミち打申候ハ、小嶋之事ニ候間竹嶋江みちにけさり竹嶋之納所大分候わんと市兵衛望被申候大義存候共進彦左衛門てつたひ申上者市兵衛(略)

現代語訳

市兵衛は申している。「七、八十石の小舟で竹島へ行き、鉄砲で竹島のみち(アシカ)を打てば、竹島は小島なので、みちが鬱陵島へ逃げて行き、鬱陵島での漁獲が増えるだろう」と。

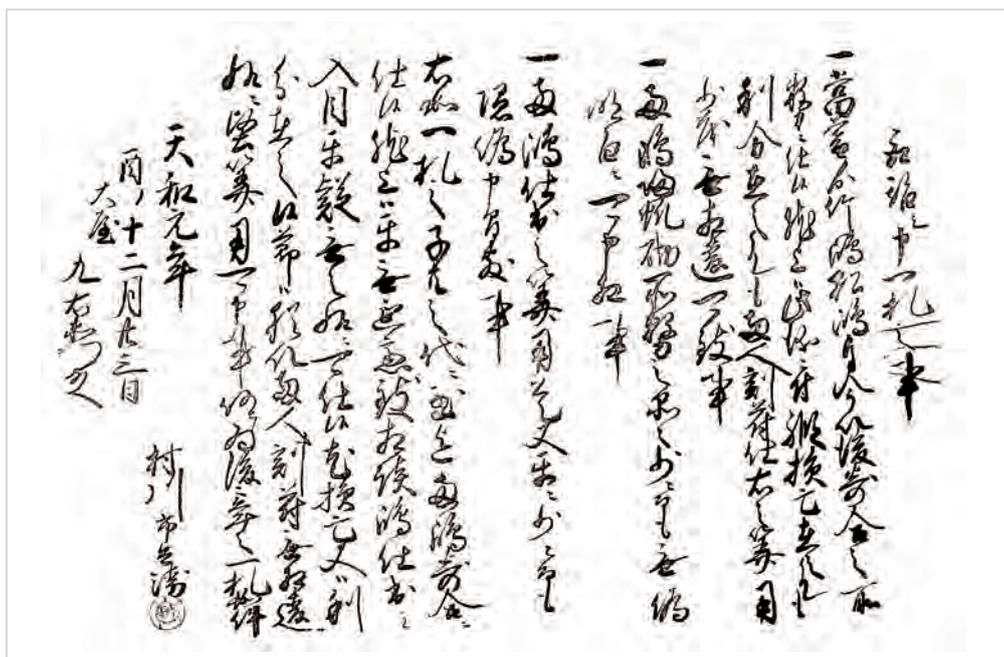
※原文では竹島は「松島」と、鬱陵島は「竹島」と記述されている。

時代区分I (2)-①大谷家、村川家の竹島に対する認識を示す資料

大谷家と村川家で交わした鬱陵島と竹島からの収益に関する取決め

No.10 取替シ申一札之事(複写)

新規掲載 1681年(天和元年)12月23日



所蔵:島根県竹島資料室

資料概要

鬱陵島と竹島への渡航を50年余り続けていた大谷家と村川家は、天候の影響など年によって収入が安定しないため、損益を按分する取り決めを結んでいた。

内容見本

- 一 当暮より竹嶋松島自今以後寄合之所務ニ仕候然上ハ此儀ニ付縦損亡在之候ても利分在之候ても兩人割符仕右之算用少茂無相違可致事
 - 一 両嶋帰帆砌所務之品々少ニ而も無偽明白ニ可申相事
 - 一 両嶋仕出之算用是又互ニ少ニ而も隠偽申間敷事
- 右如一札之子共之代ニ至迄両嶋寄合ニ仕候、然上ハ互無遠慮致相談

現代語訳

- 一 当年の暮れから以後、竹嶋・松嶋については相談し決したことで実行していくから、たとえ、損をした時も利益が出たときも両者の決めた割合で行い、勘定や計算などに違いがないようにする事
 - 一 竹嶋・松嶋から船が持ち帰った収穫品はすべて明らかにして少しの偽りもしない事
 - 一 竹嶋・松嶋から得た収益の計算については双方少しの隠し事も絶対しない事
- 右の取り交わし証文は子供の代まで続く両嶋についての相談、決めことである。

※原文では竹島は「松島」と、鬱陵島は「竹島」と記述されている。

作成年月日	1681年(天和元年)12月23日
編著者	村川市兵衛
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

時代区分I (2)-②竹島を正確に描いた絵図

村川家所蔵の竹島の絵図を明治期に写したもの

No.11 松島之図

報H27/P10 1895年(明治28年)



所蔵: 東京大学史料編纂所

資料概要

米子町村川家所蔵の絵図の写。
竹島のみを描いた絵図。

内容見本

松嶋之絵図、嶋之惣廻り壱里之内
隠岐国より松嶋江之渡海道範百里餘
松嶋より竹嶋江道範三十里餘

作成年月日 1895年(明治28年)

編著者 -

発行者 -

収録誌 -

言語 日本語

媒体種別 紙

公開有無 有

所蔵機関 東京大学史料編纂所

利用方法 東京大学史料編纂所で利用手続きを行う

現代語訳

松島の絵図、島の周囲1里の内。隠岐国より松島へ渡海の距離100里あまり。松島より竹嶋への距離30里あまり。

※原文中、竹島は「松島」と記載されている。

イ- 時代区分II — 竹島が島根県に編入された1905年(明治38年)前後から終戦まで 明治時代～1945年(昭和20年)

(1) 竹島の貸下願いと島根県への編入

竹島におけるアシカ漁の活発化

隠岐島の漁業者に竹島は古くから知られる存在であり、1849年にフランスの捕鯨船(リアンクール号)が竹島に「リアンクール岩」と名前をつけたこともあって、竹島は、りゃんこ、ランコなどの地元呼称でも呼ばれていた。

1903年(明治36年)の頃には、竹島におけるアシカ漁が活発になり、同年5月、隠岐島で事業を営んでいた中井養三郎(※1)は、竹島におけるアシカ漁が事業として有望であると考え、竹島に10数名を派遣し(→No.13)、翌年4月にも中井は、橋岡友次郎らと竹島に渡航してアシカ漁を行っている(→No.12)。

しかし同じ時期、石橋松太郎他、井口龍太、加藤重蔵らも竹島でアシカ漁を行っており、いわば乱獲状態となっていた。

中井養三郎が竹島の貸下願いを政府に提出

乱獲状態を懸念した中井は、1904年(明治37年)9月、外務大臣、内務大臣及び農商務大臣宛に竹島において管理されたアシカ漁を実現する必要性を訴え、竹島を10年間貸与するよう、貸下の願書を提出した。

中井は、貸下の願い書に、竹島におけるアシカの上陸場所や、漁舎、着船場等の場所を示す略図の他、補足説明書も添付し、アシカが濫獲されている現状とその影響を説明するとともに、資源保護とアシカ漁業管理のための施策を提案している。また、巻末にはアシカの上陸場所を赤で、16の保護区域に分割する境界線を点線で示した略図を添付した(右図)。

竹島の島根県編入を閣議決定

中井の出願を受けた政府は、島根県からの意見聴取を行った上で、1905年(明治38年)1月28日、島の名前を「竹島」と定め、島根県の所属とし、隠岐島司の所管とすることを閣議決定した(→No.14)。

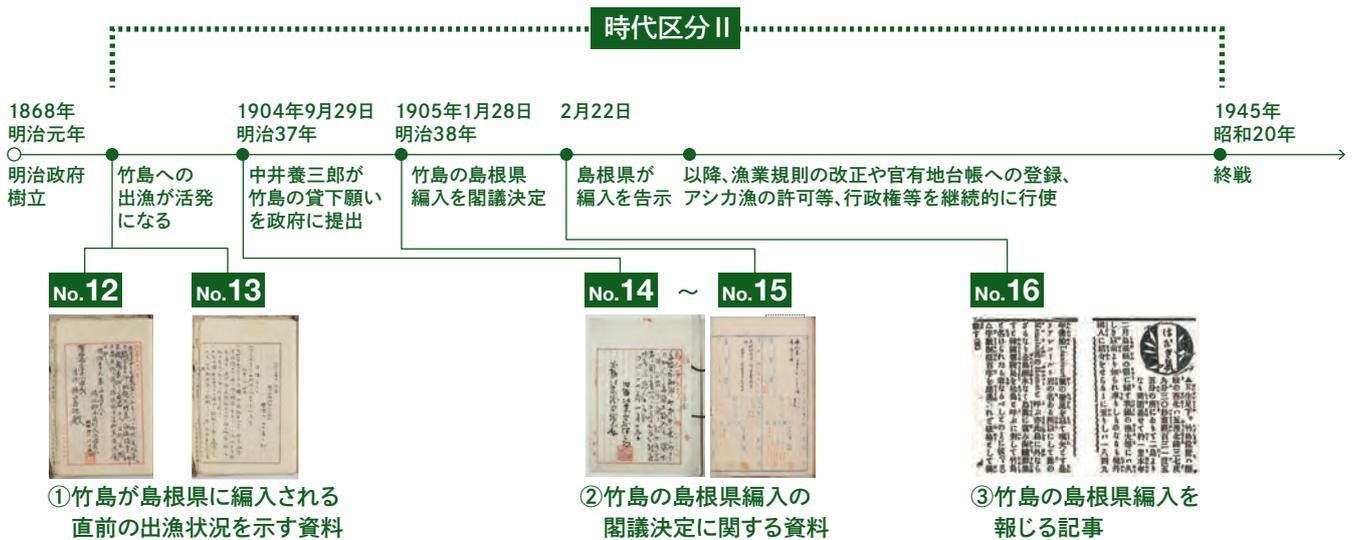
一連の経緯は次頁に整理する通りである。竹島を島根県に編入する閣議決定の後、同年2月22日、島根県知事は竹島の位置、所属、名称、所管について告示を行い(→No.18)、隠岐島庁に対し竹島の名称、所属と隠岐島司の所管とすることを訓令(指示)した(→No.17)。

資料調査では、当時の閣議決定の『件名録』に上記の閣議決定が記載されていることを確認した(→No.15)。また、リアンコルト岩として知られていた島が島根県に編入され、その名称が竹島と名付けられたことを報じる新聞記事(1905年7月10日付新聞記事)も確認したので掲載する(→No.16)。



中井養三郎が提出した竹島の貸下願いの附図(控え)
所蔵: 島根県公文書センター

※1 1864年(元治元年)、鳥取県東伯郡小鴨村生まれ。九州、山陰、北陸等各地に滞在、ロシア(ウラジオストック)、朝鮮等に渡航し、ナマコ・アワビ漁などの水産事業の開発に従事。隠岐水産組合から漁業試験事業の委託も受けた。



竹島の島根県への編入経緯と所管

1904年9月29日

隠岐在住の中井養三郎が竹島の貸下願いを政府に提出

中井養三郎が、隠岐列島の北西に位置する「リヤンコ」島と称する無人島(竹島のこと)の近海におけるアシカ漁業の保全及び資源保護のために、同島を貸下げてほしいと内務大臣、外務大臣及び農商務大臣に願い出る。



政府内で貸下願いについて検討

内務省から、島根県に対し意見照会(1904年10月15日)。

島根県から隠岐島庁(P37参照)に対し、「リヤンコ」島(竹島)を隠岐島司の所管とすること、また、同島の名称について意見照会(1904年11月15日)。これに対し、隠岐島庁から、所管について了承し、島名は、元来松竹両島があると伝えられ鬱陵島が竹島とされてきたが、鬱陵島は松島であることが海図上明らかなので「竹島」が適当であると回答(1904年11月30日)(※1)。

閣議決定に向けて手続き開始(1905年1月10日)

中井養三郎が貸下を願い出た「リヤンコ」島を竹島と名付け、島根県隠岐島司の所管とすることを閣議に諮るための文書「無人島所属ニ関スル件」を内務大臣が内閣総理大臣に提出(※2)。

閣議決定(1905年1月28日)

「竹島」の名称を定め、島根県所属、隠岐島司(P37参照)の所管とすることを決定。



1905年2月22日

島根県知事から隠岐島庁に対する訓令

島根県知事が竹島の位置、所属、名称、所管について告示。また、島根県知事は、隠岐島庁に対して、竹島の名称、所属と隠岐島司の所管とすることを訓令(指示)した。

※1 「乙庶第152号」島根県文書綴り『竹島』

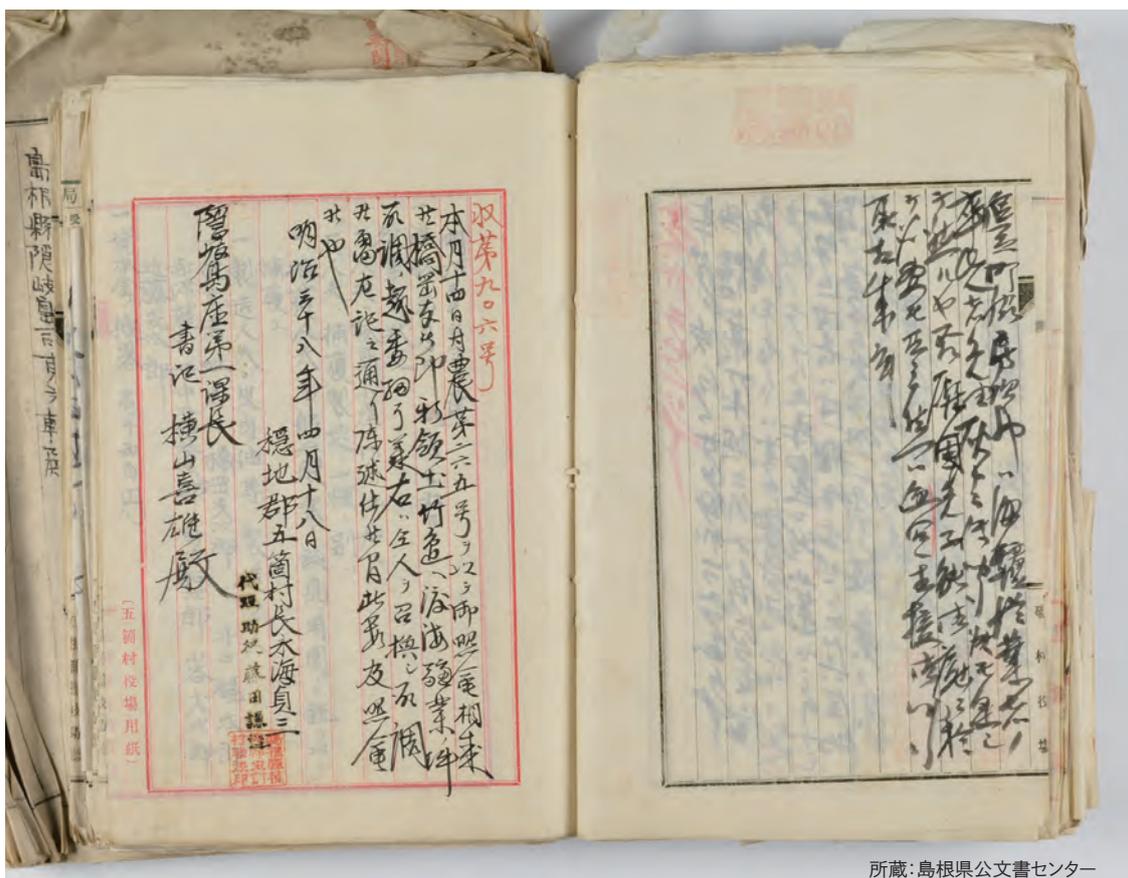
※2 「三七秘乙第三三七号ノ内 無人島所属ニ関スル件」『公文類聚』

時代区分II (1)-①竹島が島根県に編入される直前の出漁状況を示す資料

1903年(明治36年)、1904年(明治37年)のアシカ漁業実績(橋岡友次郎)

No.12 収第906号

報H26/P17 1905年(明治38年)4月18日



所蔵: 島根県公文書センター

資料概要

隠岐島庁の農第265号照会に対する五箇村の回答。橋岡友次郎の明治36年度と明治37年度の竹島渡航と海鹽漁業の実績調査を報告。回答事項は渡航年月日、従業状況、資本金、漁獲物の処理と価格総額。

内容見本

本月十四日付農第二六五号ヲ以テ御照會相成候橋岡友次郎新領土竹島へ渡海鹽業ノ件取調ノ趣委細了承右ハ全人ヲ召喚シ取調候處左記之通り陳述仕候間此段及照會候也

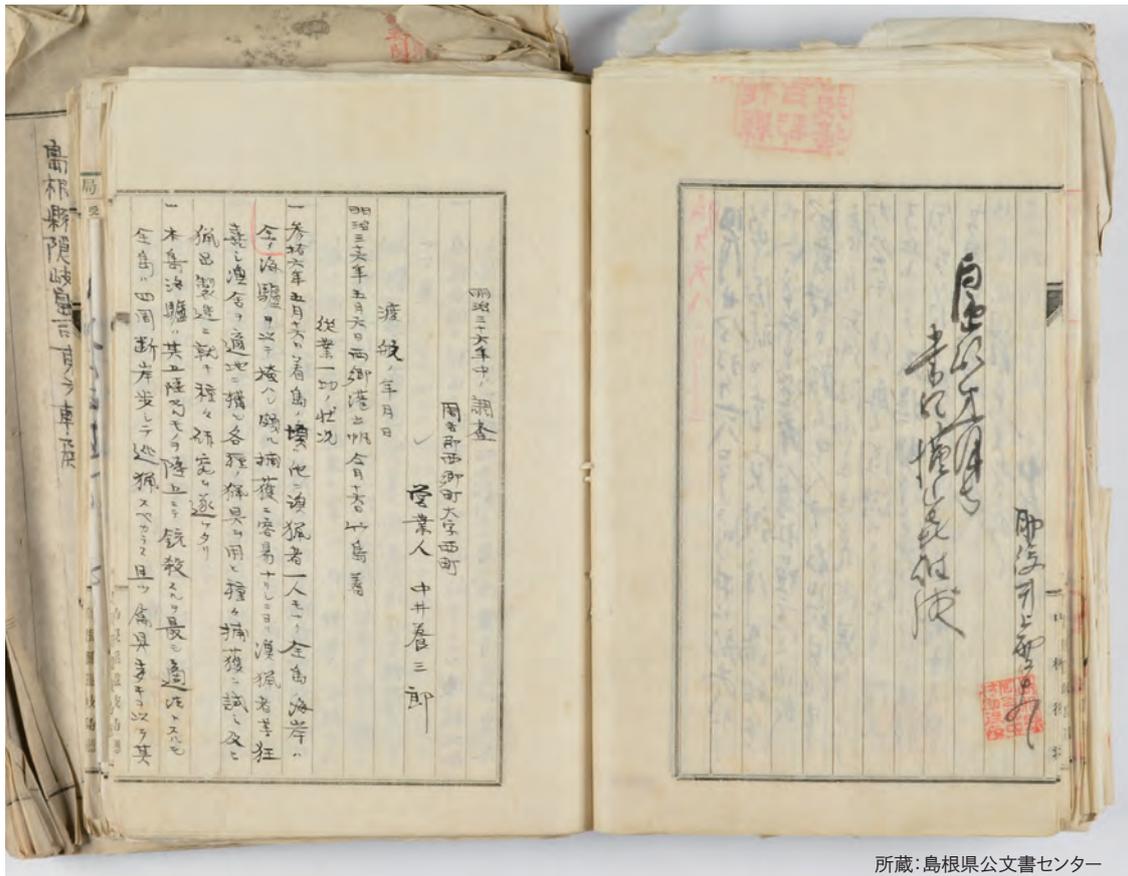
作成年月日	1905年(明治38年)4月18日
編著者	藤田謙造(周吉郡五箇村助役)
発行者	周吉郡五箇村役場
収録誌	竹島貸下・海鹽漁業書類
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う

時代区分II (1)-①竹島が島根県に編入される直前の出漁状況を示す資料

1903年(明治36年)のアシカ漁業実績(中井養三郎)

No.13 明治36年中ノ調査〔海驢漁業者調査〕

報H26/P18 1905年(明治38年)



所蔵: 島根県公文書センター

資料概要

西郷町の海驢漁業者中井養三郎に関する明治36年中の調査。調査項目は、竹島渡航の年月日、従業状況、従業者名、資本金、漁獲物の処理と価格総額。

作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	-
発行者	-
収録誌	竹島貸下・海驢漁業書類
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う

内容見本

周吉郡西郷大字西町 営業人中井養三郎

渡航ノ年月日

明治三十六年五月六日西郷港出帆全月十六日竹島着
従業一切ノ状況

一 参拾六年五月十六日着島ノ頃ハ他二漁獵者一人モナク全島ノ海岸ハ全ク海驢ヲ以テ掩ハレ頗ル捕獲ニ容易ナリシニヨリ漁獵者等狂喜シ漁舎ヲ適地ニ構ヒ各種ノ獵具ヲ用ヒ種々捕獲ヲ試ミ及ヒ獵品製造ニ就キ種々研究ヲ遂ケタリ

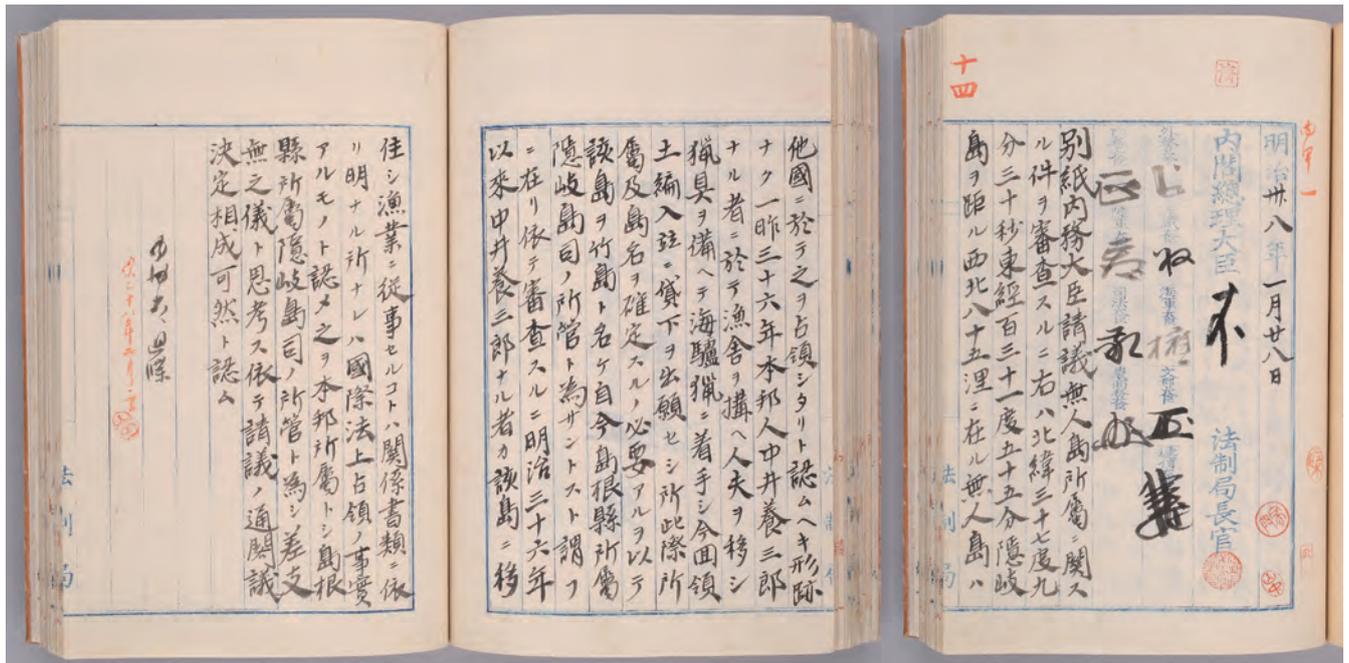
時代区分II (1)-②竹島の島根県編入の閣議決定に関する資料

竹島を島根県に編入し隠岐島司の所管とする閣議決定書

No.14 隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ
島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス

報H27/P15

1905年(明治38年)1月28日



所蔵: 国立公文書館

資料概要

内務大臣(芳川顯正)請議の、無人島を竹島と名付け島根県隠岐島司の所管とすることを閣議決定した文書。

内容見本

無人島所属ニ関スル件(略)北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ猟具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入竝ニ貸下ヲ出願セシ所此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所属隠岐島司ノ所管ト為サント謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事實アルモノト認メ之ヲ本邦所属トシ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム

作成年月日	1905年(明治38年)1月28日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	公文類聚・第二十九編・明治三十八年・第一卷 ・政綱・帝国議会・行政区・地方自治・雑載
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

時代区分II (1)-②竹島の島根県編入の閣議決定に関する資料

竹島の島根県への編入と所管を決定した閣議決定が記載された件名録

No.15 『件名録』所収「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件」

報H30/P8 1905年(明治38年)

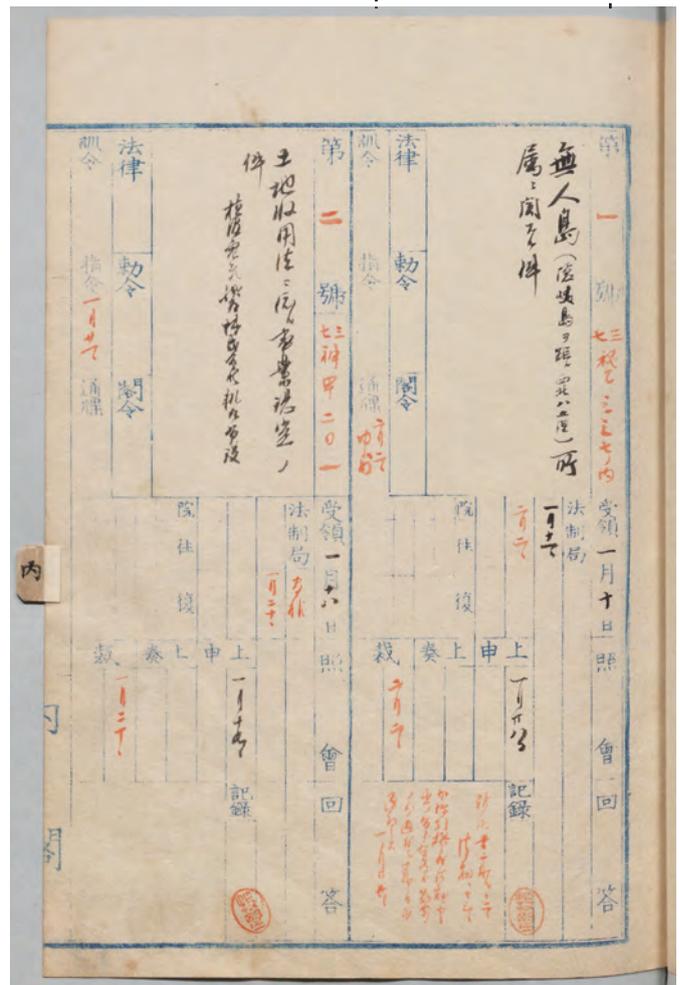
資料概要

この『件名録』は、内閣において閣議事項の整理などの事務を所掌する内閣書記官室が各省庁から送付された公文書の件名などを登録編綴したもの。1905年(明治38年)の『件名録』のうち、「内務省の部第1号」に、竹島の島根県への編入と所管に関する閣議決定の事務処理に係る記録が残されており、以下の流れがわかる。

1月10日:内閣書記官室が内務省から請議書を接受
 1月11日:内閣法制局に回付(1月13日に関係資料を送付)
 1月28日:閣議決定(各大臣が起案文書に署名)
 2月2日:法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の承認)の通知。内閣書記官室からその旨を内務省に通牒。関係書類を内務省に返却。

内容見本

第一号 三七秘乙三三七ノ内
 無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件
 通牒 二月二日 内務
 受領一月十日
 法制局
 一月十一日
 二月二日
 上申 一月二十八日
 裁 二月二日
 記録 (印)
 請願書来ル十二日
 法制へ十三日
 本件別格ノ義法制へ申出ノ分ニテ全局より最前ノ分返付シ
 来ニ付即返却ス
 一月二十六日



所蔵:国立公文書館

作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	[内閣書記官室]
発行者	[内閣書記官室]
収録誌	件名録 甲号 上(自明治三十八年一月・至全十二月)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

時代区分II (1)-③竹島の島根県編入を報じる記事

竹島の名称に関する読売新聞の解説記事

No.16 はがき集

報H28/P10 1905年(明治38年)7月10日付読売新聞記事



所蔵・読売新聞社(画像は読売新聞社データベース「ヨミダス歴史館」掲載資料から作成)

資料概要

現在の竹島は、江戸時代には「松島」、明治初期には「リアンクール島」と呼ばれていた。この資料は、1905年(明治38年)の島根県編入により正式に「竹島」と命名されたことに関する読者からの質問に対する回答である(1905年7月10日付)。

18世紀後半に欧州の探検家が鬱陵島の測量を誤ったことに端を発し、現在の鬱陵島が、「松島」(現在の竹島の江戸時代からの名称)と呼ばれるようになった。また、現在の竹島は、1849年に附近を航海した「Liancourt」号にちなんでリアンクール岩(りゃんこ島/らんこ島)と称されることもあった。

このような時代背景を踏まえ、この資料は、韓国の鬱陵島を松島と呼ぶこと、当時リアンクール岩(リアンクール岩)と呼ばれていた島(現在の竹島)が以前から日本の漁夫に知られていたこと、また、その島が正式に竹島と名付けられたことを伝えるものである。

なお、一箇所誤記(ロシア名の「Memalai」は「Menelai」の誤り)が見られるほかは、「北緯37度9分30秒 東経131度55分」という経緯度表示も含め、1905年2月の島根県告示第40号の内容を正確に表している。

内容見本

はがき集

(略)竹島位置ハ隠岐の西北八五涇北緯三七度九分三〇秒東経百三一度五五分の所にありて二島よりなり周囲並せて約一里本年二月島根県の領に帰す我國の漁夫等にハ久しき以前より知られ来りしものなるも他外国人に紹介をせらるゝに至りしハ一八四九年佛船Liancourt号の発見を以て嚆矢とす是リアンクール岩の名ある所以にして露のMemalai英のHornetと呼ぶ亦此島に外ならざるなり全島樹木なく鳥糞に富み海驢群集すと韓国鬱陵島を松島と呼ぶに對して竹島と名けられたる者なるべしとのことに候(略)

作成年月日	1905年(明治38年)7月10日
編著者	-
発行者	読売新聞社
収録誌	読売新聞
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館東京本館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う (ヨミダス歴史館で閲覧を行う)

(2) 竹島に対する平穏かつ継続的な行政権の行使

所轄

竹島は、1905年(明治38年)1月28日の閣議決定により、無人島であった島に「竹島」の名前がつけられ、島根県の所属となり、隠岐島司の所管となった。

その後、島根県の指示(※1)により隠岐島庁が竹島の面積を調査し、略図を添付し報告した(※2)。島根県はその内容を官有地台帳に記載し(下図)、面積は式拾参町参段参歩と記載された。

上記の閣議決定によって、竹島は隠岐島司の所管とされたが、このことは1909年(明治42年)に勅令54号によって島庁を置く島地が指定された際に、隠岐島庁の管轄区域として竹島が記載されていることによっても確認される(→No.19)。

登記

中井養三郎は、自身を代表社員とする竹島漁獵合資会社を橋岡忠重らと設立し(→No.23)、竹島でアシカ漁を開始した。1905年6月15日付の『官報』には、商業登記の部に竹島漁獵合資会社が登記されたことが掲載されている(→No.20)。

課税等

島根県は、1906年(明治39年)3月1日付で、県税賦課規則(1901年島根県令第11号)を改正し、新たにアシカ漁の税高を定めて税目に加えた(※3)。

また、中井養三郎は、官有地使用許可願いを提出し許可を

取得し、その許可願は5年ごとに出された(下図に例)。官有地の使用者は、使用料を毎年支払い、国庫に納付された。島根県公文書センターには、徴収状況を記録した台帳が残存し、日本銀行に納付(4円70銭)されていたことが示されている(※4)。

産業取締、許認可

島根県は、1905年(明治38年)4月14日、漁業取締規則(1902年島根県令第130号)を改正し、竹島におけるアシカ漁業を許可漁業とし(→No.21)、中井養三郎他3名にそれを許可、鑑札を1枚交付した(→No.22)。同年7月には、衛生上の問題を起こしていたアシカ漁業者に対し隠岐島庁が注意を行っている(→No.24)。

その後、島根県は、1921年(大正10年)4月1日付で、アシカ漁業者に限って竹島の一定の区域で海藻や貝の採取を行うことを許可した(→No.25)。

また、1935年(昭和10年)5月には、大阪鉱山監督局に竹島の燐鉱試掘願いが提出され、1939年(昭和14年)6月6日、竹島燐鉱試掘が許可された。これは、商工省が同年9月19日付の『官報』(第3813号)で公表している(→No.27)。

以上、一連の竹島に対する行政権の行使は、平穏かつ継続的に行われ、いかなる国からの抗議も受けることはなかった。

隠岐島庁(長は隠岐島司)について

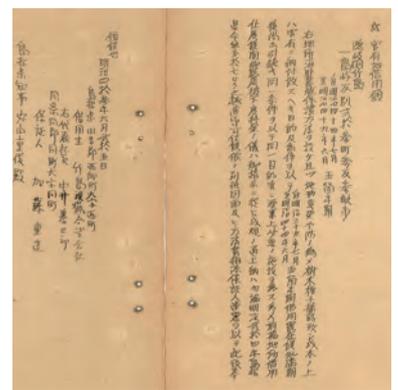
戦前の地方制度の一つで、県知事の下で管轄区域の行政事務を所掌する機関。1888年(明治21年)閣令第3号により、島根県管下隠岐国に島司を置くこととされ、同年島根県令第51号により島庁が設置された。その後、1890年(明治23年)勅令225号により島庁は閣令よりも高い勅令によって設置し直すことが規定された。

さらに、1909年(明治42年)勅令54号により、隠岐島が正式に島庁をおく島地に指定された。(隠岐島庁の管轄区域に竹島が明記された。経緯はP30参照)

隠岐島庁は、1926年(大正15年)勅令147号地方官制改正により廃止され、代わりに島根県隠岐支庁が設置された。

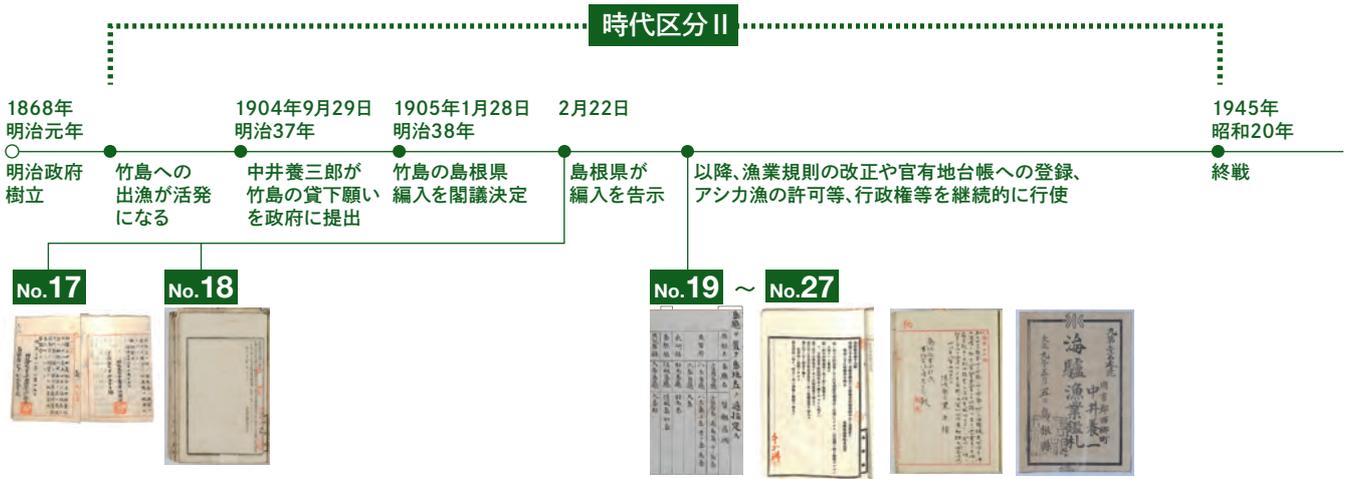


島根県地理係「竹島官有地台帳」
1905年(明治38年)5月17日
所蔵:島根県公文書センター



竹島漁獵合資会社代表社員(中井養三郎)から島根県知事に宛てた官有地借用願(書き写し)。
(期間:明治44年7月~明治49年6月)
所蔵:島根県竹島資料室

※1 「島根県地第90号」『竹島』(島根県公文書センター所蔵)
 ※2 「甲土第4号(竹島面積之件上申書)」『竹島』(島根県公文書センター所蔵)
 ※3 「島根県令第8号(県税賦課規則)」(竹島資料ポータルサイト掲載 資料番号:T1906030100101)
 ※4 「官有物貸下料(地所使用料)」(竹島資料ポータルサイト掲載 資料番号:T1925051400101)



①竹島の島根県編入告示に関する資料

②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料

竹島に関連する漁業行政

1905年(明治38年)4月14日
許可漁業の対象として、アシカ漁業が追加される

島根県が1902年に制定された漁業取締規則「島根県令第130号」を改正し、島根県知事が許可する漁業にアシカ漁業を加えた(→No.21)。



1905年(明治38年)6月5日
島根県知事が中井養三郎他3名にアシカ漁業を許可

中井養三郎他3名が5月20日にアシカ漁業許可を島根県知事に願い出る。島根県知事は、6月5日付でそれを許可し、中井らに鑑札を交付した(→No.26)。1906年3月1日には、アシカ漁業が島根県の県税の課税対象として指定された。



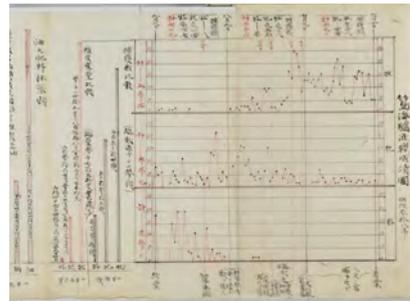
1908年(明治41年)6月30日
アシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕禁止

竹島およびその地先では、県の許可なく海藻や貝類が採られることを防ぐため、アシカ漁業以外の漁業や水産動植物類の採捕が禁止された(※3)。

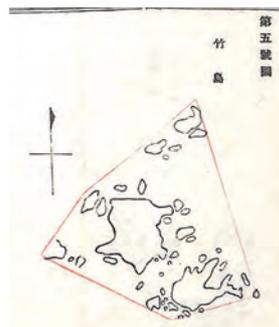


1921年(大正10年)4月1日
アシカ漁業者に限り、竹島および指定区域で海藻、貝類の採捕が許可

島根県が漁業取締規則を改正し、アシカ漁業者による竹島およびその地先指定区域でのテングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ等の採捕が許容された(→No.25)。



竹島漁獺合資会社「竹島海獺猟成績図 明治38年」『竹島』所蔵:島根県公文書センター
中井養三郎らは、竹島漁獺合資会社を設立するなどしてアシカ猟を行なった。同社の漁獺実績は記録に残されている。



採捕の禁止範囲 (アシカ漁業の許可範囲) 『1911年島根県令第54号』所蔵:島根県公文書センター



「竹島関係写真」 所蔵:島根県竹島資料室
竹島における漁業は戦前継続的に行われ、1934年(昭和9年)にはその様子が写真に収められている。

※3 「島根県令第48号〔漁業取締規則〕」 (竹島資料ポータルサイト掲載 資料番号:T1908063000101)

時代区分II (2)-①竹島の島根県編入告示に関する資料

内務大臣が島根県知事に竹島所管の告示を指示する訓令

No.17 訓第87号

報H26/P7 1905年(明治38年)2月15日



所蔵: 島根県公文書センター

資料概要

閣議決定を受けて、内務大臣が島根県知事に対して、竹島の名称と島根県所属隠岐島司の所管となったことを告示するように指示した訓令。

内容見本

北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分
隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ
自今其縣所屬隠岐島司ノ所管トス此旨管内ニ告示
セラルヘシ右訓令ス

作成年月日	1905年(明治38年)2月15日
編著者	芳川顯正(内務大臣)
発行者	内務省
収録誌	令訓 自明治34年至同38年(止)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

時代区分Ⅱ (2)-①竹島の島根県編入告示に関する資料

島根県知事が竹島の所属、所管について告示したもの

No.18 島根県告示第40号

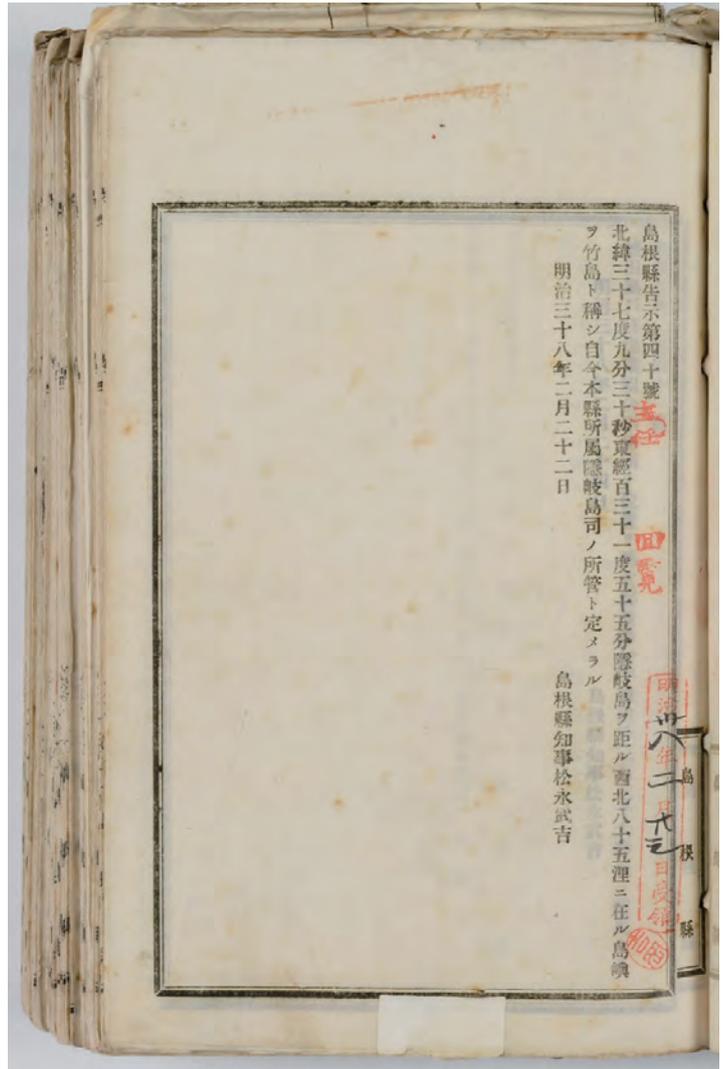
報H26/P7 1905年(明治38年)2月22日

資料概要

内務大臣の訓令に従い、島根県知事が行った竹島の名称、所属・所管の告示。

内容見本

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五湮ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル



所蔵:島根県公文書センター

作成年月日	1905年(明治38年)2月22日
編著者	松永武吉(島根県知事)
発行者	島根県
収録誌	島根県告示 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(所轄)

隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に改めて指定した勅令

No.19 明治42年勅令54号

報H30/P9 1909年(明治42年)3月29日

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令第225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」などの規定が設けられた(P37参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日

(略)

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

府県名 島庁名 管轄区域

(略)

島根県 隠岐島庁 隠岐島、竹島

(略)

						島 廳 ヲ 置 ク 島 地 左 ノ 通 指 定 ス
鹿 兒 島 縣	島 根 縣	長 崎 縣	東 京 府		府 縣 名	
大 島 島 廳	隠 岐 島 廳	對 馬 島 廳	大 島 島 廳	八 丈 島 廳	小 笠 原 島 廳	島 廳 名
大 島 郡	隠 岐 島、 竹 島	對 馬 島	大 島	八 丈 島、 小 島、 青 ヶ 島、 鳥 島	小 笠 原 島、 南 鳥 島、 中 ノ 鳥 島	管 轄 區 域

所蔵: 国立公文書館

該当部分拡大

作成年月日 1909年(明治42年)3月29日

編著者 内閣

発行者 内閣

収録誌 -

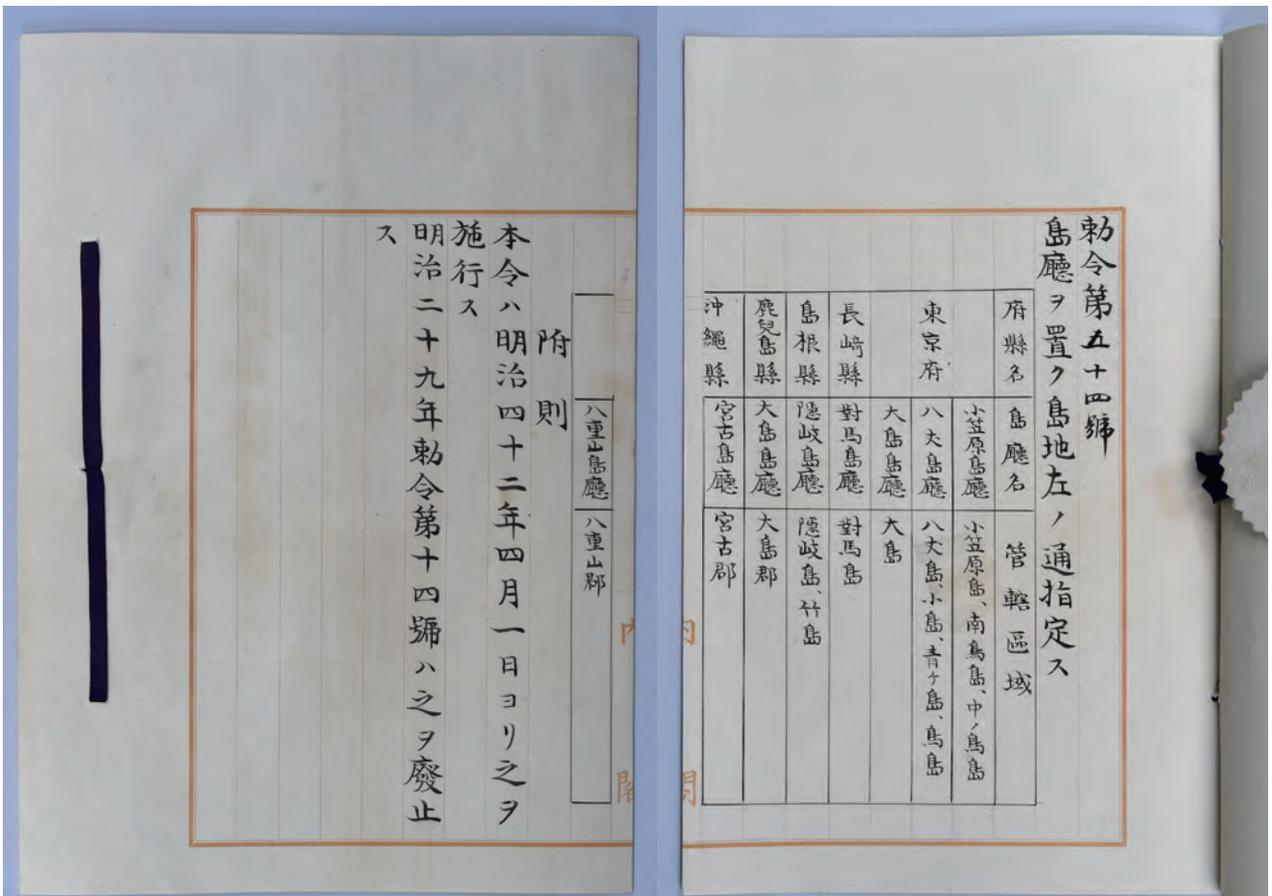
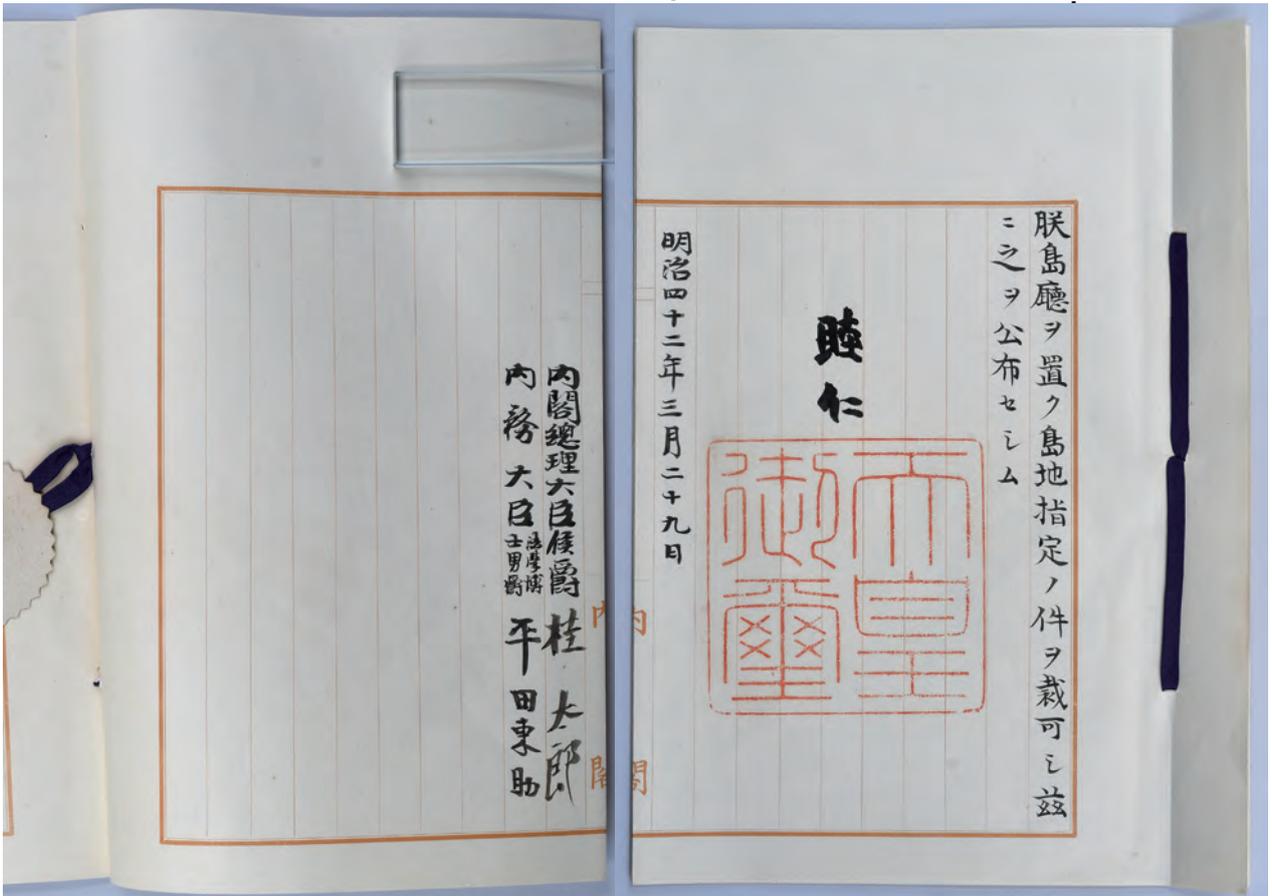
言語 日本語

媒体種別 紙

公開有無 有

所蔵機関 国立公文書館

利用方法 国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイト閲覧を行う



御署名原本(資料画像は国立公文書館の許可を得て作成)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(登記)

竹島漁獵合資会社登記の公告

No.20 官報(第6586号)

新規掲載 1905年(明治38年)6月15日

資料概要

1905年(明治38年)に設立された、中井養三郎を代表社員とする竹島漁獵合資会社の登記の公告(官報)。

内容見本

商業登記

一商号 竹島漁獵合資会社

本店島根県周吉郡西郷町(略)

目的竹島海驢捕獲製造販売

代表社員ノ氏名中井養三郎(略)

設立ノ年月日 明治三十八年六月三日

右明治三十八年六月六日登記

作成年月日	1905年(明治38年)6月6日(登記) 1905年(明治38年)6月15日(官報)
編著者	西郷区裁判所
発行者	大蔵省印刷局 [編]
収録誌	官報(第6586号)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館(デジタルコレクション)
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能

合資会社登記簿第一册第一號
一商號 竹島漁獵合資会社 本店島根縣周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地 目的竹島海驢捕獲製造販賣 代表社員ノ氏名中井養三郎 社員ノ氏名住所出資ノ種類償額及責任 金一千二百圓無限島根縣周吉郡西郷町大字西町字指向二十三番地中井養三郎金四百二十圓有限同縣同郡同町同大字字八尾ノ二七番地加藤重藏金六百九十圓有限同縣同郡中村大字湊七百四十番地井口龍太金六百九十圓有限同縣同郡五箇村大字久見二百七十四番地橋岡友次郎 設立ノ年月日 明治三十八年六月三日
右明治三十八年六月六日登記

西郷區裁判所

所蔵:国立国会図書館
(デジタルコレクション)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

アシカ漁業を許可漁業とする漁業規則の改正

No.21 島根県令第18号(漁業取締規則改正)

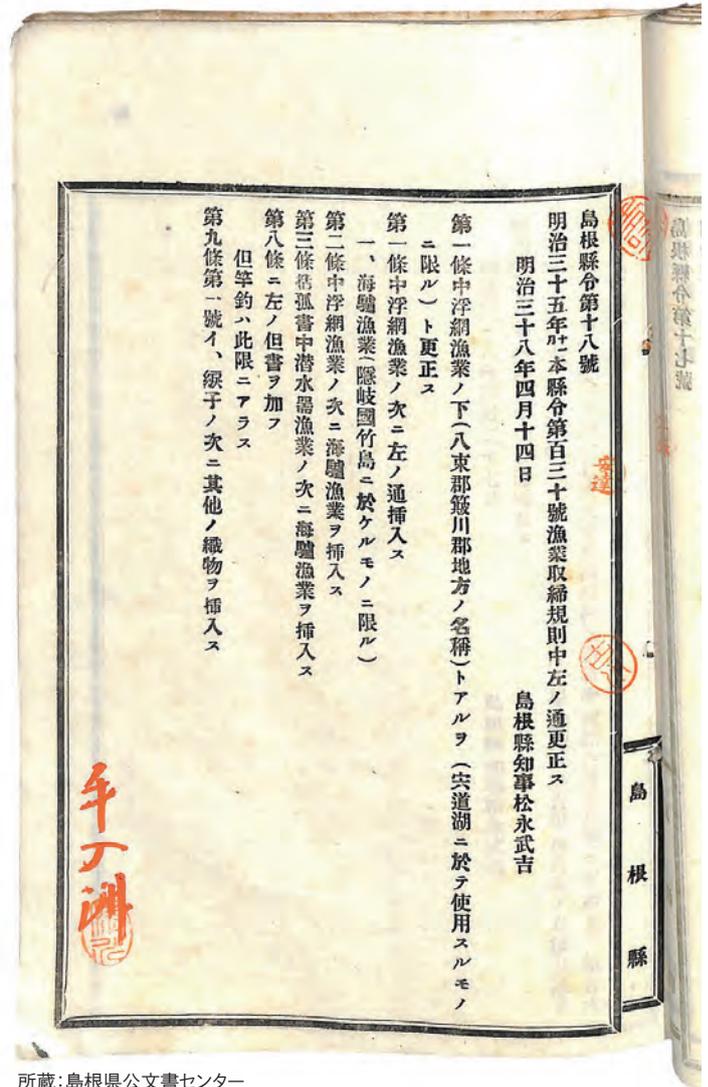
報H26/P8 1905年(明治38年)4月14日

資料概要

竹島における海驢漁業を知事の許可を受けるべき漁業に加えた島根県令。

内容見本

明治三十五年十一月本縣令第三百十號漁業取締規則中左ノ通更正ス



所蔵:島根県公文書センター

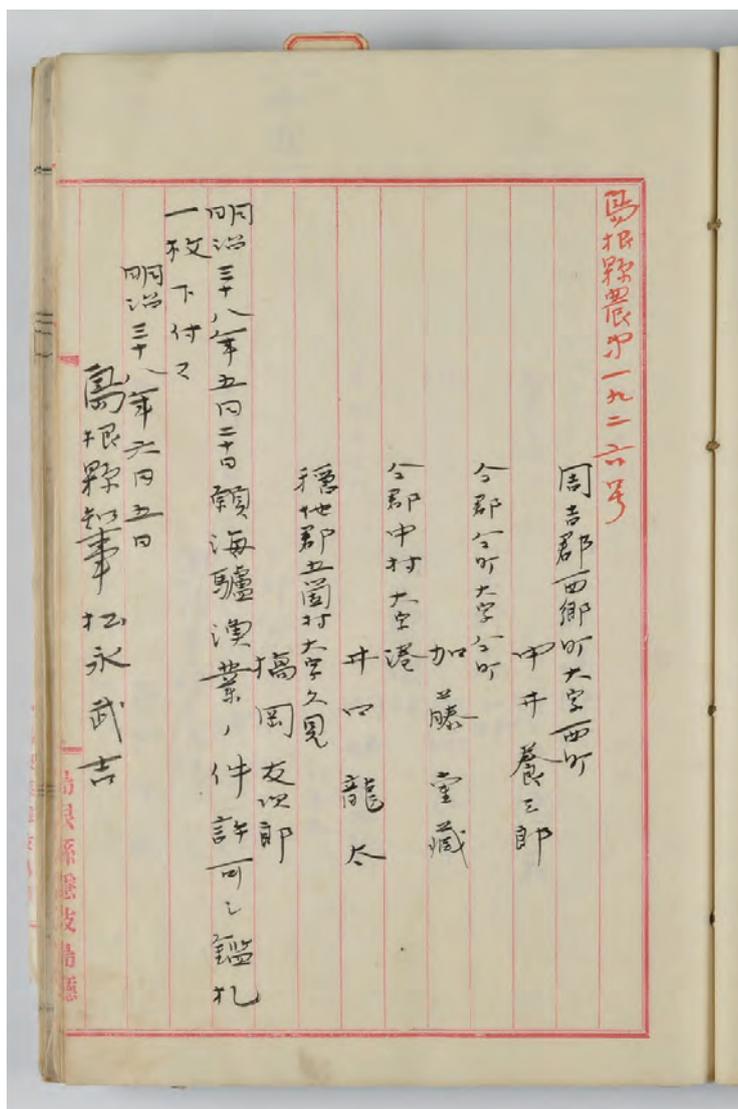
作成年月日	1905年(明治38年)4月14日
編著者	島根県知事(松永武吉)
発行者	島根県
収録誌	島根県令 明治38年
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

島根県からのアシカ漁業の許可、鑑札交付の通知

No.22 島根県農第1926号

報H26/P8 1905年(明治38年)6月5日



所蔵:島根県公文書センター

資料概要

中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎に海驢漁業許可と鑑札1枚を交付することを通知した文書写し。

内容見本

周吉郡西郷町大字西町 中井養三郎
 全郡 全町大字全町 加藤重蔵
 全郡 中村大字湊 井口龍太
 穂地郡五箇村大字久見 橋岡友次郎
 明治三十八年五月二十日願海驢漁業ノ件
 許可シ鑑札一枚下付ス

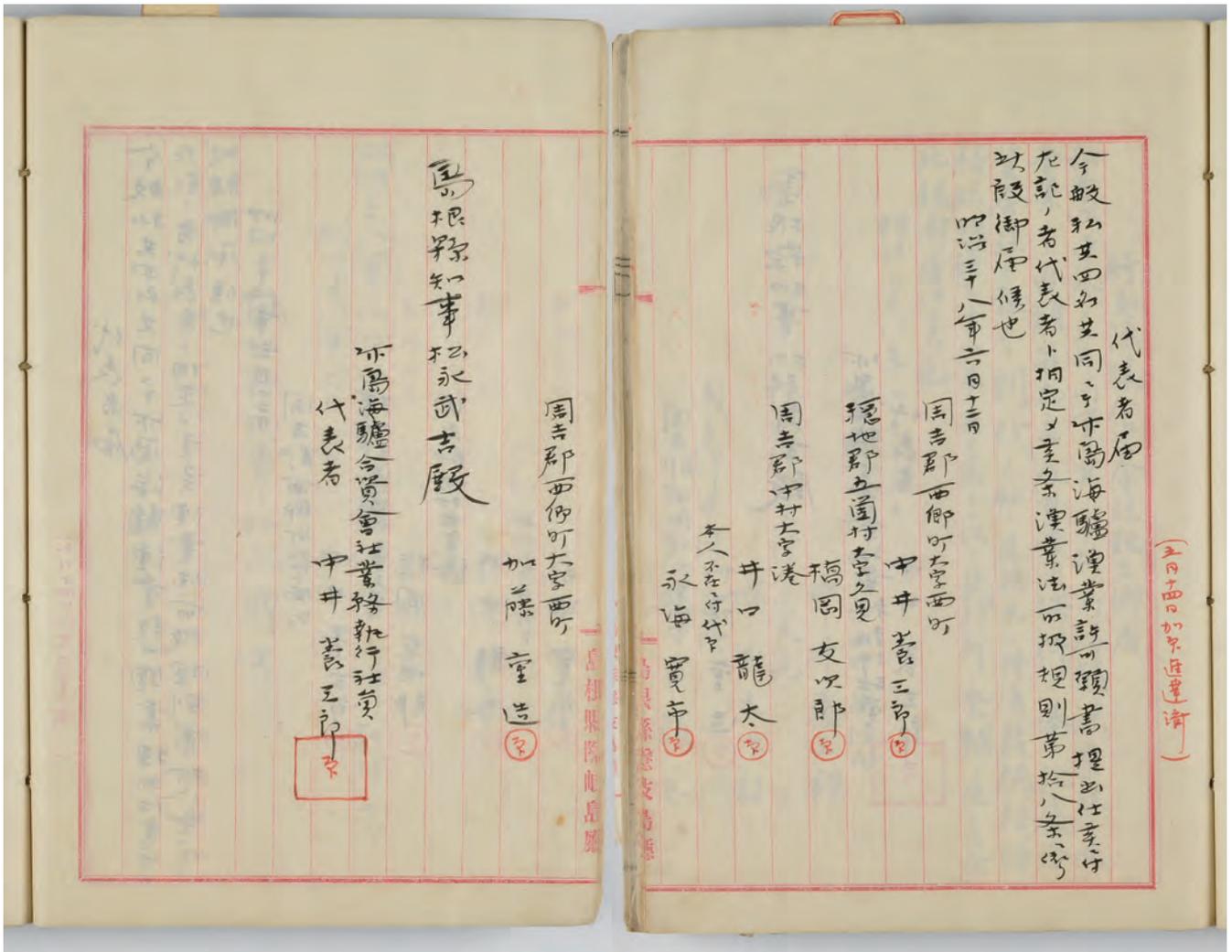
作成年月日	1905年(明治38年)6月5日
編著者	松永武吉(島根県知事)
発行者	島根県
収録誌	竹島
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

竹島漁獵合資会社から島根県への代表者の届出

No.23 代表者届

報H26/P9 1905年(明治38年)6月12日



所蔵: 島根県公文書センター

作成年月日	1905年(明治38年)6月12日
編著者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重造
発行者	中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重造
収録誌	竹島
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

資料概要

中井養三郎を竹島海獵漁業合資会社の代表者と定めたことを島根県に届け出た文書写し。4名連署。

内容見本

今般私共四名共同ニテ竹島海獵漁業許可願書提出仕候ニ付左記ノ者代表者ト相定メ候条漁業法取扱規則第拾八条ニ依リ此段御届候也

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許可)

隠岐島司がアシカ漁業者に衛生上の指導をしたことを島根県に報告する文書

No.24 乙衛第26号

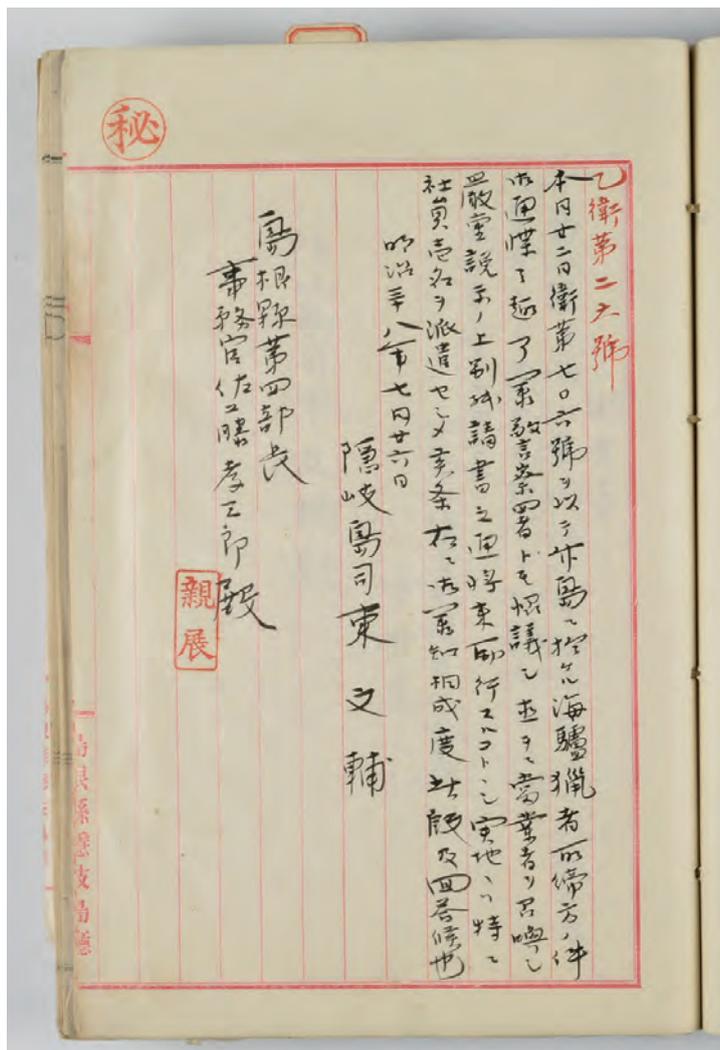
報H26/P9 1905年(明治38年)7月26日

資料概要

隠岐島司が県第四部長に対して、海驢漁業者取締りに
ついての指示に従い、当事者の漁業者を説示し、実行の
ための請書を作成させたことを県に報告した文書写し。

内容見本

本月廿二日衛第七〇六号ヲ以テ竹島ニ於ケル海驢漁者取
締方ノ件御通牒之趣了承警察署トモ協議シ直チニ當業者
ヲ召喚シ嚴重説示ノ上別紙請書之通将来勵行スルコトハシ
実地ヘハ特ニ社員壹名ヲ派遣セシメ候条右ニ御承知相成
度此段及回答候也



所蔵:島根県公文書センター

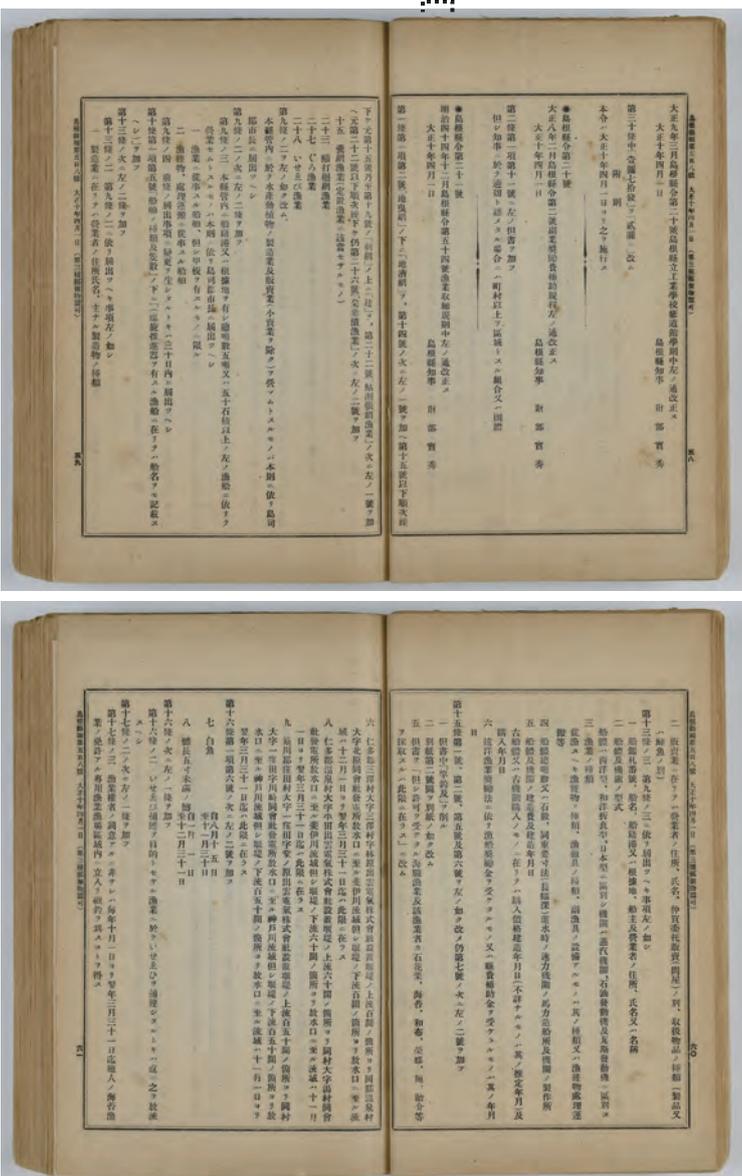
作成年月日	1905年(明治38年)7月26日
編著者	東文輔(隠岐島司)
発行者	隠岐島庁
収録誌	竹島
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続を行う (島根県竹島資料室で複製本の閲覧可)

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許可可)

竹島周辺海面でアシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可する漁業規則の改正

No.25 島根県令第21号(漁業取締規則改正)

新規掲載 1921年(大正10年)4月1日



所蔵:島根県立図書館

作成年月日	1921年(大正10年)4月1日
編著者	島根県知事
発行者	島根県
収録誌	島根県報第508号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

資料概要

1921年(大正10年)4月、島根県は1911年(明治44年)の島根県令第54号(島根県漁業取締規則)を改正し、アシカ漁業者に対して、許可海面(下図参照)において海藻、貝類の採取を行えるようにした。この資料は、それを島根県報で報じたもの。

1911年(明治44年)の島根県令第54号では、第15条で竹島とその地先における水産動植物の採捕を禁止していたが、指定区域(下図参考)内でのアシカ漁業を許可していた。この改正では、その指定区域内で、アシカ漁業者に限って、テングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ、カラス貝等を採取することを認めた。

内容見本

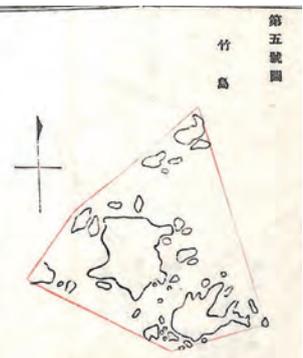
明治四十四年十二月島根県令第五十四号漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日 島根県知事 財部實秀 (略)

第十五條(略)
五 但書「但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、蝶螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム

1911年島根県令第54号(抜粋)

第十五條 左ニ掲クル区域内ヲ禁漁区トシ水産動植物ノ採捕を禁ス(略)
五、竹島(明治三十八年二月本県告示第四十号)及其ノ地先別紙第五号図朱線内ノ区域但シ海驢漁業ハ此限リニ在ラス



この部分が下記のように改定された

1921年島根県令第21号(抜粋)

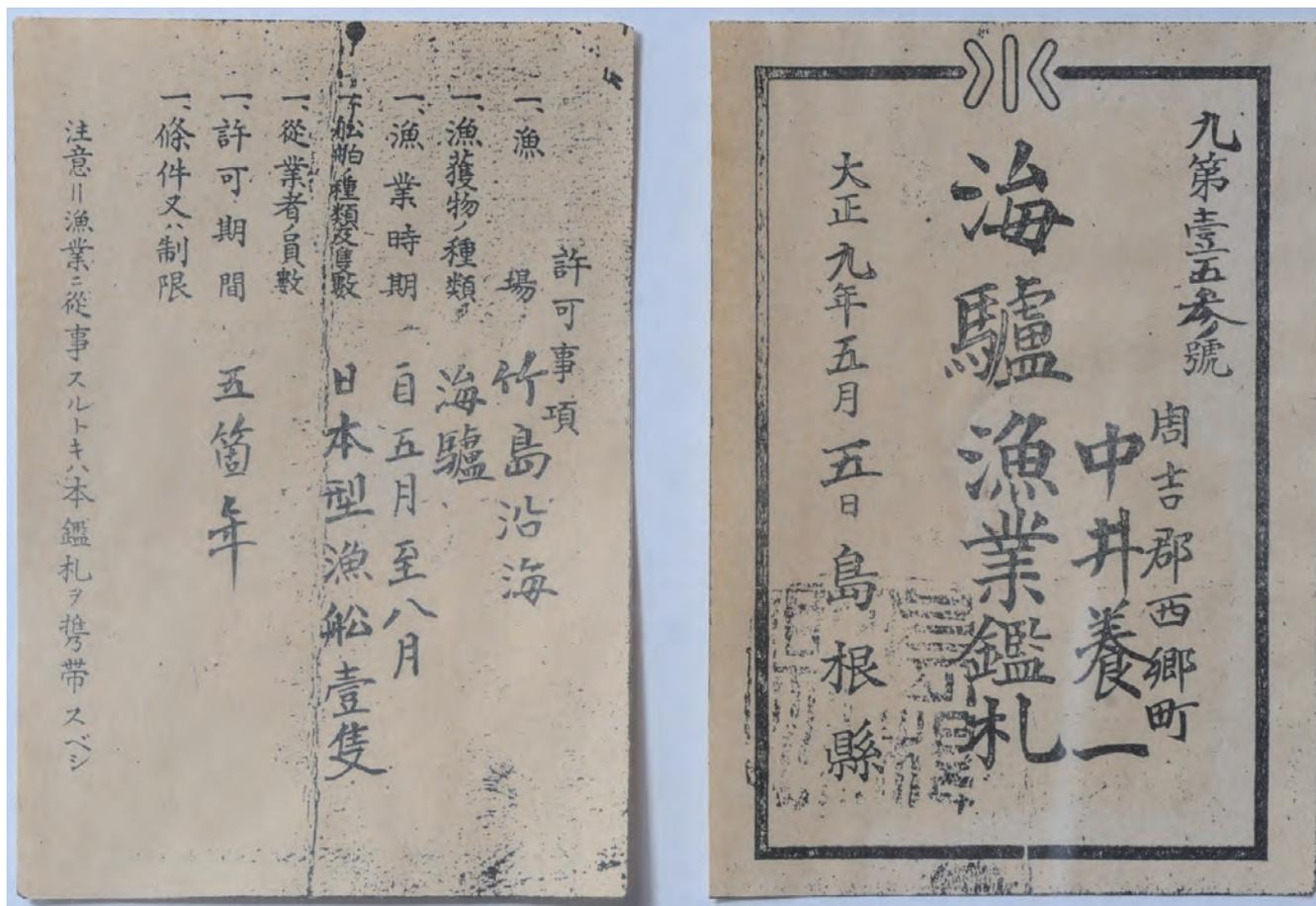
但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、蝶螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

竹島におけるアシカ漁業の許可証明(漁業鑑札)

No.26 海驢漁業鑑札

報H26/P12 1920年(大正9年)5月5日



所蔵: 隠岐郷土館

資料概要

漁業鑑札(大正9年、昭和4年、昭和9年、昭和18年)、漁業許可証(昭和28年6月10日)、「舞鎮第1320号の257ノ3」竹島の土地使用許可(昭和16年11月28日)。いずれも複写。

作成年月日	1920年(大正9年)5月5日、1929年(昭和4年)1月21日 1934年(昭和9年)1月20日、1941年(昭和16年)11月28日 1943年(昭和18年)11月12日、1953年(昭和28年)6月10日
編著者	-
発行者	島根県
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	隠岐郷土館
利用方法	隠岐郷土館で閲覧する(ホームページ掲載写真の利用は 隠岐の島町総務課竹島対策室へ問い合わせを行う)

内容見本

九第壹五参號
周吉郡西郷町
中井養一
海驢漁業鑑札
大正九年五月五日
島根縣
許可事項
一、漁場 竹島沿海
一、漁獲物ノ種類 海驢
一、漁業時期 自五月至八月
一、船舶種類及隻数 日本型漁船壹隻
一、従業者ノ員數
一、許可期間 五箇年
一、條件又ハ制限
注意=漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許可)

商工省大阪鉱山監督局による竹島の^{りん}燐鉱試掘願許可の公告

No.27 燐鉱試掘願許可

報H28/P13 1939年(昭和14年)6月6日

資料概要

竹島には多数の海猫が生息しており、長年にわたって堆積した排泄物がグアノ燐鉱床を生成していると考えられた。1934年(昭和9年)6月、大阪鉱山監督局へ竹島の燐鉱試掘願いが提出され、1939年(昭和14年)6月6日、申請者に対し許可された。商工省は、9月19日付の官報でこれを公表した。

内容見本

鉱業事項 鉱業法ニ依り処分シタルモノ左ノ如シ
(商工省)

試掘願許可 登録番号:島根二、一四三

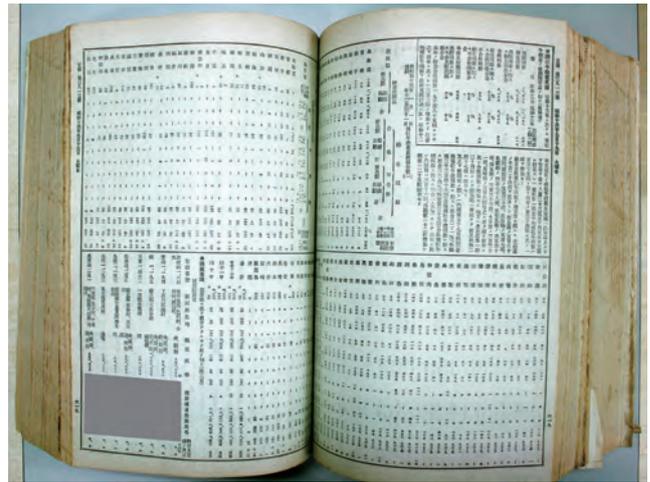
鉱区所在地:隠岐国竹島及同地先海面

鉱種:燐

面積:八三、八〇〇坪

鉱業権所有者住所氏名:鳥取県(略)

許可及登録ノ月日:十四年 六月六日



所蔵:島根県立図書館

● 礦業事項		試掘願許可	
登録番号	礦區所在地	礦種	面積
和歌山一、六四	東牟婁郡色川村、小川村、高池町	金、銀、銅	八五二、〇〇〇坪
富山一、一九四	下新川郡境村	金、銀、銅	七七、五〇〇
同 一、一九五	婦負郡大長谷村	金、銀、銅	〇〇〇、〇〇〇
三重一、四六一	一志郡多氣村	同	九六一、〇〇〇
兵庫四、二五〇	養父郡南谷村、大屋村	金、銀、銅、鐵、硫磺	五九、〇〇〇
島根二、一四三	隠岐國竹島及同地先海面	燐	八三八、〇〇〇
石川一、二九三	鳳至郡鷺川村	燐	七五、一〇〇
兵庫四、二五一	宍粟郡奥谷村、千種村、鳥取縣八頭郡池田村	金、銀、銅、鐵、亞鉛	九五〇、五〇〇

礦業権者住所氏名 許可及登録ノ月日

十四年 六月六日

六一九

該当部分拡大

作成年月日	1939年(昭和14年)9月19日
編著者	商工省
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	官報 第3813号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

(3) 竹島の調査、行政刊行物



行政機関による調査

1905年(明治38年)、竹島が島根県の所属となった後、島根県知事(松永武吉)は、1905年5月3日付で隠岐島庁に竹島の面積の調査を指示し、隠岐島司(東文輔)は、5月17日付で島根県知事に報告した。同年8月18日には、島根県知事が視察のため竹島に上陸し、県知事の関連動向は新聞記事でも報道されている(※1)。

翌1906年(明治39年)、島根県第三部長(神西由太郎)は、隠岐島司以下、漁業、農事、衛生、測量等の専門家を含む44名を率い、3月27日に竹島に上陸して調査を行った。その後、地理、気候、生物、漁業等の調査結果がまとめられ、書籍として刊行されている(※2)。

竹島周辺海域まで視野を広げれば、鳥取県水産試験場(※3)や島根県水産試験場(※4)が戦前に調査を行い、それぞれ報告を作成している(→No.28)。

以上のように、竹島が島根県に編入されてから終戦までの間、島根県をはじめ各機関による竹島および周辺海域の調査が行われてきた。

行政刊行物

行政機関による竹島の調査が行われ、その動向が報道されるなどして人々に竹島のことが知られると同時に、県政概要、統計書、産業要覧や林業案内等の島根県刊行物にも、竹島のことが記載されるようになった。1924年(大正13年)に発行された『島根県案内』(※5)には、遊覧案内に写真とともに竹島について記載がある。

資料調査では、国立国会図書館や島根県立図書館を中心に、個人の資料所蔵家の協力も得て、竹島に関し記載のある行政刊行物を確認した。そのうち、島根県が竹島におけるアシカ漁業の管理を行っていたことがわかる1910年(明治43年)作成のものや(→No.29)、1912年(明治45年)作成の観光案内(→No.30)をこの報告書では紹介する。

※1 「松永知事の竹島視察」『山陰新聞』(1905年8月22日付)
(竹島資料ポータルサイト掲載 資料番号:T1905082200102)

※2 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』(1907年)

※3 島根県水産試験場『昭和拾年度島根県水産試験場業務要綱』(1935年)(島根県水産技術センター所蔵)

※4 鳥取県水産試験場『昭和七年度 昭和八年度 鳥取県水産試験場事業報告』
(東京海洋大学附属図書館(品川キャンパス)所蔵)

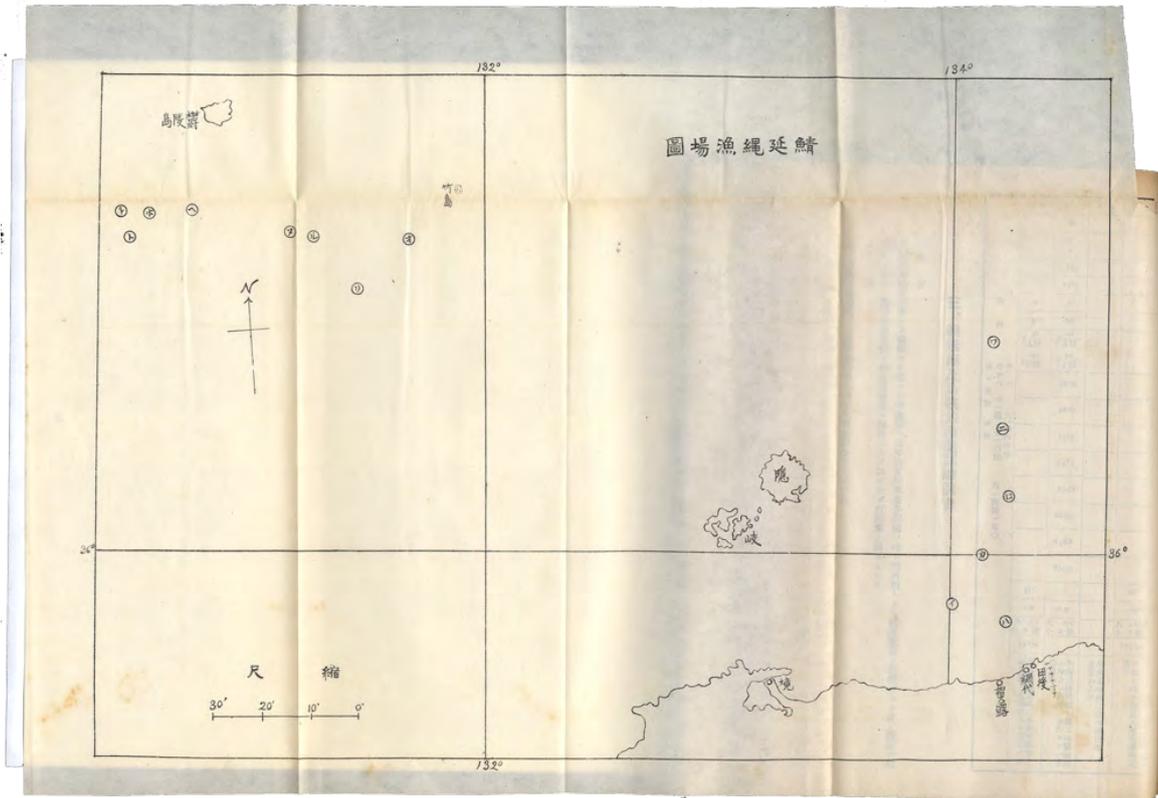
※5 島根県立図書館所蔵

時代区分Ⅱ (3)-①行政機関による調査報告

鬱陵島と竹島との間の海域で行われたサバ延縄漁の試験報告

No.28 昭和七年度 昭和八年度 鳥取県水産試験場事業報告

報H27/P18 1934年(昭和9年)8月20日



所蔵:東京海洋大学附属図書館(品川キャンパス)

資料概要

1932年(昭和7年)6~7月と1933年(昭和8年)5~6月に鬱陵島と竹島との間の海域で行われたサバ延縄漁の試験報告。

内容見本

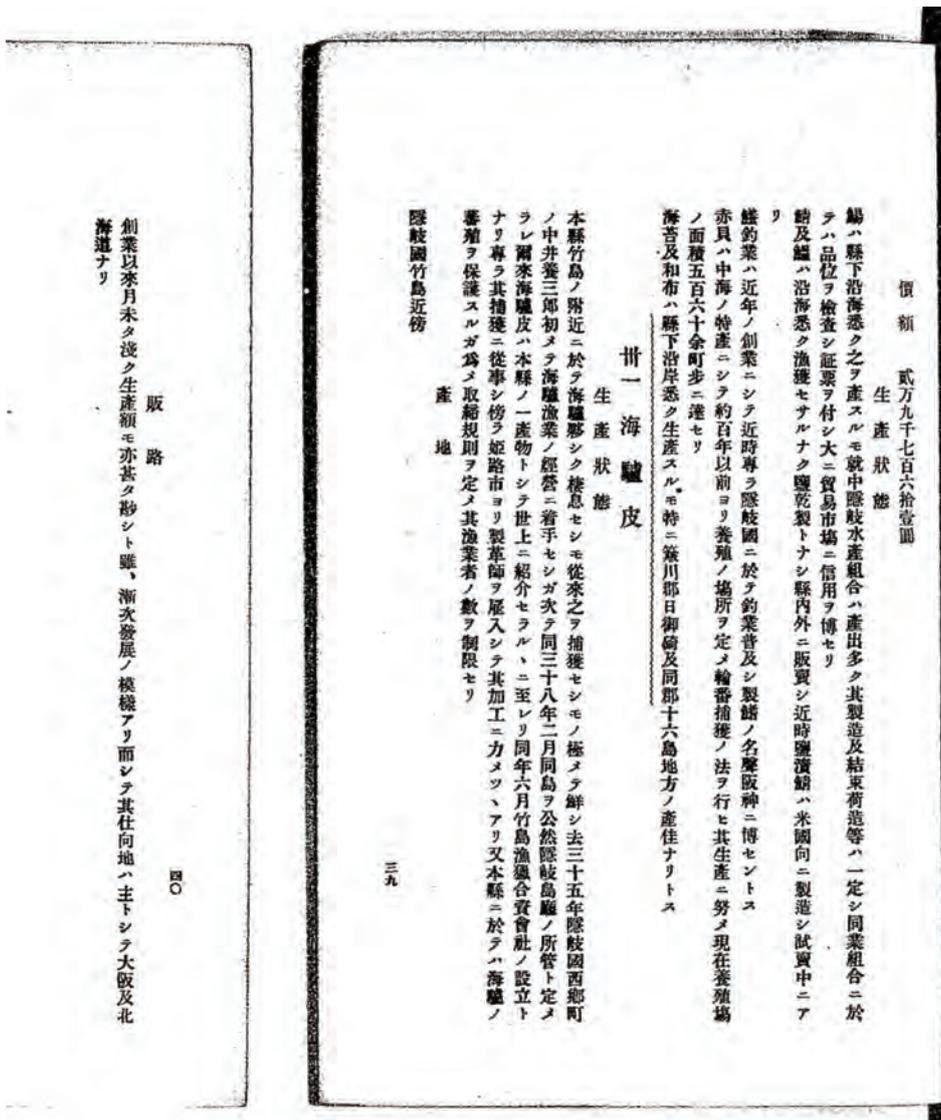
無人島竹島(ランコ島)は隠岐国より北西約八十哩の海上にあり周囲約一里にして東風西風の時には少くとも三〇噸以下の船なれば数隻碇泊なすを得べく更に同地を根拠地として鬱陵島近海へ出漁する最も本県として利用すべき適地なることを実地調査せり

作成年月日	1934年(昭和9年)8月20日
編著者	鳥取県水産試験場
発行者	鳥取県水産試験場
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	東京海洋大学附属図書館 (品川キャンパス)
利用方法	東京海洋大学附属図書館(品川キャンパス) で利用手続きを行う

アシカ皮の産地に竹島が記載されている島根県刊行物

No.29 島根県商工業概要

報H28/P11 1910年(明治43年)9月7日



資料概要

島根県の商工業の概要を紹介したもので、「水産物」のうち「海産物(あしかがわ)」の「産地」の項に竹島に関する記述がある。また、「生産状態」の項に中井養三郎らが設立した竹島漁獵合資会社の説明がなされているほか、「本県に於ては海産物の蓄殖を保護するが爲め取締規則を定め其漁業者の数を制限せり」と、島根県が竹島における漁獵を管理していたことを記す。

所蔵: 国立国会図書館(デジタルコレクション)

内容見本

作成年月日	1910年(明治43年)9月7日
編著者	島根県内務部
発行者	島根県内務部
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館東京本館・関西館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う(国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可)

海産物
 生産状態 本県竹島附近ニ於テ海産物シク棲息セシモ從來之ヲ捕獲セシモノ極メテ鮮シ去三十五年隠岐国西郷町ノ中井養三郎初メテ海産物ノ經營ニ着手セシガ次テ同三十八年二月同島ヲ公然隠岐島庁ノ所管ト定メラレ爾來海産物ハ本県ノ一産物トシテ世上ニ紹介セラルハニ至レリ同年六月竹島漁獵合資会社ノ設立トナリ専ラ其捕獲ニ従事シ傍ラ姫路市ヨリ製革師ヲ雇入シテ其加工ニカメツアリ又本県ニ於テハ海産物ノ蓄殖ヲ保護スルガ爲メ取締規則ヲ定メ其漁業者ノ数ヲ制限セリ
 産地 隠岐国竹島近傍
 販路 創業以來月未ダ浅ク生産額モ亦甚ダ尠シト雖、漸次發展ノ模様アリ而シテ其仕向地ハ主トシテ大阪及北海道ナリ

竹島漁獵合資会社について言及がある島根県刊行の産業案内

No.30 島根県産業案内

報H28/P12 1912年(明治45年)5月22日



所蔵: 国立国会図書館(デジタルコレクション)

資料概要

島根県の風土、産業についての概説、案内書。1912年(明治45年)3月1日の京都・出雲間の山陰線開通にともない、特産品と名所旧跡の案内が付されている。特産品と名所旧跡の案内の中に竹島に関する記述があり、「竹島漁獵株式会社(※合資会社の誤り)」について言及がある。

内容見本

隠岐を去る北西八十五海里日本海のある竹島は日露戦争によって広く名前を紹介せられた所で二箇の岩礁海面を抜く数百尺全島一の樹木なく飲料水もない岬岬たる断崖絶壁峭立し寒潮その根を洗ひ処処に洞門がある海底極めて深く投錨に困難である海馬島と共に海驢の蕃殖地で数千の海驢喧喧猿猿として居る西郷町の中井養三郎氏が経営せる竹島漁獵株式会社で捕獲に従事せられて居る

作成年月日	1912年(明治45年)5月22日
編著者	島根県内務部
発行者	島根県内務部
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館東京本館・関西館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う(国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可)

ウ- 時代区分III — 戦後、サンフランシスコ平和条約発効前後 1945年～1952年(昭和27年)頃

(1) 連合軍司令部による竹島の扱い



第二次世界大戦後、連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)(以降、連合軍司令部)は、SCAPIN-677により、日本国政府が政治上または行政上の権力の行使を停止すべき地域に竹島を含め(→No.31)、さらに、SCAPIN-1033によって前年に設定された日本の漁業及び捕鯨許可区域(いわゆるマッカーサーライン)を拡大した際、竹島への接近、接触を禁止した(→No.32)。

しかし、SCAPIN-677は、この指令中のいかなる規定も「ポツダム宣言第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」と規定していた(第6項)。また、SCAPIN-1033には、「この許可は、当該区域又はその他のいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない」との規定が置かれていた(第5項)。戦後、我が国の領土を法的に確定したのは、サンフランシスコ平和条約(1952年発効)である。

1947年(昭和22年)9月、連合軍司令部はSCAPIN-1778を以て竹島を爆撃訓練区域に指定した(→No.33,34)。1951年(昭和26年)7月、総司令部は、SCAPIN-2160により、竹島を爆撃訓練区域として再指定した。

なお、サンフランシスコ平和条約発効直後の1952年7月、竹島は、在日米軍の使用する爆撃訓練区域の1つとして指定され、外務省はその旨を告示した(→No.35)。その後、1953年(昭和28年)3月の日米合同委員会において、同島を爆撃訓練区域から削除することが決定され、同年5月に外務省はその旨を告示した(→No.36)。これは、米国が竹島を日本の領土であると認識していたことを示している。

時代区分Ⅲ (1)-① 連合軍司令部による日本の行政範囲の指定

連合軍司令部による行政権の一時停止の指令

No.31 若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する件
報H28/P18 (SCAPIN-677) 1946年(昭和21年)1月29日

資料概要

連合軍司令部は、日本国政府に対し、政治上または行政上の権力の行使を停止すべき地域等を指令し、この中に竹島を含めた(SCAPIN-677)。しかし、本指令第6項において、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない。」旨、明記されている。

内容見本

1. The Imperial Japanese Government is directed to cease exercising, or attempting to exercise, governmental or administrative authority over any area outside of Japan, (略)。

3. For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30° North Latitude (excluding Kuchinoshima Island); and excluding (a) Utsuryo (Ullung) Island, Liancourt Rocks (Take Island) and Quelpart (Saishu or Cheju) Island, (略)

6. Nothing in this directive shall be construed as an indication of Allied policy relating to the ultimate determination of the minor islands referred to in Article 8 of the Potsdam Declaration.

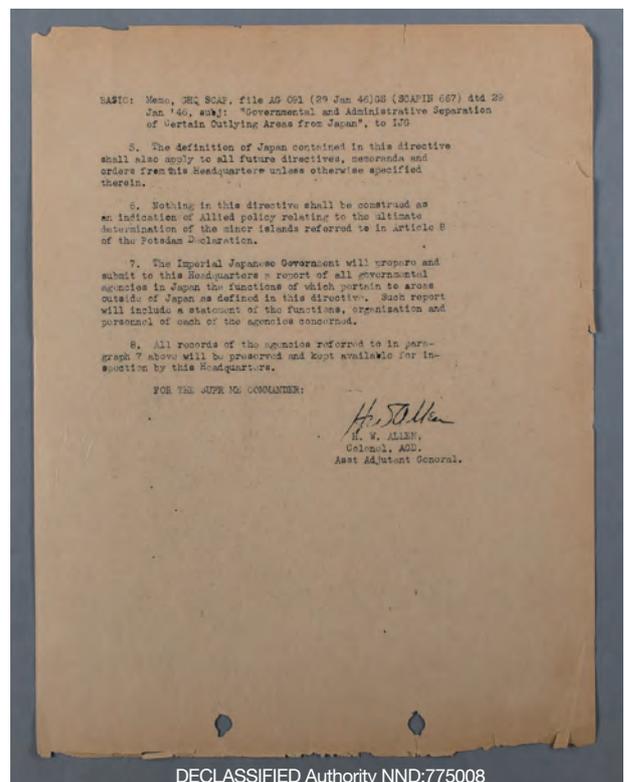
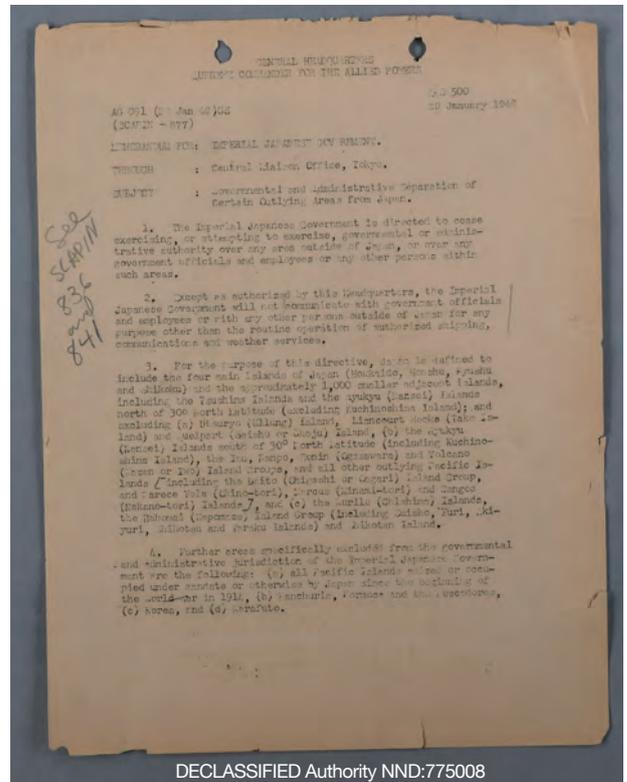
日本語訳

一、日本国外のいかなる地域においても、日本帝国政府が政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることを(略)停止するよう指令する。

三、この指令において、日本とは、日本四大島(北海道、本州、九州及び四国)及び約一千の隣接諸小島を含むものと規定される。右隣接諸小島は、対馬及び北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口ノ島を除く)を含み、また次の諸島を含まない
(a) 鬱陵島、竹島、濟州島(略)

六、この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない。

作成年月日	1946年(昭和21年)1月29日
編著者	連合軍司令部
発行者	連合軍司令部
収録誌	日本占領関係資料
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館 (原本所蔵:米国立公文書館)
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧を行う (米国立公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う:RG331)



※画像は米国立公文書館所蔵の原資料から作成

時代区分Ⅲ (1)-① 連合国総司令部による日本の行政範囲の指定

竹島周辺12海里への接近および竹島への接触を禁止する連合国軍総司令部の指令

No.32 日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する件(SCAPIN-1033)

新規掲載 1946年(昭和21年)6月22日

資料概要

連合国総司令部が日本政府に発した指令で、日本漁船の操業限界線(1945年9月27日に定められたいわゆるマッカーサーライン)を改訂したものである。本指令によりマッカーサーラインの外側に竹島を置き、日本船舶と乗員の竹島周辺12海里への接近および竹島への接触を禁止した。ただし、第5項でこの指令は日本の国境線や漁業権について最終決定したものではないと明記している。

内容見本

3. Authorization in paragraph 2 above is subject to the following provisions:

(略)

b. Japanese vessels or personnel thereof will not approach closer than twelve (12) miles to Takeshima (37°15' North Latitude, 131°53' East Longitude) nor have any contact with said island.

(略)

5. The present authorization is not an expression of allied policy relative to ultimate determination of national jurisdiction, international boundaries or fishing rights in the area concerned or in any other area.

日本語訳

三、上記第二項の許可は次の条項を条件とする。

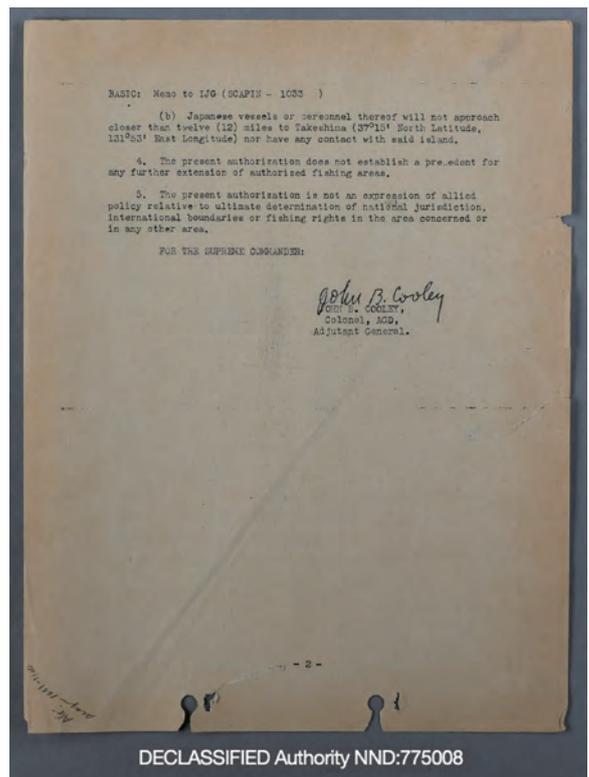
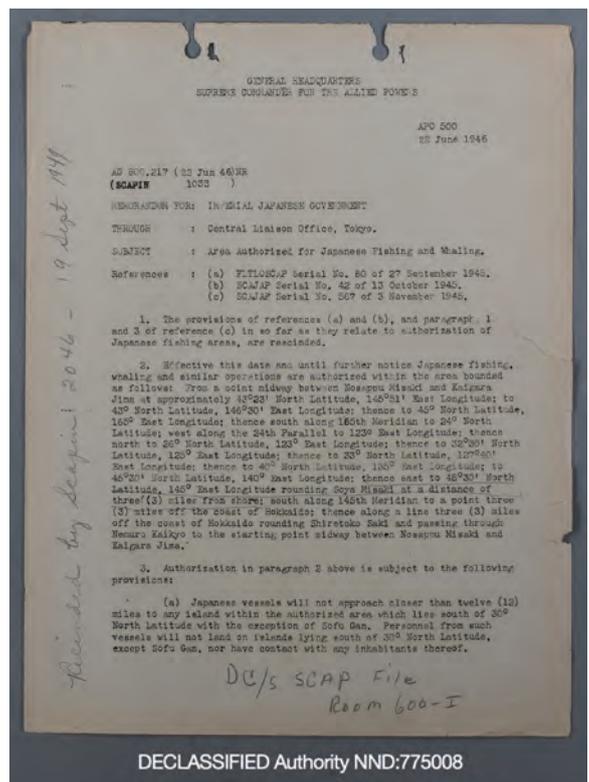
(略)

b、日本の船舶及び船員は北緯37度15分 東経131度53分にある竹島から12哩以内に近づいてはならず、又この島との一切の接触は許されない。

(略)

五、この許可は、当該区域又はその他の如何なる区域に関しても国家統治権、国境線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない。

作成年月日	1946年(昭和21年)6月22日
編著者	連合国総司令部
発行者	連合国総司令部
収録誌	日本占領関係資料
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧を行う (米国立公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う:RG331)



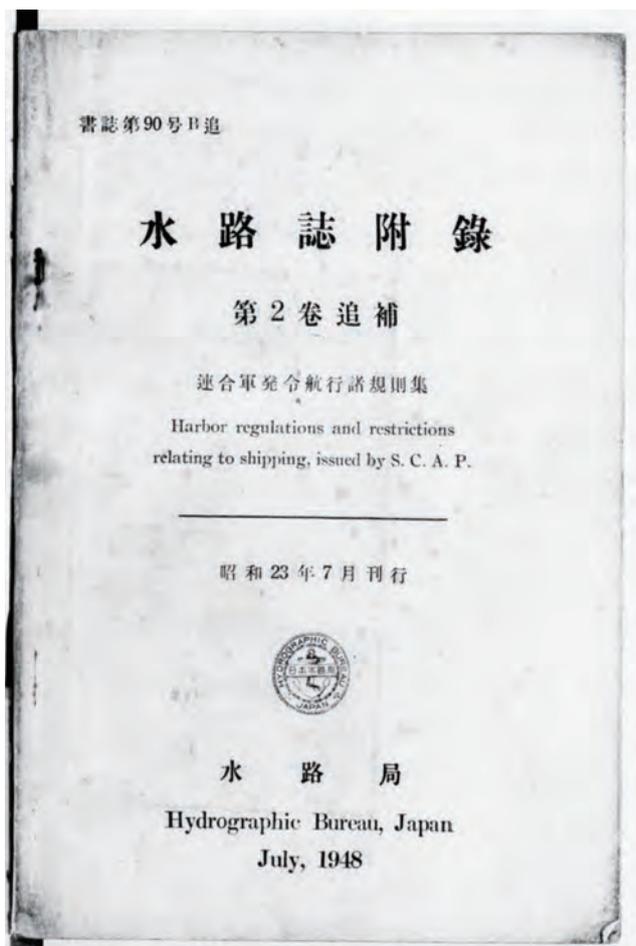
※画像は米国立公文書館所蔵の原資料から作成

時代区分Ⅲ (1)-②竹島を爆撃演習場として設定

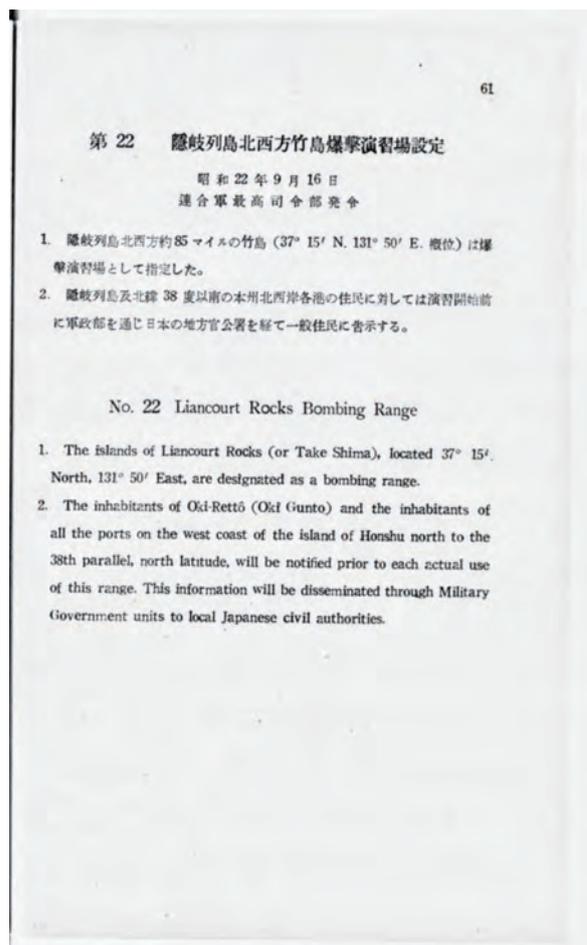
竹島が爆撃演習場に指定されたことを住民に伝える告示

No.33 隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定

報H28/P20 1947年(昭和22年)9月16日



所蔵: 国立国会図書館(デジタルコレクション)



資料概要

連合軍総司令部が発令した指令のひとつで、竹島を爆撃演習場として指定し、演習開始前に一般住民に告示することとしたもの。

作成年月日	1947年(昭和22年)9月16日
編著者	-
発行者	水路局
収録誌	水路誌附録(※) 第2巻追補 連合軍発令航行諸規則集(昭和23年7月刊行)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館東京本館・関西館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う (国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能)

内容見本

第22 隠岐列島北西方竹島爆撃演習場設定

昭和22年9月16日

連合軍最高司令部発令

1. 隠岐列島北西方85マイルの竹島(37°15'N. 131°50'E. 概位)は爆撃演習場として指定した。
2. 隠岐列島及北緯38度以南の本州北西岸各港の住民に対しては演習開始前に軍政部を通じ日本の地方官公署を経て一般住民に告示する。

※ 水路誌とは、海上の気象・海象・針路法・港湾・沿岸の状況等を詳細に記載した冊子の中で、海図の内容を補うものであり、海図と併用して使用される。

時代区分Ⅲ (1)-②竹島を爆撃演習場として設定

竹島が爆撃演習場に指定されたことと演習開始前に告知があることを伝える告示

No.34 水路告示第三十八号(本州北西岸 隠岐列島北西方—竹島 爆撃訓練場設定)

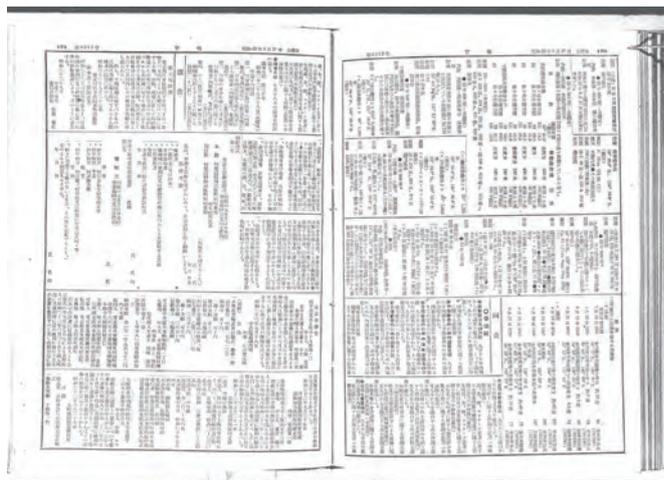
報H28/P21 1947年(昭和22年)9月27日

資料概要

竹島を爆撃演習場として指定し、演習開始前に一般住民に告知されると記されている。

内容見本

(161)本州北西岸 隠岐列島 北西方—竹島・爆撃訓練場設定
隠岐列島北西方85哩の竹島(37°15'N., 131°50'E. 概位)は爆撃訓練場に指定された。隠岐列島及び北緯38°以南の本州北西岸各港の住民に対しては訓練が行はれる前に日本の地方官公署を通じて告知される。(海図162号参照)(連合軍司令部)



所蔵:国立国会図書館(デジタルコレクション)

(161)本州北西岸 隠岐列島 北西方—
竹島・爆撃訓練場設定
隠岐列島 北西方約85哩の竹島(37°
15' N., 131° 50' E. 概位)は爆撃訓練
場に指定された。隠岐列島及び北緯
38° 以南の本州北西岸 各港の住民に
対しては訓練が行はれる前に日本の
地方官公署を通じて告知される。(海
図 162 号参照)(連合軍司令部)

該当部分拡大

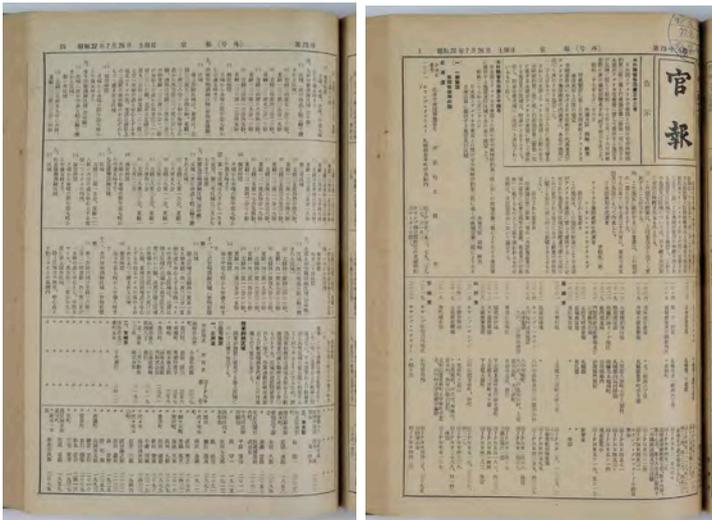
作成年月日	1947年(昭和22年)9月27日
編著者	-
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	官報 第6212号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧を行う

時代区分Ⅲ (1)-②竹島を爆撃演習場として設定

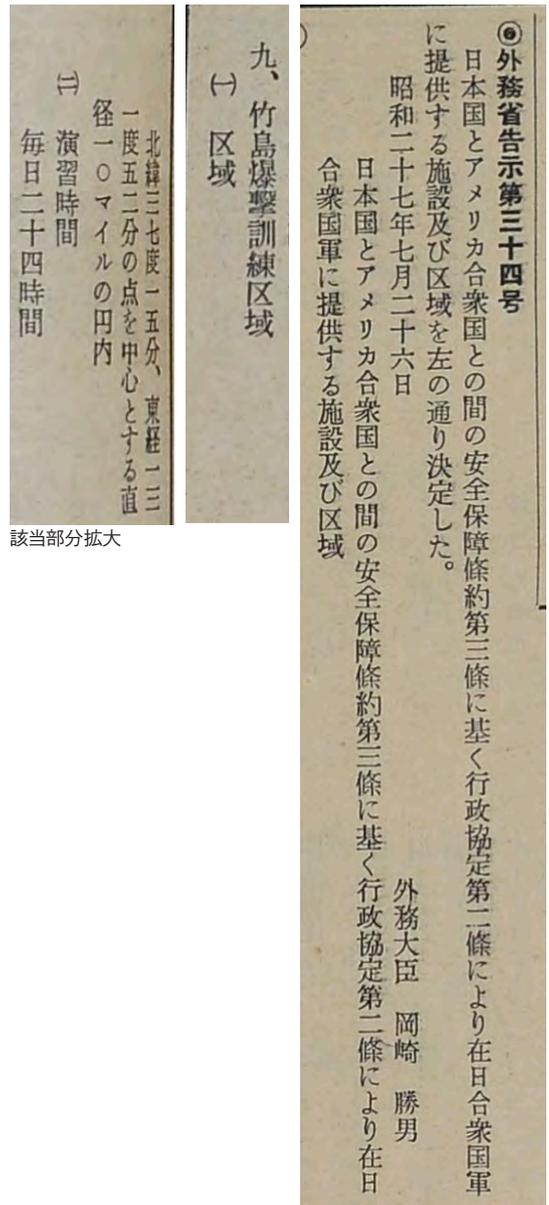
竹島を米空軍の爆撃訓練区域に再度指定した旨の告示

No.35 外務省告示第34号

報H29/P29 1952年(昭和27年)7月26日付



所蔵:島根県立図書館



該当部分拡大

資料概要

マッカーサーラインが廃止され、サンフランシスコ平和条約が発効した直後の1952年(昭和27年)7月、竹島は在日米軍の使用する爆撃訓練区域の一つとして指定された。この資料は、外務省がその旨を告示したものである。

内容見本

外務省告示第三十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定第二條により在日合衆国軍に提供する施設及び区域を左の通り決定した。

昭和二十七年七月二十六日

(略)

九、竹島爆撃訓練区域

(一) 区域

北緯三七度一五分、東経一三一度五二分の点を中心とする直径一〇マイルの円内

(二) 演習時間

毎日二十四時間

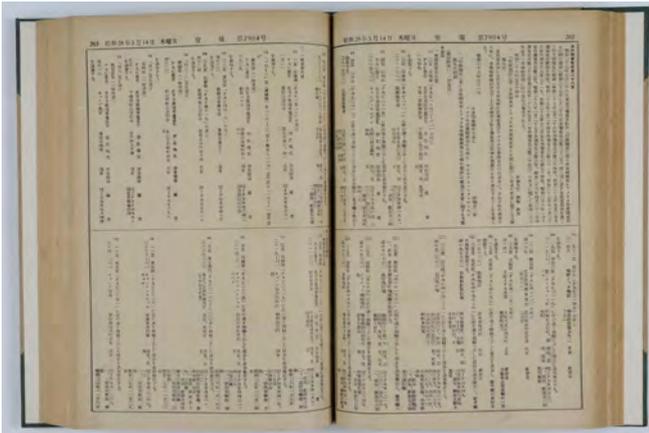
作成年月日	1952年(昭和27年)7月26日
編著者	-
発行者	-
収録誌	官報号外第73号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

時代区分Ⅲ (1)-②竹島を爆撃演習場として設定

竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除した旨の告示

No.36 外務省告示第28号

報H29/P31 1953年(昭和28年)5月14日付



所蔵:島根県立図書館

資料概要

1952年(昭和27年)7月26日付外務省告示第34号(→No.35)において、竹島が在日米軍の爆撃訓練区域として指定された旨告示されたが、竹島周辺海域におけるアシカの捕獲、あわびやわかめの採取を望む地元からの強い要請があった。また、米軍も1952年(昭和27年)冬から竹島の爆撃訓練区域としての使用を中止していたことから、1953年(昭和28年)3月19日の日米合同委員会にて竹島爆撃訓練区域を米空軍訓練区域から削除する旨の提案が承認された。同年5月1日に日米合同委員会における日米両政府の代表者が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除することに合意している。

この資料は、同年5月14日に外務省がその旨を告示したもの。

内容見本

外務省告示第二十八号

昭和二十七年七月二十六日東京で署名された「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十三号)第三項に基き合同委員会を通じて行う同協定の附表(昭和二十七年七月二十六日外務省告示第三十四号(※2)、(略))の変更に関して昭和二十八年五月一日両政府間に次の協定が署名された。

(略)

「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に関する文書第九号

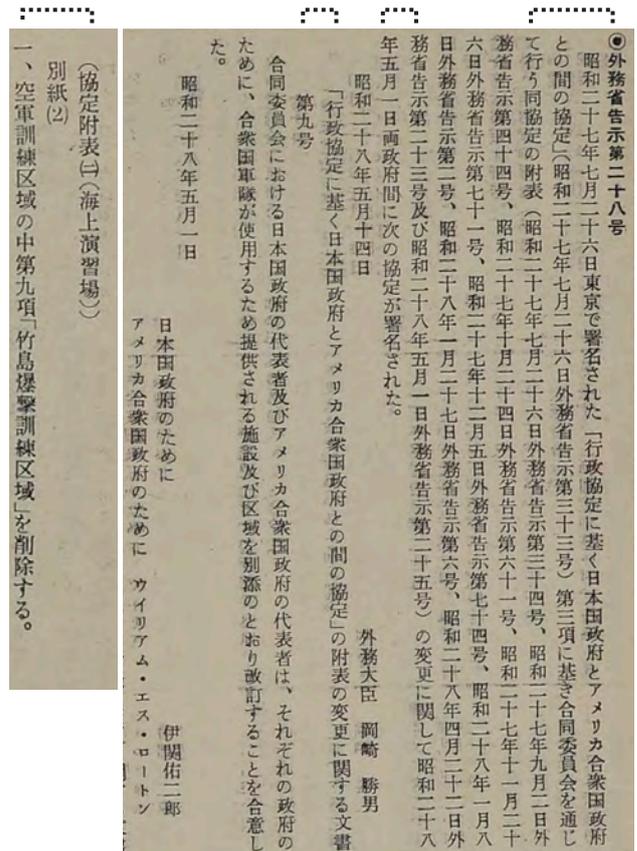
(略)

(協定附表(二)(海上演習場))

別紙(2)

一、空軍訓練区域の中第九項「竹島爆撃訓練区域」を削除する。

(略)

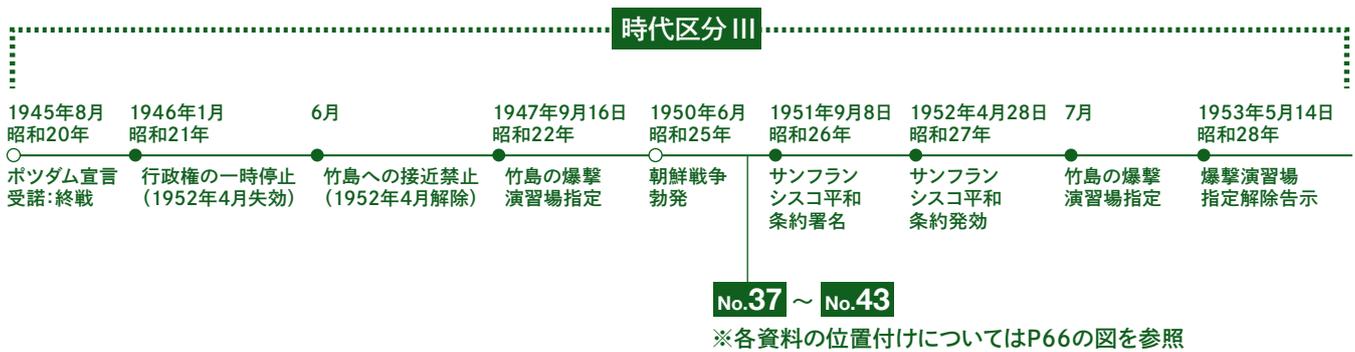


該当部分拡大

作成年月日	1953年(昭和28年)5月14日
編著者	外務大臣(岡崎勝男)
発行者	外務省
収録誌	官報 第7904号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

(2) サンフランシスコ平和条約の起草経緯

時代区分III — 戦後、1953年(昭和28年)頃まで



第二次世界大戦後、日本の戦争状態を終結させたサンフランシスコ平和条約は、「濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定した(P65囲み参照)。この規定が起草された経緯を確認すれば、意図的に竹島が条文から除外されたことがわかる。

サンフランシスコ平和条約の起草過程で、韓国は日本が放棄する領域に竹島を含めるよう要求したものの(→No.42)、竹島は日本領であるとして、米国はそれを拒否したこと(→No.43)が知られている。米国が公開した外交文書から、日本が放棄する「朝鮮」に「竹島」が含まれていないことは明らかであるが、資料調査事業においては、平成28年度から米国資料の原本を確認しつつ、平成30年度からは、公益財団法人日本国際問題研究所と連携して、

英国、豪州等において調査を行い、米国が主要関係国とどのように意見調整を図り、署名国の総意として合意することのできる規定を作成したのかを明らかにする資料を収集してきた。

その結果、サンフランシスコ平和条約の起草に当たって、第2章(領域)について英豪など連合国の一部及び韓国が高い関心を有し、調整の過程で、様々な意見交換が行われ、原案が書き換えられていることを再確認し、米国の見方だけではなく、これらの国々との協議過程を明らかにすることができた。

次頁以降に、サンフランシスコ平和条約の起草過程と、資料調査事業で確認した資料の位置付けについて説明する。

1 日本の敗戦とポツダム宣言の受諾

日本は、1945年(昭和20年)8月、ポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。ポツダム宣言第8項は、「日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」としている。すなわち、四つの島以外の日本の領域は、「吾等」(宣言署名者は、米中英の代表:※1)が決定することになっていた。そして、その決定は、戦争状態を法的に終結させるための条約であるサンフランシスコ平和条約において行われた。

2 サンフランシスコ平和条約の起草経緯

条約の起草作業は、米国においては、1947年(昭和22年)頃から国務省内で準備作業が開始され、1950年(昭和25年)以降、他の連合国との間で意見調整が進められた。終戦後、東アジアにおいては、1949年(昭和24年)10月中華人民共和国成立、翌1950年6月朝鮮戦争勃発と共産化の勢いが強まり、状況が流動化していた。その流れの中であって、1949年9月の米英外相会議において早期対日講和について議論され、翌1950年4月にトルーマン大統領によって国務長官顧問に任命されたダレス元上院議員は、早期講和に向け活動し始めることなる。

(1) 米国草案

1947年に米国国務省が最初に作成した草案では、竹島は、日本が放棄する朝鮮の一部に含まれるとされていた。しかし、その後、情報収集・分析を進めた結果、1949年末に作成された草案では、竹島は日本の領域を構成する島嶼の一

つとされた。

1950年(昭和25年)夏、草案全体の構成が見直され、日本の領域を列挙するのではなく、日本から分離する領域を規定する構造になった。これにともない、条文上、竹島が日本の領域であるとする規定もなくなった。

(2) 米国と各国の間の意見調整

米国は、関係国との条約交渉に先立ち、条約草案の作成に当たっての基本的な考え方をまとめた「対日講和7原則」(→No.37)を極東委員会構成国に示し、意見照会した。

1950年(昭和25年)10月、オーストラリア外務省は、書面で質問を提出し、日本の領域に関し詳細な情報を米国に求めた。これに対し、米国は、日本が竹島を引き続き保持する旨回答しており(→No.37)、日本の保持する領土に関する条文がなくなっても、米国が竹島を日本領として保持する方針に変わりはなかったことがわかる。

米国は、一連の関係国との意見交換を踏まえ、対日講和を英国との協力の下で行うことが望ましいと判断し、米英共同で対日講和会議を招請し、平和条約の共同草案を作成する方向で、翌1951年1月頃から米英間で協議を進めた。

米英両国は、共同草案の作成に向けてそれぞれ原案を作成し、1951年(昭和26年)3月には米国の、4月には英国の原案が揃うこととなる(→No.38)。この時点で、領土の規定の仕方について考え方が異なっていた。米国案は朝鮮、台湾など日本から分離する領土を規定するのに対し、英国案は日本を線で囲み、その線の内側の島に日本の主権が継続するとしていた。

※1 ソ連も対日参戦に際し参加。また、「ポツダム宣言の条項を誠実に履行すること」が定められた降伏文書(1945年9月2日)には、さらにオーストラリア、カナダ、オランダ、ニュージーランドの代表も署名している。

(3) 米英協議

1951年(昭和26年)4月25日から5月4日にかけて、米英事務レベル協議が行われ、共同草案について概ね合意に達した(→No.40)。日本による朝鮮の放棄に関する規定についても、この協議で一致し、米国と英国の双方の趣旨が反映された折衷案となっている。

すなわち、5月2日の第7回協議において、領域条項については、日本の領域の範囲を表記するのではなく、日本が放棄する地域を規定する米国草案の構造をとることで一致した。英国は、日本と朝鮮の間にある島の帰属を曖昧にすると将来紛争の原因になるとの見方から(→No.39)、その帰属を明記すべき旨主張し、その結果、単に朝鮮を放棄するとしていた米国案の規定に「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」との文言を加えることとなった(→No.40)。

この調整過程は、5月3日の米英共同草案(→No.41)に反映され、その後の協議を経て6月14日付の米英共同草案が作成され、実質的に案文が固まった。

(4) 関係国との協議

1951年(昭和26年)7月、米英共同草案は関係国に提示され協議に付されたが、第2条a項の朝鮮放棄規定は、変更されることなく採択された。

(5) 韓国からの修正要求

米英共同草案は韓国にも提示され、1951年(昭和26年)7月、韓国は、米國務長官宛書簡によって、竹島を朝鮮領とすること等を内容とする修正を要請した(→No.42)。

この韓国の修正要求に対し、米国は書簡(→No.43)を發出し、竹島に関する要請については、日本領であるとの認識を示した上で拒否すると回答した。

3 竹島の領有根拠としてのサンフランシスコ平和条約

上述の条約起草過程を見ることにより、条約の起草者は、第2条a項の「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を放棄するという条文を、竹島は日本に帰属するという認識をもって作成していたと解される(※2)。

サンフランシスコ平和条約

第二章(領域)

第二条

(a) 日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

※サンフランシスコ平和条約の和文では「鬱陵島」とされているが、一般には、「鬱陵島」の漢字が用いられる。本文中では、文脈に応じて、条文抜粋の時のみ「鬱」の字を用い、その他の場合は原則「鬱」の字を用いる。

San Francisco Peace Treaty

Chapter II Territory

Article 2

(a) Japan recognizing the independence of Korea, renounces all right, title and claim to Korea, including the islands of Quelpart, Port Hamilton and Dagelet.

※1 韓国の要請のうち、竹島に関するもの以外については、受け入れられている部分もあり、結果、草案は修正された(第4条a項修正、b項挿入)。つまり韓国は、条約の起草過程に意見を述べる機会を与えられていたが、竹島に関する要請については、個別に内容が検討された上で拒否された。

※2 国際法上、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」(条約法に関するウィーン条約第31条第1項)。そして、この方法によって得られた意味を確認するため、またはこの方法による解釈では意味があいまいな場合に意味を決定するため、「解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる」(同第32条)。なお、サンフランシスコ平和条約第22条において、「…条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。」とされている。ただし、韓国は同条約の締約国ではない。

サンフランシスコ平和条約起草時における関係国協議経緯

ポツダム宣言受諾

※P64参照

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等の決定する諸小島」に局限されるとした。



1947年頃から、米国内及び英連邦諸国において、それぞれ条約起草に向け準備作業
1949年10月中華人民共和国成立、1950年6月朝鮮戦争勃発

1949年末頃～ 米国、英国等において、早期対日講和に向けた動き
(米国国務省は独自に草案を作成。竹島は日本領とされた)

1950年9月 米国は、条約の内容を簡単に7項目にまとめた形で
「対日講和7原則」 関係国に提示し、非公式協議

1950年10月19日 オーストラリアが米国に質問
1950年10月 米国がオーストラリアに回答

No.37



1951年1月頃 米英は、共同で講和会議招請、条約草案作成する方向で動き始める。

1951年3月23日 米国、条約草案を
「米国草案」 関係国に提示し、協議

1951年4月7日 英国、条約草案を米国
「英国草案」 に提示(英連邦その他
数カ国に共有)

No.38 No.39

1951年4月25日～5月4日 米英事務レベル協議
ワシントンにおいて集中協議。米英共同草案原案作成(5月3日)

No.40

1951年6月14日 米英共同草案 米英で実質的に案文が固まる

No.41

1951年7月3日
「米英共同草案に対する関係国の協議」
オーストラリア等の関心の高い国に提示
その後、関心国の全体に提示し、記者発表

1951年7月19日 韓国、草案修正要求
1951年8月10日 米国、韓国に回答

No.42

No.43

韓国の要求は一部受け入れられるが、
竹島に関する要求は拒否



1951年9月8日
「サンフランシスコ講和会議、平和条約署名」

1952年4月28日発効

時代区分Ⅲ (2)-①米国「対日講和7原則」による関係国との予備交渉

米国は、竹島が日本の領土に含まれているとの認識を豪州に伝達し、豪州は英国とも共有

No. 37
報H30/P18

ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT. THESE ANSWERS ARE INFORMAL AND WITHOUT COMMITMENT ON THE PART OF THE UNITED STATES GOVERNMENT.

米国「対日講和7原則」に対する豪州の質問に対する米国の回答

非公式であり米国政府を拘束するものではない*

1950年(昭和25年)10月

資料概要

1950年(昭和25年)9月、米国は、条約の要点をまとめた「対日講和7原則」(※1)を極東委員会構成国に示し、条約草案の早期作成に向けて非公式な協議を開始した(P64参照)。この「原則」の中の「(3) 領域」では、「日本国は、(a)朝鮮の独立を承認し…」とのみ簡単に記述され、諸小島に関する言及がなかった((b)は琉球、小笠原、(c)は台湾、澎湖諸島、南樺太、千島関係)。

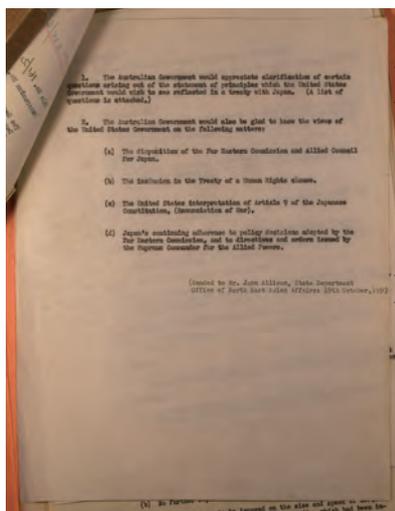
この点について、豪州外務省は、より詳細な情報を求めた。これに対し、米国国務省は、回答の中で、竹島を古くから日本のものと認められており、引き続き日本が保持する島の一つである(※2)とした。また、この回答の写しは豪州から英国にも共有されていた。

1950年(昭和25年)夏以降、米国が作成した条約草案は簡略化され、その構造が最終的に採択された条文でも維持されたため、条約中に、竹島の帰属について直接言及する条文はない(経緯につきP64参照)。しかし、このような構造の中でも、1949年(昭和24年)12月に米国国務省が試案を作成して以降(P66参照)、日本が竹島を保持するとしていた米国の方針は不変であったことがこの資料からわかる。

※1 同年11月24日に米国国務省が公表。これには、(1)当事国、(2)国際連合(日本の加盟が考慮されること)、(3)領域、(4)安全保障、(5)政治的及び通商の取極、(6)請求権と(7)紛争について米国の条約起草に当たっての要点が示された。原題は「“SEVEN POINTS” PROPOSAL ON JAPANESE PEACE TREATY MADE BY U.S.」。邦題は『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』(pp.94-98)より。外務省外交史料館日本外交文書デジタルコレクション(ウェブサイトで閲覧可能)。

※2 RG59, Decimal File 1950-54, Box 3007, 694.001/10-2650(米国国立公文書館)、Foreign Relations of the United States (FRUS)1950年版(Volume.VI, p.1327-) (米国国務省ホームページ)

作成年月日	1950年(昭和25年)10月
編著者	オーストラリア外務省
発行者	オーストラリア外務省
収録誌	Japanese Peace Settlement (Item Barcode:140407)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	オーストラリア国立公文書館
利用方法	オーストラリア国立公文書館で利用手続きを行う



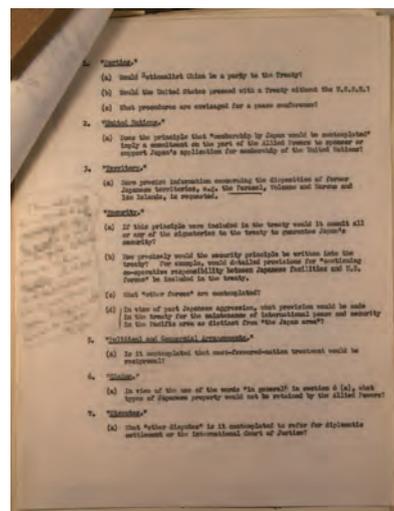
The Australian Government would appreciate clarification of certain questions arising out of the statement of principles which the United States Government would wish to see reflected in a treaty with Japan.

オーストラリア政府は、米国政府が日本との条約に反映を希望するとする原則についていくつか疑問がありますので、詳しく伺えれば幸いです。

(Handed to Mr. John Allison, State Department Office of North East Asian Affairs: 19th October 1950)

(1950年10月19日、国務省北東アジア部ジョン・アリソン氏に手交)

所蔵: オーストラリア国立公文書館
(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

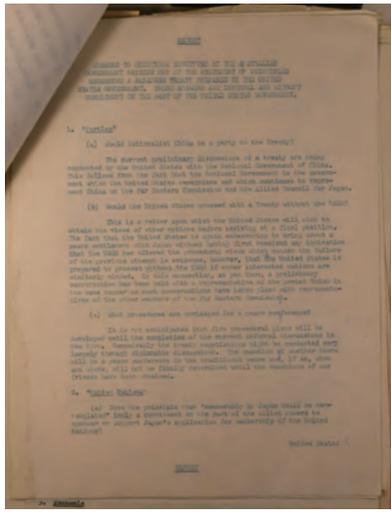


3. "Territory"

(a) More precise information concerning the disposition of former Japanese territories, e.g. the Paracel, Volcano and Marcus and Izu Islands, is requested.

3. "領域"

(a) 西沙諸島、火山列島、南鳥島、伊豆諸島など旧日本領のの処分に関するより正確な情報が求められる。



SECRET
極秘

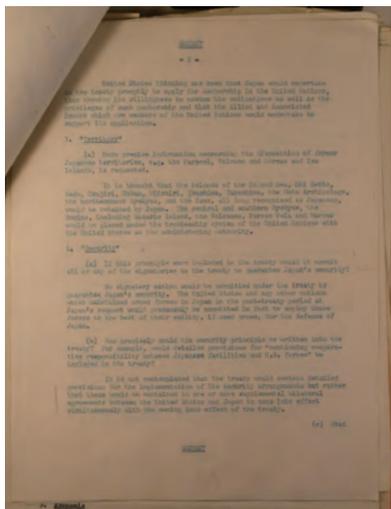
※SECRETとあるが現在は公開済み

ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT. THESE ANSWERS ARE INFORMAL AND WITHOUT COMMITMENT ON THE PART OF THE UNITED STATES GOVERNMENT.

資料タイトル

資料タイトル(訳)

米国政府が準備した日本との条約に関する原則に関する声明から生じるオーストラリア政府から提出された質問に対する回答



3. "Territory"

More precise information concerning the disposition of former Japanese territories, e.g. the Paracel, Volcano and Marcus and Izu Islands, is requested.

オーストラリアから米国に対する質問

3. "領域"

(a) 西沙諸島、硫黄島並びに南鳥島及び伊豆諸島等の旧日本領の処分に関するより正確な情報が求められる。

オーストラリアから米国に対する質問(訳)

It is thought that ..., Takeshima, ..., all long recognized as Japanese, would be retained by Japan. ...

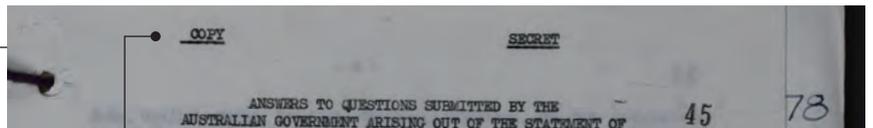
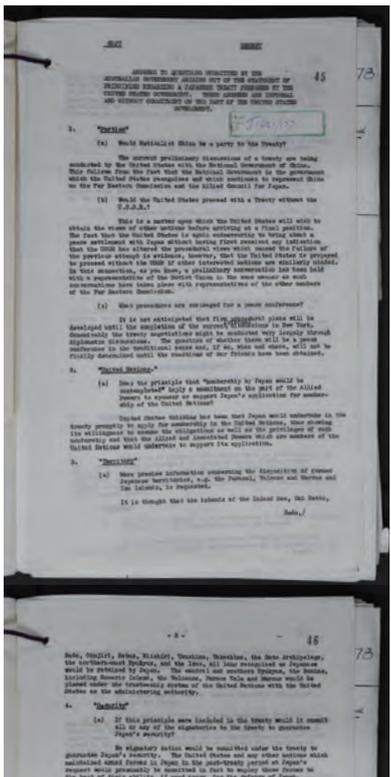
米国からの回答

...竹島...はすべて古くから日本のものと認識されており、日本によって保持されるであろうものと考えられる。

米国からの回答(訳)

所蔵:オーストラリア国立公文書館
(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

【参考】英国に共有されていた写し(オーストラリア外務省の質問とそれに対する米国国務省の回答)
1950年(昭和25年)11月2日に在米国豪州大使館から、在米国英国大使館に提供されたと考えられる資料)



COPYの記載がある。

※SECRETとあるが現在は公開済み

この部分に上記「3. 領域」と同じ内容がページをまたがって記載されている。

Japanese peace treaty: United States policy: declaration of terminating a formal state of war with Japan: formation of a Commonwealth working party: record of London meeting between Mr Bevin and Mr Acheson. Code FJ file 1021 (papers 168-197) (FO371/83835)

所蔵:英国国立公文書館(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

時代区分Ⅲ (2)-②英国政府内部資料に見る米英の条約草案における日本の領土関連規定

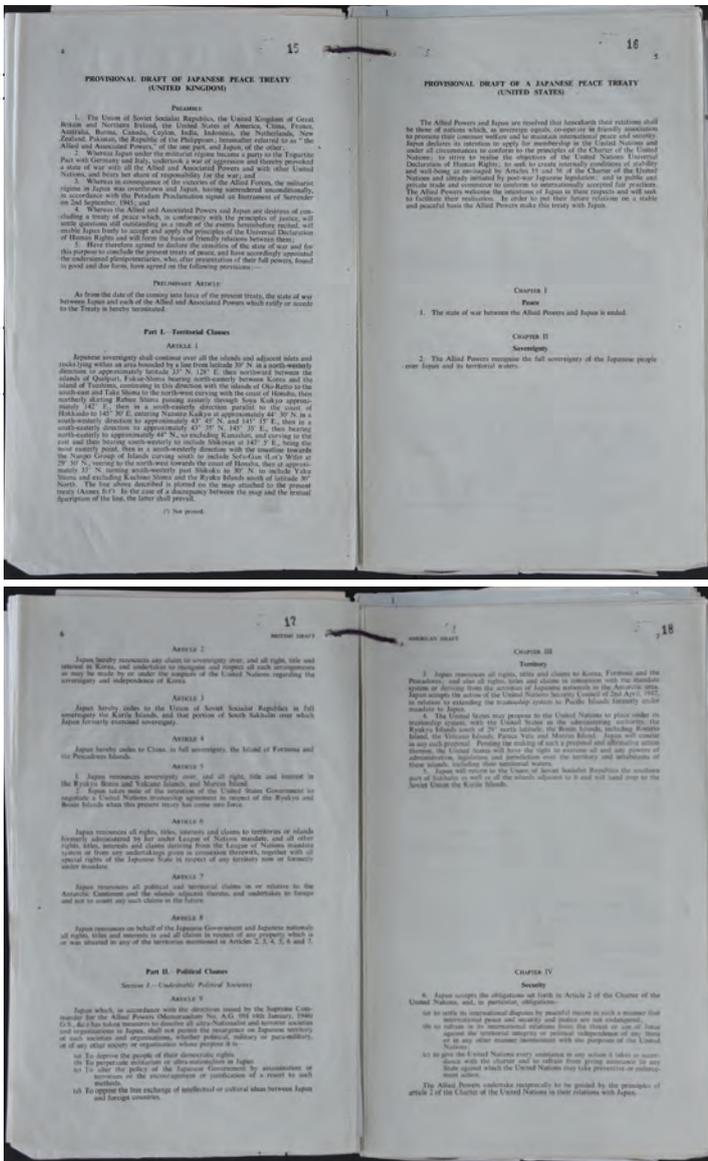
米国草案は日本の領土の境界について記述がないのに対し、英国草案は線で示す方式を提案し、竹島は日本領から除外

No.38 新規掲載

PROVISIONAL DRAFT OF JAPANESE PEACE TREATY (UNITED KINGDOM) PROVISIONAL DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY (UNITED STATES) 対日平和条約—米国と英国の草案

1951年(昭和26年)3月23日(米国草案)

1951年(昭和26年)4月7日(英国草案)



所蔵:英国国立公文書館(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

資料概要

英国政府内部資料(P70囲み参照)に綴じられた米国及び英国の対日平和草案。右に米国草案、左に英国草案を対比できるように編纂されている。

右の米国草案においては、「韓国に対するすべての権利、権原、請求権を放棄する」としか書かれていない(第3条)。

これに対して、英国草案は、「日本の主権は、...線で囲まれた域内に存在するすべての島、隣接する小島及び岩に対して継続する」とし、その線が具体的に規定されている。この線が竹島と隠岐列島の間を通るように引かれている。

Table with 2 columns: Field (作成年月日, 編著者, 発行者, 収録誌, 言語, 媒体種別, 公開有無, 所蔵機関, 利用方法) and Value.

所蔵:英国国立公文書館(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

内容見本

PROVISIONAL DRAFT OF JAPANESE PEACE TREATY
(UNITED KINGDOM)

(text omitted)

Part I.—Territorial Clauses

ARTICLE 1

Japanese sovereignty shall continue over all the islands and adjacent islets and rocks lying within an area bounded by a line from latitude 30°N. in a north-westerly direction to approximately latitude 33°N. 128°E then northward between the islands of Quelpart, Fukue-Shima bearing north-easterly between Korea and the island of Tsushima, continuing in this direction with the islands of Oki-Retto to the south-east and Take shima to the north-west curving with the coast of Honshu, (text omitted)

ARTICLE 2

Japan hereby renounces any claim to sovereignty over, and all right, title and interest in Korea, (text omitted)

PROVISIONAL DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY
(UNITED STATES)

(text omitted)

CHAPTER II

Sovereignty

2. The Allied Powers recognise the full sovereignty of the Japanese people over Japan and its territorial waters.

CHAPTER III

Territory

3. Japan renounces all rights, titles and claims to Korea, Formosa and the Pescadores; (text omitted)

日本語訳

(英国草案)

第I部 領域条項

第1条

日本の主権は、北緯30度から北西方向におよそ北緯33度東経128度に向かい、北に濟州島と福江島の間を通り、韓国と対馬の間を北東方向に進み、この方向に、隠岐列島を南東に、竹島を北西にみながら、本州沿岸に沿って進み、(略)...線に囲まれた領域内に存在するすべての島、隣接する小島及び岩に対して継続する。(略)

第2条

日本国は、ここにおいて、韓国、(略)に対する主権並びに同国における権利、権原及び権益に対するいかなる請求権も放棄する。

(米国草案)

第II章

主権

2. 連合国は、日本国民の日本及びその領水に対する完全な主権を認める。

第III章

領域

3. 日本国は、韓国、台湾及び澎湖諸島、(略)に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

参考：英国政府内部資料に見る英国のスタンス

短い米国草案と長い英国草案

—双方の草案の背景説明がまとめられている英国政府内部資料

対日平和条約に関し、英国政府内部の参考資料として作成された資料(1951年4月7日付)。米国と英国が作成した草案が、作成経緯や考え方をまとめた資料とともに並記されている。

英国草案には、英外務大臣から駐米大使宛に英国草案を米国国務省に伝達するよう指示する文書(右写真)が付され、草案作成の考え方を米国に説明するよう求めている。ここで英国は、平和条約を早期に結び、日本が自由世界の一員として適切な出発を切れるよう、非制限的なものとする点において米国と基本的に一致しているとしつつ、英国草案がやや長いのは、対イタリア平和条約に関する実務的経験も生かしてのことであり、条文は、**将来に摩擦を残さないよう十分に精緻かつ包括的であるべきだと考えている**ことなどが記されている。



英国外務省「JAPANESE PEACE TREATY」(対日平和条約)
Japanese Peace Treaty: attached Provisional draft which is to be read to HM Ambassador at Washington, intended to serve as preliminary working document. TNA, FJ1022/222 (FO371/92538) 1951年(昭和26年)4月7日 所蔵:英国国立公文書館 (資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

時代区分Ⅲ (2)-②英国政府内部資料に見る条約草案の領土規定に関する英国の見方

米国草案に対する見解の中で、英国は、日本の領土の境界を明確化する点を重視
竹島については、日本領と朝鮮領どちらの結論もあり得るとの見方を示す

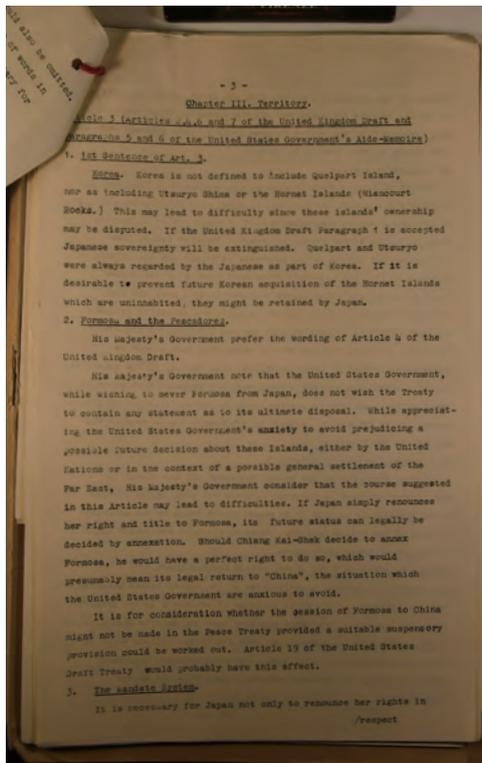
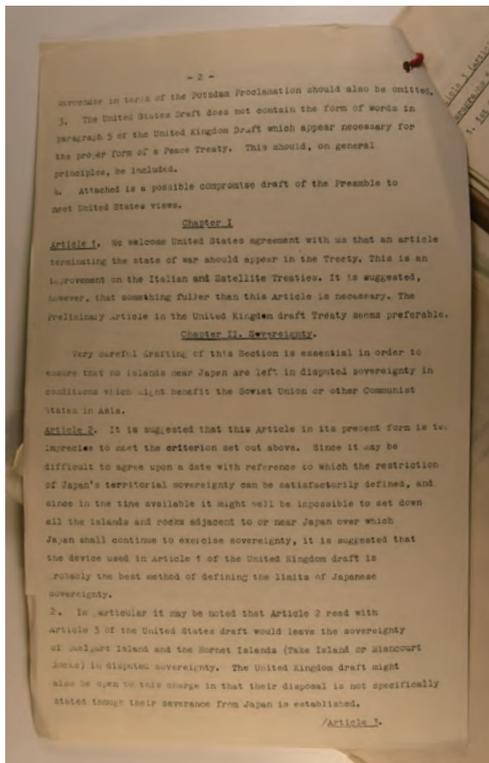
No.39

Draft Brief on the United States Provisional Draft Peace Treaty with Japan

新規掲載

対日平和条約米国草案に関する検討

1951(昭和26年)年4月23日



所蔵: オーストラリア国立公文書館 (資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

資料概要

英国外務省からオーストラリア外務省に1951年4月30日に送られた、米事務レベル協議直前の英国外務省の米国草案に対する意見書。同年4月23日付の同一文書が英国公文書館にあり(※1)、米国草案に対する意見が米豪間で共有されていたことがわかる。

この資料には、まず、英国が日本の領域を線で囲む方式を採用する理由が説明されている。英国は、「日本周辺のいずれの島も、領有権に争いがある状態のままに放置され、ソ連やアジアの共産国を利する可能性のある状況に置かれることのないようにするため、この章は非常に注意深く起草する必要がある」としている。その上で、米国草案は、「竹島の領有権について領有権に争いのある状態のままにしまいかねない」と指摘している。

一方で、英国草案についても、「これらの島嶼の日本からの分離が確立しているものの、その最終的な処理が明確に述べられていないので、(米国草案と)同様の批判にさらされるかもしれない」との懸念を示していた。日本がその主権の範囲に線を引いてその外にある島々の領有権を放棄したとしても、放棄した島々が自動的に特定国に帰属するわけではなく、英国草案もそれは同じであった。

竹島については、「竹島が将来朝鮮によって領有されるのを阻止することが望ましければ、日本が保持することもあり得る」としている。つまり、英国草案では日本を囲む線の外に竹島を置いたものの、英国が重視していたことは日本と朝鮮の間にある島々の処分についての明確化であって、何か積極的な根拠により竹島を朝鮮領とする主旨ではないことがこの資料から分かる。

※1 TNA, Attaches New Edition of draft Brief on US Provisional Draft Peace Treaty with Japan on which discussion will be held in Washington FJ1022/302, (FO371/92543)

内容見本

Chapter II. Sovereignty.

Very careful drafting of this Section is essential in order to ensure that no islands near Japan are left in disputed sovereignty in conditions which might benefit the Soviet Union or other Communist States in Asia.

Article 2. It is suggested that this Article in its present form is too imprecise to meet the criterion set out above. Since it may be difficult to agree upon a date with reference to which the restriction of Japan's territorial sovereignty can be satisfactorily defined, and since in the time available it might well be impossible to set down all the islands and rocks adjacent to or near Japan over which Japan shall continue to exercise sovereignty, it is suggested that the device used in Article 1 of the United Kingdom draft is probably the best method of defining the limits of Japanese sovereignty.

2. In particular it may be noted that Article 2 read with Article 3 of the United States draft would leave the sovereignty of Quelpart Island and the Hornet Islands (Take Island or Miancourt Rocks) in disputed sovereignty. The United Kingdom draft might also be open to this charge in that their disposal is not specifically stated though their severance from Japan is established.

Chapter III. Territory.

Article 3 (Articles 2,4,6 and 7 of the United Kingdom Draft and Paragraphs 5 and 6 of the United States Government's Aide-Memoire)

1. 1st Sentence of Art. 3.

Korea. Korea is not defined to include Quelpart Island, nor as including Utsuryo Shima or the Hornet Islands (Miancourt Rocks.) This may lead to difficulty since these islands' ownership may be disputed. If the United Kingdom Draft Paragraph 1 is accepted Japanese sovereignty will be extinguished. Quelpart and Utsuryo were always regarded by the Japanese as part of Korea. If it is desirable to prevent future Korean acquisition of the Hornet Islands which are uninhabited, they might be retained by Japan.

2. Formosa and the Pescadores.

His Majesty's Government prefer the wording of Article 4 of the United Kingdom Draft.

日本語訳

第2章 主権(Sovereignty)

日本周辺のいずれの島も、領有権(sovcreignty)に争のある状態のままに放置され、ソ連やアジアの共産国を利する可能性のある状況に置かれることのないようにするため、この章は細心の注意を払って起草する必要がある。

第2条 この条は、現在の形では、正確さにかけて上記の基準を満たしていない。日本の領域主権の制限が定められる日付について合意することは困難であり、また、限られた時間の中で、日本が主権行使を継続することとなる日本に隣接する又は近傍の島や岩をすべて書き留めることは不可能であるため、英国草案第1条で使用している方法が日本の主権が及ぶ限界を画定する方法として最善であることを提案したい。

2. 特に、米国草案の第2条と第3条は、濟州島及び竹島の領有権について領有権に争いのある状態のままにしてしまいかねない点を指摘すべきであろう。英国草案もまた、これらの島が日本から分離されているものの、これらの島の処分について具体的に表記していない点で同様の問題があるかもしれない。

第3章 領域(Territory)

第3条(略)

1. 第3条第1文

朝鮮 朝鮮は、濟州島を含むと定められておらず、また、鬱陵島及び竹島も同様である。このことは、これらの島の領有が争われる可能性があるため、問題が生じるかも知れない。仮に、英国草案のパラ1が認められれば、日本の領有権は失われることとなる。濟州島と鬱陵島は日本人からも常に朝鮮領と認識されていた。仮に、無人島の竹島が将来朝鮮によって領有されるのを阻止することが望ましければ、日本が保持することもあり得る。

作成年月日	1951(昭和26年)年4月23日
編著者	英国外務省
発行者	-
収録誌	Japanese Peace Treaty [file containing papers and correspondence relating to the Treaty] NAA, Item barcode 11407163
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	オーストラリア国立公文書館
利用方法	オーストラリア国立公文書館で利用手続きを行う

時代区分Ⅲ (2)-②米英協議における領土規定に関する意見調整

米英両国は、日本が放棄する島として、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3つの島を挙げることで一致
竹島は日本領と確認したものと考えられる

No. 40 Anglo-American Meetings on Japanese Peace Treaty, 7th Meeting

報H29/P33 米英協議第7回会合議事概要

1951年(昭和26年)5月2日

資料概要

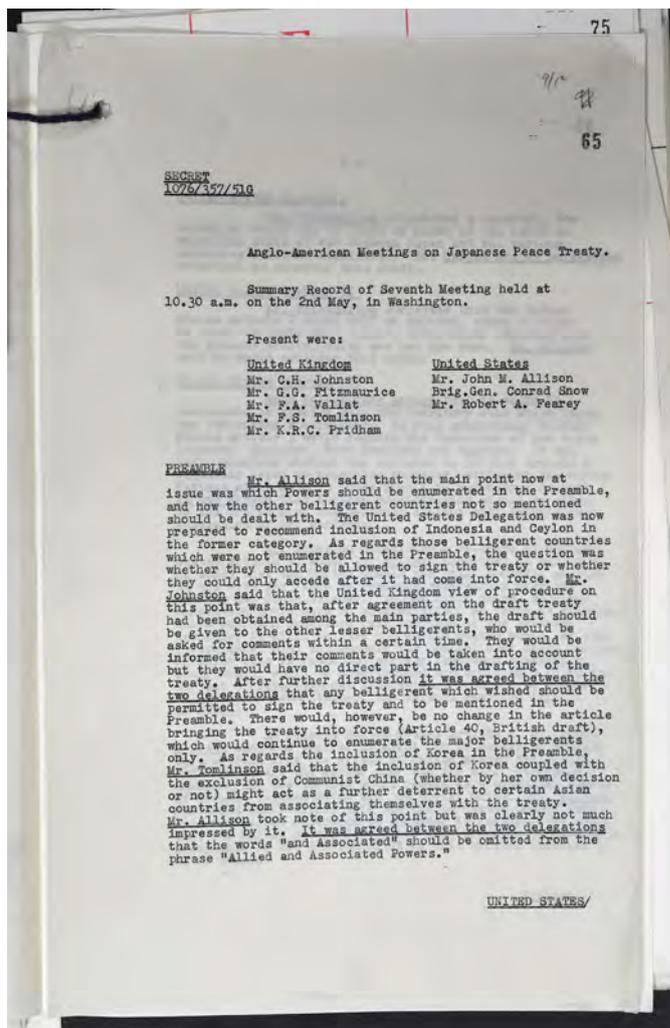
米英事務レベル協議の最終段階、1951年5月2日に行われた第7回会合の議事要旨(英国による作成)。

条約草案の領土に関する条項に関し、「(米英)双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意した」とあり、「米国(草案)第3条は、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3島の挿入を必要とするであろう。」と記されている。

この資料からは、米英協議を通じて、日本の領土について、英国草案にあったような日本に残される島を記載する方法ではなく、日本が放棄する領土のみを記載する米国草案の構造を採ることで一致したことが分かる。

さらに、この結論を踏まえて、英国が求めていた日本の領土圏の明確化については、日本が放棄する朝鮮の一部として、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3島を規定することで妥結したことが分かる。

米国は竹島が古くから日本領であるとの立場であり(→No.38)、英国草案は取り下げられ、竹島の日本保持が明確化されたものである。



内容見本

UNITED STATES CHAPTER III

Both Delegations agreed that it would be preferable to specify only the territory over which Japan was renouncing sovereignty. In this connection, United States Article 3 would require the insertion of the three islands: Quelpart, Port Hamilton and Dagelet. (略)

日本語訳

(略)

米国第三章

(米英)双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意した。この関係で、米国(草案)第3条は、濟州島、巨文島及び鬱陵島の3島の挿入を必要とするであろう。(略)

作成年月日	1951年(昭和26年)5月2日
編著者	-
発行者	-
収録誌	Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966 (FO371/92547)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

75

66

- 2 -

UNITED STATES CHAPTER I

Mr. Fitzmaurice circulated a re-draft, the object of which was to leave no doubt of the dates on which the state of war between Japan and the various countries would be terminated. The United States Delegation undertook to consider this draft.

UNITED STATES CHAPTER II

Mr. Fitzmaurice suggested that the United States Article 2 might well be omitted, since it might be taken to imply that Japan's sovereignty depended upon the present treaty, which was not the case. Mr. Allison said he would consider this point.

UNITED STATES CHAPTER III

Both Delegations agreed that it would be preferable to specify only the territory over which Japan was renouncing sovereignty. In this connection, United States Article 3 would require the insertion of the three islands: Quelpart, Port Hamilton and Dagelet. It was left undecided whether the sentence in British Article 2 requiring Japan to recognise whatever settlement the United Nations might make in Korea should be maintained or not. It was agreed that further consideration should be given to the drafting of the sentence dealing with Japan's renunciation of her mandates.

Mr. Johnston circulated a re-draft of United States Article 4, which Mr. Allison undertook to consider. He added that the United States was still doubtful whether it was wise for Japan to renounce sovereignty over the Ryukyus and Bonin Islands. In the first place, such renunciation would have an adverse effect on Japanese opinion, which was much exercised over the fate of the Ryukyus; secondly, it might be that the United States would, at some future date, wish to renounce its control over these islands, in which case if Japan had already renounced sovereignty, their status would be undetermined and would have to be the subject of international discussion. It might be simpler if, in such circumstances, the islands reverted legally to Japan.

As regards United States Article 5, Mr. Fitzmaurice wondered whether it might not be better to exclude this article from the effect of United States Article 19, and thus settle the matter once and for all. Otherwise Sakhalin and the Kuriles would remain as a potential source of trouble between Japan and the Soviet Union. Mr. Allison mentioned difficulties with the United States Senate over this matter but undertook to consider it further. He added that the United States Delegation were prepared to recommend acceptance of the British draft of this article (Article 3) as it stood.

British/

時代区分Ⅲ (2)-②米国と英国による草案の作成

米国草案のシンプルな文章構造を採用し、英国が重視した日本の領土範囲の明確化については、3つの島を明示することで一致した協議内容を案文に反映

No. 41

報H30/P20

JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN WASHINGTON, APRIL-MAY 1951

英国政府内部資料に見る米英協議において作成された共同草案

1951年(昭和26年)5月3日

資料概要

1951年4月25日から5月4日にかけて行われた米英協議の最終段階で作成された米英共同草案(5月3日付)。英国外務大臣が同協議の結果を内閣に報告するために作成したメモ(5月23日付)に添付されている。

この資料には、英国の案に基づいて作成された条項には左に一本線が引かれ、米国の案に基づいた条項には二重線が右側に引かれている。また、英国が態度を保留している部分にブラケット([] 角括弧)が付けられている。

米英協議において、両国は日本が放棄する島として3つの島名を規定することで一致していたが(→No.41)、この協議において作成された共同草案の第2条において「日本国は、朝鮮(済州島、巨文島および鬱陵島を含む。)に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」という文言となっていることが分かる。

また、第2条の「日本国は、朝鮮(済州島、巨文島および鬱陵島を含む。)に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」の部分について、角括弧による保留の表示はなく、英国に異存のないことが分かる。

内容見本

ANNEX A

JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN WASHINGTON, APRIL-MAY 1951
[United Kingdom contributions are single sidelined; United States contributions are double sidelined.]
(text omitted)

Chapter II. - Territory

ARTICLE 2

Japan renounces all rights, titles and claims to Korea (including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet), [Formosa and the Pescadores]; and also all rights, titles and claims in connexion with the mandate system [or based on any past activity of Japanese nationals in the Antarctic area]. Japan accepts the action of the United Nations Security Council of 2nd April, 1947, in relation to extending the trusteeship system to Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

(United Kingdom reserves position on passages between square brackets.)
(text omitted)

日本語訳

添付A

1951年4月-5月にワシントンで行われた対日講和条約に関する米英協議において作成された米英共同草案

[英国の案をいれて作成された条項は一本線、米国の案に基づいた条項には二本線]

(略)

第2章 領域

第2条

日本は、朝鮮(済州島、巨文島及び鬱陵島を含む。)、[台湾及び澎湖諸島]に対するすべての権利、権原および請求権を放棄し、且つ、委任統治制度に関連する[又は南極地域における日本国民の過去の活動に基づく]すべての権利、権原および請求権を放棄する。日本は信託統治制度を、以前に日本委任統治下にあった太平洋諸島に及ぼすことに関して、1947年4月2日の国際連合安全保障理事会が採った行動を受諾する。

(英国は、角括弧で囲んだ部分につき立場を保留)
(略)

作成年月日	1951年(昭和26年)
編著者	英国外務大臣
発行者	英国外務省
収録誌	Parts I-II: Peace Treaty (PREM8/1404)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

*SECRETとあるが現在は公開済み

7

SECRET

ANNEX A

**JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE
PEACE TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN
WASHINGTON, APRIL-MAY 1951**

[United Kingdom contributions are single sidelined; United States contributions are double sidelined.]

PREAMBLE

..... hereinafter referred to as "the Allied Powers," of the one part, and Japan, of the other part;

Whereas the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, co-operate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them and will enable Japan to carry out her declared intentions to apply for membership in the United Nations Organisation and in all circumstances to conform to the principles of the Charter of the United Nations; to strive to realise the objectives of the Universal Declaration of Human Rights; to seek to create within Japan conditions of stability and well-being as defined in Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations and already initiated by post-war Japanese legislation; and in public and private trade and commerce to conform to internationally accepted fair practices;

Whereas the Allied Powers welcome the intentions of Japan set out in the foregoing paragraph;

Have therefore agreed to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions.

Chapter I.—Peace

ARTICLE 1

The state of war between Japan and each of the Allied Powers is hereby terminated as from the date on which the present Treaty comes into force between Japan and the Allied Power concerned.

Chapter II.—Territory

ARTICLE 2

Japan renounces all rights, titles and claims to Korea (including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet), [Formosa and the Pescadores]; and also all rights, titles and claims in connexion with the mandate system [or based on any past activity of Japanese nationals in the Antarctic area]. Japan accepts the action of the United Nations Security Council of 2nd April, 1947, in relation to extending the trusteeship system to Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

(United Kingdom reserves position on passages between square brackets.)

ARTICLE 3

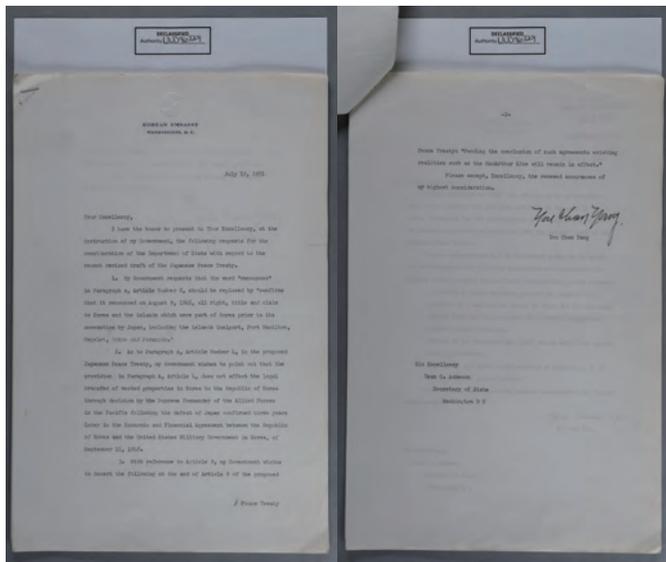
Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the administering authority, the Ryukyu Islands south of 29° north latitude, the Bonin Islands, including Rosario Island, the Volcano Islands, Parece Vela and Marcus Island. Pending the making of such a proposal and affirmative action thereon, the United

時代区分Ⅲ (2)-③対日平和条約草案に対する韓国の修正要求と米国の回答

韓国は、条約草案に、竹島が韓国領であることの記載、マッカーサーラインの効力維持のための規定の挿入などの修正を求めた

No.42 梁裕燦駐米韓国大使によるアチソン米国国務長官宛書簡

新規掲載 1951年(昭和26年)7月19日



内容見本

I have the honor to present to Your Excellency, at the instruction of my Government, the following requests for the consideration of the Department of State with regard to the recent revised draft of the Japanese Peace Treaty.

1. My Government requests that the word "renounces" in Paragraph a, Article Number 2, should be replaced by "confirms that it renounced on August 9, 1945, all right, title and claim to Korea and the islands which were part of Korea prior to its annexation by Japan, including the islands Quelpart, Port Hamilton, Dagelet, Dokdo and Parangdo."

2. As to Paragraph a, Article Number 4, in the proposed Japanese Peace Treaty, my Government wishes to point out that the provision in Paragraph A, Article 4, does not affect the legal transfer of vested properties in Korea to the Republic of Korea through decision by the Supreme Commander of the Allied Forces in the Pacific ...

3. With reference to Article 9, my Government wishes to insert the following at the end of Article 9 of the proposed Peace Treaty: "Pending the conclusion of such agreements existing realities such as the MacArthur Line will remain in effect."

資料概要

梁(ヤン)駐米韓国大使発アチソン米国国務長官宛書簡(1951年7月19日付)。この書簡は、韓国政府が、対日平和条約草案に対し、竹島の領有を含む3点の修正要求を米国国務長官に伝達するよう指示したことを受けて発出されたもの。

竹島に関連する修正要求は、草案第2条a項を、次の点のように変更するよう求めている。

- ・韓国に含まれる島として、済州島、巨文島及び鬱陵島のほかにドク島(Dokdo)及び「パラン島」を加える。
- ・これらの島は、日韓併合以前から韓国の一部であった。
- ・日本は、1945年8月9日に、これらの島を含む韓国に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄した。

日本語訳

私は、閣下に対し、本国政府の指示により、最近改訂された対日平和条約草案に関し、米国国務省に対する以下の要請を開陳する光栄を有する。

1. 我が国(韓国)政府は、第2条a項の「放棄する」との語を「日本国は、1945年8月9日に、韓国並びに済州島、巨文島、鬱陵島、ドク島及びパラン島を含む日本の韓国併合以前に韓国の一部であった島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことを確認する」と置き換えるよう要請する。

(以降の翻訳は省略)

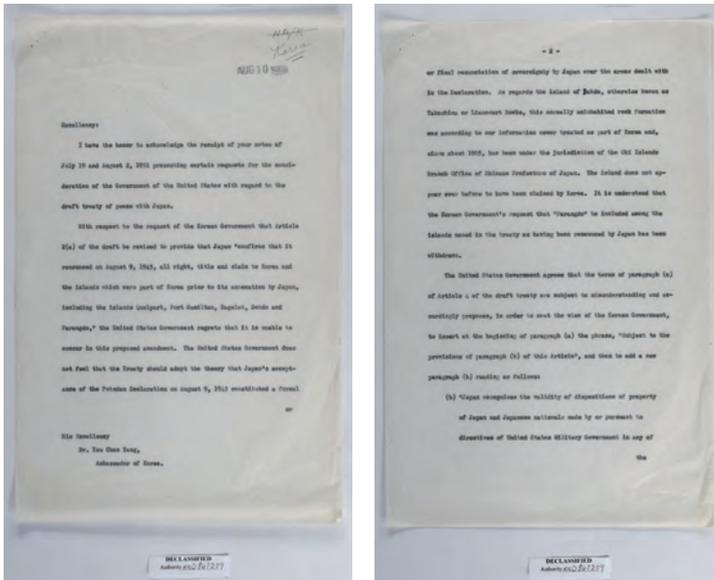
作成年月日	1951年(昭和26年)7月19日
編著者	駐米韓国大使(梁祐燦)
発行者	-
収録誌	RG59 Lot54 D423 Japanese Treaty Files of John Foster Dulles, Box8,"Korea"
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	米国国立公文書館
利用方法	米国国立公文書館で利用手続きを行う

時代区分Ⅲ (2) -③対日平和条約草案に対する韓国の修正要求と米国の回答

米国は、竹島が日本の領土であるとして韓国の要求を拒否し、マッカーサーラインの効力維持についても受け入れなかった

No.43 1951年(昭和26年)8月10日付で米国政府が韓国政府に送った書簡 [ラスク国務次官補による梁裕燦駐米韓国大使宛の書簡(ラスク書簡)]

1951年(昭和26年)8月10日



所蔵: 国立国会図書館(画像は米国国立公文書館所蔵資料から作成)

▶ 竹島資料ポータルサイトで閲覧可能

資料概要

米国国務省ラスク極東担当国務次官補(国務長官に代わって)発梁駐米韓国大使宛書簡(1951年8月10日付、米国務省側の控え)。同年7月19日(→No.42)及び8月2日の韓国政府による条約草案修正要求に対する米国政府の回答(※1)。竹島に関連した第2条a項に対する韓国の修正要求について、米国政府は、「残念ながら同意することはできない」とした上で、要点を次のとおり説明している。

- ・対日平和条約において、日本が、1945年8月9日のポツダム宣言の受諾によって、同宣言が扱う地域に対する主権を正式又は最終的に放棄したとする理論を採るべきだとは考えていない。
- ・竹島については、「朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島庁の管轄下に置かれ、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない」。
- ・パラン島の記載についての要求は取り下げられたものと理解する。

作成年月日	1951年(昭和26年)8月10日
編著者	Dean Rusk
発行者	United States Department of State
収録誌	米国国立公文書館(RG59), Lot54 D423, JAPANESE PEACE TREATY FILES OF JOHN FOSTER DULLES, Box 8, Korea
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館東京本館(原本所蔵: 米国国立公文書館)
利用方法	国立国会図書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う(請求記号LOT reel 9 コマ番号00994~00997) (米国国立公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う)

内容見本

I have the honor to acknowledge the receipt of your notes of July 19 and August 2, 1951 presenting certain requests for the consideration of the Government of the United States with regard to the draft treaty of peace with Japan.

With respect to the request of the Korean Government that Article 2(a) of the draft be revised to provide (text omitted), the United States Government regrets that it is unable to concur in this proposed amendment. The United States Government does not feel that the Treaty should adopt the theory that Japan's acceptance of the Potsdam Declaration on August 9, 1945 constituted a formal or final renunciation of sovereignty by Japan over the areas dealt with in the Declaration. As regards the island of Dokdo, otherwise known as Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Oki Islands Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that the Korean Government's request that "Parando" be included among the islands named in the treaty as having been renounced by Japan has been withdrawn.

The United States Government agrees that the terms of paragraph (a) of Article 4 of the draft treaty are subject to misunderstanding and accordingly proposes, in order to meet the view of the Korean Government, to insert at the beginning of paragraph (a) the phrase, (text omitted), and then to add a new paragraph (b) (text omitted)

The Government of United States regrets that it is unable to accept the Korean Government's amendment to Article 9 of the draft treaty. In view of the many national interests involved, any attempt to include in the treaty provisions governing fishing in high seas areas would indefinitely delay the treaty's conclusion. It is desired to point out, however, that the so-called MacArthur line will stand until the treaty comes into force, and that Korea, which obtains the benefit of Article 9, will have the opportunity of negotiating a fishing agreement with Japan prior to that date.

With respect to the Korean Government's desire to obtain the benefits of Article 15 (a) of the treaty, ...

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

For the Secretary of State:
Dean Rusk

(3)戦後の竹島利用に向けた動き



①竹島における漁業再開に向けた動き

戦後、占領下において、いわゆるマッカーサーラインにより日本人の竹島への接近、接触は禁止される一方、1947年(昭和22年)9月16日に竹島は米軍海上爆撃訓練区域として指定され、1951年(昭和26年)7月6日に引き続き同区域として指定された(→No.33)。

このような状況の下、戦前にアシカ猟の許可を得ていた隠岐の漁業者は、竹島での漁業再開を強く求めた。

1951年(昭和26年)9月8日にサンフランシスコ平和条約が調印されると、日本に制限を課していた個々の事項の見直しが始まった。マッカーサーラインは、翌1952年(昭和27年)4月28日の平和条約の発効に先立って廃止された。日本の主権回復後、日米安保条約の下で竹島は改めて爆撃訓練区域として提供されていたが、1953年(昭和28年)5月に爆撃訓練区域から削除された(→No.36)。島根県は、同年6月18日付で隠岐島漁業協同組合連合会(同年1月25日発足)に竹島での共同漁業権を免許し(→No.46)、竹島でのアシカ猟については隠岐在住の漁業者(橋岡忠重、八幡数馬、池田邦幸)に許可した(同年6月10日付)。

②島根県・海上保安庁合同調査

韓国は、サンフランシスコ平和条約の発効前の1952年(昭和27年)年1月18日、国際法に反して公海上に、いわゆる李承晩ラインを設定、竹島を取り込んだ(P89参照)。その後、韓国人による竹島不法上陸が確認されたため、その取締りを実施することとなった。

たとえば、1953年(昭和28年)6月22日から6月28日にかけて、海上保安庁第八管区海上保安本部が島根県と合同で竹島周辺密航・密漁取締を実施している。この取締りでは、6月27日に竹島上陸直後、韓国人6名を発見し取り調べを行い、竹島は日本領土であり、不法入国及び漁業違反であることを伝え退去するよう警告した(※1)。

資料調査では、この取締実施の復命書(→No.48)、取締りの際に撮影された写真等(→No.47)、関連資料を確認した。

③水産調査

サンフランシスコ平和条約発効以降、竹島の周辺水域の漁業資源に対する関心が高まる中、1953年(昭和28年)から国の補助事業として「対馬暖流開発調査」が始まった(五か年計画)。この調査事業は、日本海を北上する対馬暖流が関係する海域における漁業生産の向上を目標として、19道府県の水産試験場と7大学の委託研究者、水産庁所属の3つの研究所が参加して行われた(※2)。

この調査に参加した島根県水産試験場(※3)が同試験場の試験船島根丸を用いて行った調査では、同年6月16日に竹島東方11浬で「神藤堆」(しんどうたい)が発見され、竹島周辺海域の漁場としての可能性が提起された(→No.49)。

また、別の参加機関である、福岡県福岡水産試験場(※4)は、隠岐から竹島に至る観測線と観測点を設定して調査を行うとともに、竹島周辺においてアシカを確認していた。同試験場の調査報告においては、戦前の竹島の漁業実態についても具体的に記載されている(→No.50)。

※1 韓国人はその場に動力船を有しておらず、迎いの船が来次第帰ることを確約させた。

※2 水産庁『対馬暖流開発調査報告書 第1輯(漁況・海況篇)』(1958年)

※3 現島根県水産技術センター

※4 現福岡県水産海洋技術センター

竹島における漁業の再開が熱望されていることを伝える記事

No.44 マ・ライン上の宝庫『竹島』

報H29/P8 禁止区域の撤廃 漁業協組が猛運動を展開
1951年(昭和26年)3月10日付毎日新聞島根版

※「マ・ライン」は「マッカーサーライン」の略

資料概要

隠岐の漁業者は、戦前から竹島での漁猟の許可を得て操業していたが、戦後マッカーサーラインの規制によって、竹島での漁猟が禁止されていた。そして、総司令部は1947年(昭和22年)9月16日に竹島を米軍海上爆撃訓練区域に指定した。

この記事は、このような状況の下、隠岐の漁業協同組合長会議が竹島での漁猟復活を求め、竹島漁業復活請願決議を行い、猛運動を展開することになった旨伝えている。

記事中、「五箇村橋岡忠重氏は“昭和十五年夏三十五頭を生捕り、同十六年は三十頭を捕獲した・・・”といった、戦前における竹島での漁猟についての具体的な証言が掲載されている。橋岡忠重は戦前アシカ猟の権利を有しており、1948年(昭和23年)11月に竹島での漁業許可がその期限到来により失効した後、1953年(昭和28年)6月に改めて許可申請を提出して島根県から許可された人物である。橋岡は「許可が下り喜びにたえません。かつての経験を生かしてうんとガン張る覚悟です。(略)資材は十分用意はできているが、何しろ戦時戦後十二年余の空白があるので我々が昔建設した現地の建物、施設などはどうなっているかわからず、現地の施設を完備しなければ操業はできない」と語った(※1)。

橋岡はまた、竹島に韓国人がいるとの情報が入ったため1953年(昭和28年)6月25日に隠岐高校水産科の実習船「鵬丸」で関係者が事実確認するために竹島に渡島した際、一行に加わった。その際、竹島の山はだを見て、「十三年前松の苗木二百本を植えたが育っていない」と語っている。

なお、記事中、竹島は隠岐の漁民によって1667年(寛文7年)に「発見」されたとあるが、これは『隠州視聴合紀』を引用した奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』の記述(同書P14-P15)によると思われる。江戸時代の他の文献からは、日本人が1667年(寛文7年)よりも前の時期から現在の竹島を利用していたことが窺える。

※1 「アシカ狩りにわく五箇村 戦前の腕が鳴る鳴る 先ず現地施設の整備から」
1953年(昭和28年)6月18日付毎日新聞(大阪本社)島根版記事



所蔵：島根県立図書館

内容見本

日本海の宝庫、隠岐島五箇村に属した竹島が昭和二十年十月一日政令によるマッカーサーラインに含まれ漁業禁止区域となってから六ケ年、年額数千万円の産物をあげる“竹島”の漁業復活運動が昨年末中川県議、奥川五箇村長らが提唱して来たが隠岐島産業の再建復興をめざし同漁業禁止区域の撤廃が強く叫ばれ十日西郷町で開かれる漁業協同組合長会議でこれが復活請願の決議を行い猛運動を展開することになった。

作成年月日	1951年(昭和26年)3月10日
編著者	-
発行者	毎日新聞松江支局
収録誌	毎日新聞(大阪本社) 島根版
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

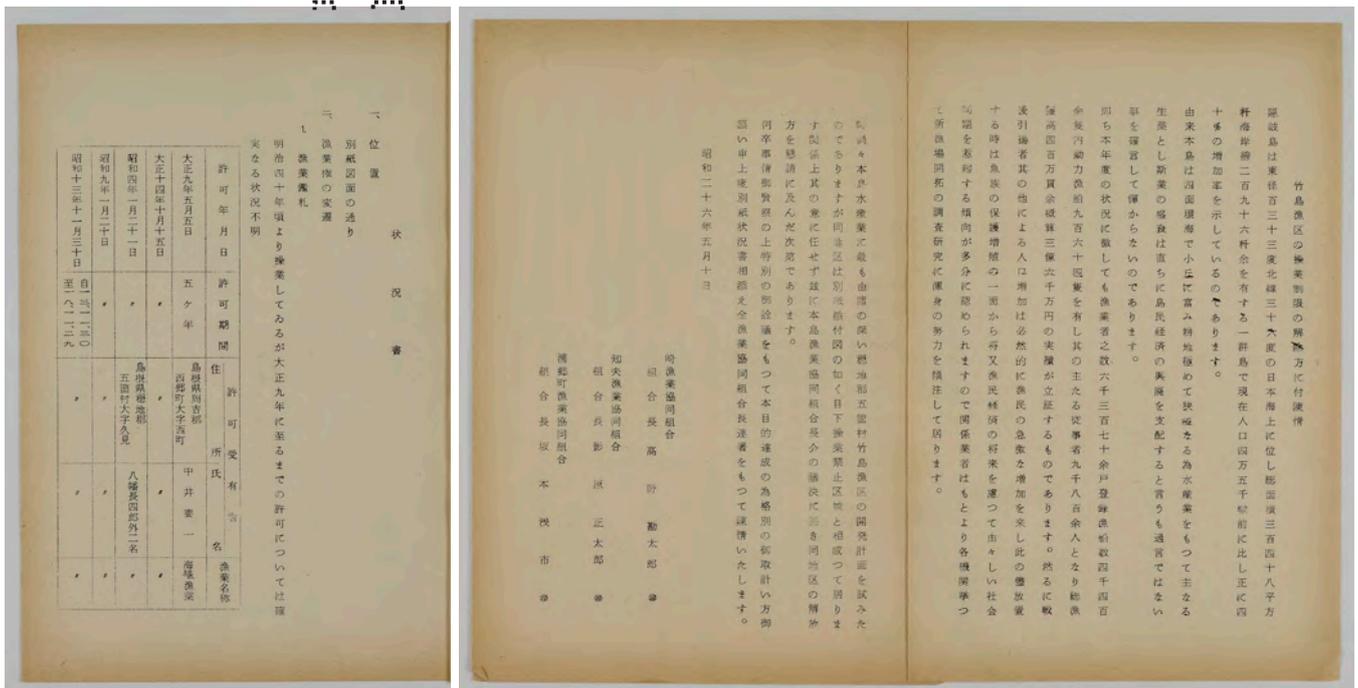
時代区分Ⅲ (3)-①竹島における漁業再開に向けた動き

隠岐の漁業者による戦前の竹島での漁業実績が記載された陳情書

No.45 竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情

報H29/P11 (崎漁業協同組合、知夫漁業協同組合等による陳情)

1951年(昭和26年)5月10日



所蔵:島根県竹島資料室

資料概要

戦前から竹島での漁獲の許可を得て操業していた隠岐の漁業者が、戦後マッカーサーラインの規制によって禁止されていた竹島での漁獲の再開を求めた陳情書である(※1)。

隠岐の23の漁業組合が連名で作成したこの陳情書には、漁獲物の種類、出漁船数、漁業時期など、戦前の漁獲実績が記載されており、隠岐の漁業者が戦前竹島で行った漁労の実態が反映されている。また、同陳情には「状況書」が添付されており、「漁業権の変遷」の項目に大正9年5月5日、大正14年10月15日、昭和4年1

月21日、昭和9年1月20日、昭和13年11月30日、昭和18年11月12日にそれぞれアシカ漁業の許可が行われてきたことが記載されており、竹島において、継続的に行政権が行使されてきた実態が読み取れる。

竹島の爆撃演習地についても、島根県は1952年(昭和27年)5月20日、外務大臣と農林大臣に「島根県隠岐支庁管内竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい。」という陳情書(※2)を提出した。

作成年月日 1951年(昭和26年)5月10日

編著者 隠岐の23の漁業協同組合の組合長

発行者 -

収録誌 -

言語 日本語

媒体種別 紙

公開有無 有

所蔵機関 島根県竹島資料室

利用方法 島根県竹島資料室に問い合わせを行う

※1 この陳情書は島根県会議員を務めた中川秀政が残した資料の中に含まれていた。中川は隠岐島漁業協同組合連合会の初代の代表理事、会長でもあり、「竹島の領土権確保と島民の利益擁護に関する陳情」等積極的に県や国に陳情を繰り返した。

※2 島根県東京事務所「東京情報「竹島」をめぐる諸問題—中間報告」『竹島調査資料』(1952年5月20日)に陳情内容を書き取ったものがある。

内容見本

状 況 書

一、 位 置

(略)

二、 漁業権の変遷

(略)

2. 禁止区域となつた法的根拠

イ昭和二十四年八月十五日政令三〇六号

漁船の操業区域の制限に関する政令第三条

ロ昭和二十四年九月二十一日

右政令の一部改正(※3)

三、 漁獲物の種類

- 1. 海 驢 年 約 七〇頭
- 2. あわび さざえ " " 一〇万貫
- 3. 和 布 " " 二〇万貫
- 4. 天 草 " " 一千貫
- 5. か き " " 五万貫
- 6. 赤なまこ " " 一〇万貫

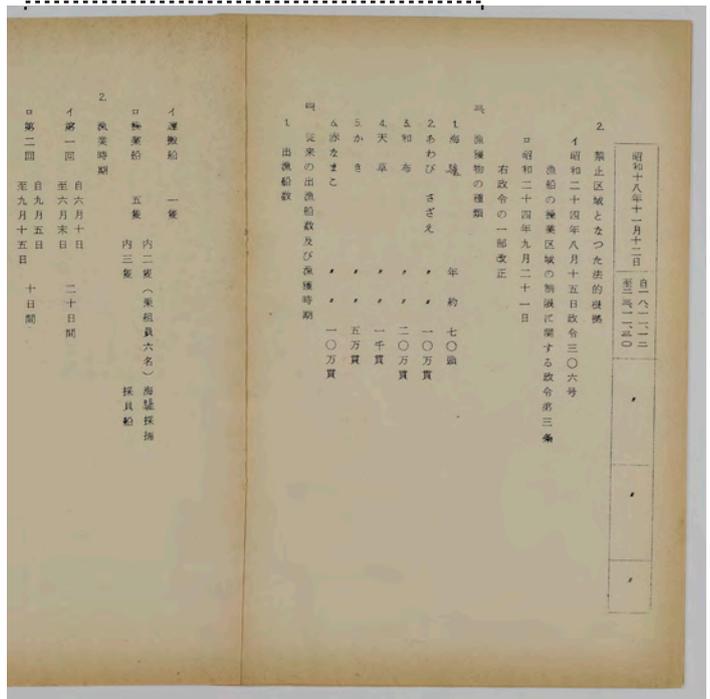
四、 従来の出漁船数及び漁獲時期

1. 出漁船数

- イ 運搬船 一隻
- ロ 操業船 五隻 内二隻(乗組員六名) 海驢採捕
内三隻 採貝船

2. 漁業時期

- イ 第一回 自六月十日 二十日間
至六月末日
- ロ 第二回 自九月五日 十日間
至九月十五日



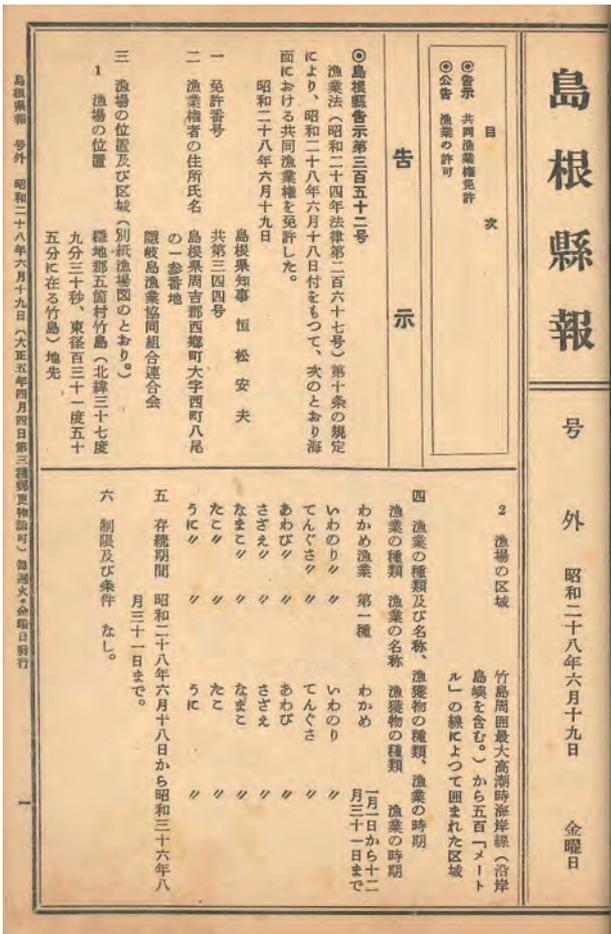
※3 「漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令(1949年(昭和24年)9月21日政令第339号)のことで、1949年(昭和24年)9月19日付SCAPIN2046で、竹島への接近禁止範囲が12海里から3海里に縮小されたことを受けて、発出された。

時代区分Ⅲ (3)-①竹島における漁業再開に向けた動き

竹島における共同業業権許可の公示

No.46 島根県告示第三百五十二号 共同漁業権免許

報H28/P22 1953年(昭和28年)6月19日



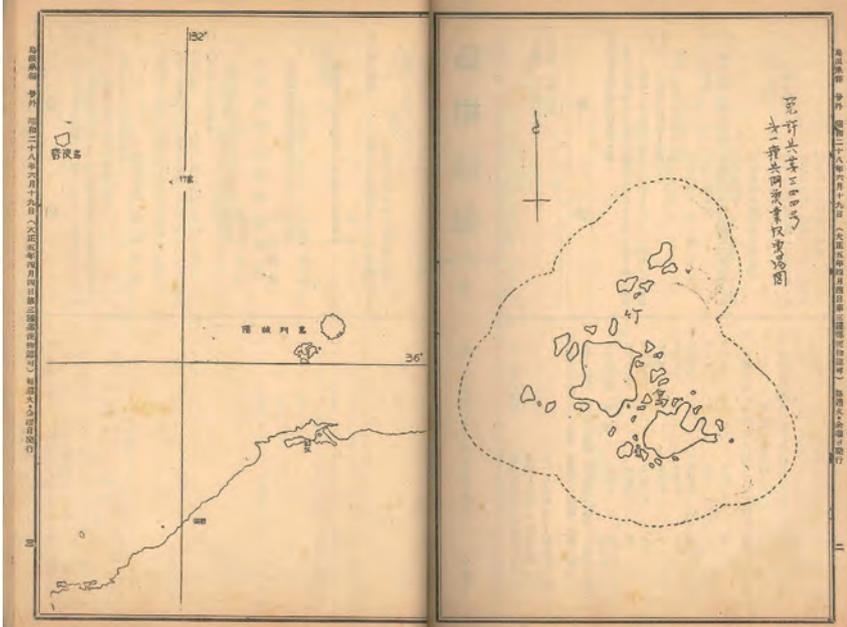
資料概要

日米合同委員会によって竹島が米軍爆撃演習地域から解除されたことを受け、島根県は1953年(昭和28年)6月18日付で、竹島のわかめ、あわび、さざえ等の海面における共同漁業権を隠岐島漁業協同組合連合会に対して免許した。

内容見本

告示
 島根県告示第三百五十二号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により昭和二十八年六月十八日付をもって、次のとおり海面における共同漁業権を免許した。
 昭和二十八年六月十九日
 島根県知事 恒松安夫
 一 免許番号 共第三四四号
 二 漁業権者の住所氏名 島根県周吉郡西郷町大字八尾の一参番地
 隠岐島漁業協同組合連合会
 (略)

所蔵:島根県総務部総務課



作成年月日	1953年(昭和28年)6月19日
編著者	島根県知事 恒松安夫
発行者	島根県
収録誌	島根県報 昭和二十八年 自一月至六月
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県総務部総務課
利用方法	島根県竹島資料室に 問い合わせを行う

時代区分Ⅲ (3)-②島根県・海上保安庁合同調査

島根県と海上保安庁が竹島において不法侵入者を取り締まった際の記録写真

No.47 島根県と海上保安庁の合同調査写真

報H26/P14 1953年(昭和28年)6月27日



所蔵:竹島資料室

資料概要

昭和28年6月の島根県と海上保安庁の合同調査の写真。

内容見本

昭和28年6月27日撮影 上陸地点から沖合をみる他

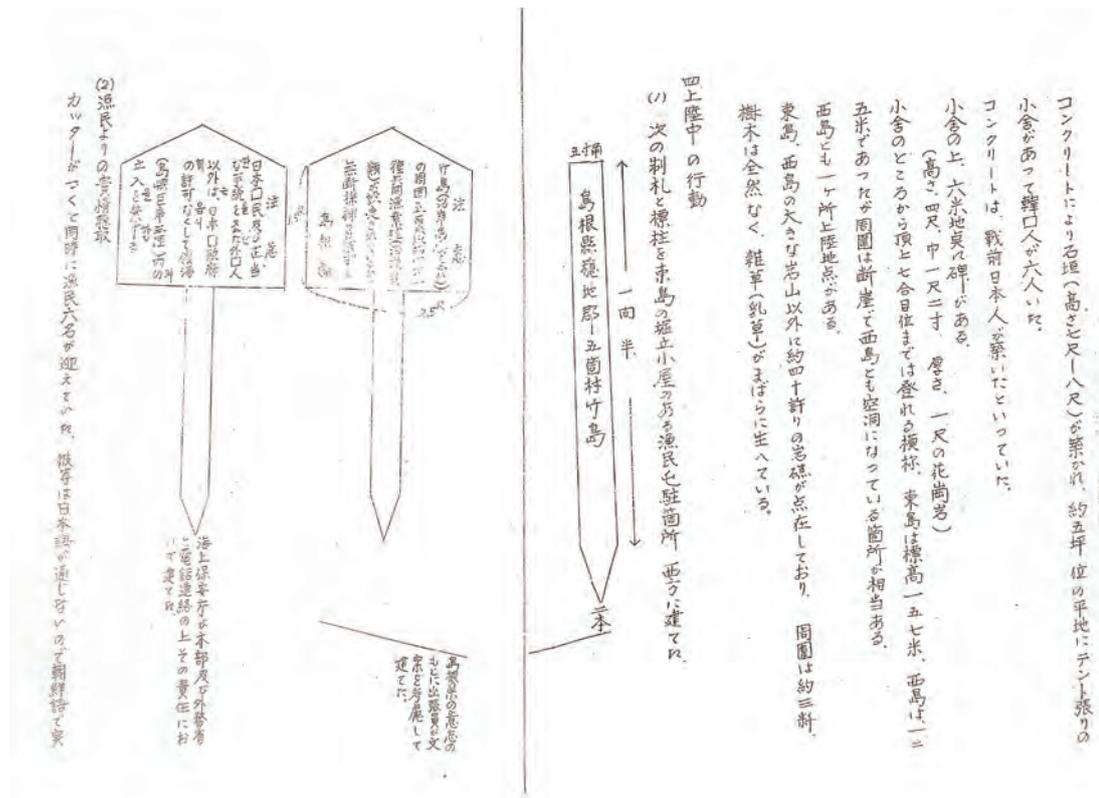
作成年月日	1953年(昭和28年)6月27日
編著者	島根県
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室へ問い合わせを行う

時代区分Ⅲ (3)-②島根県・海上保安庁合同調査

島根県職員が作成した竹島における調査の復命書

No.48 島根県・海上保安庁合同竹島調査「復命書」

報H26/P15 1953年(昭和28年)6月28日



所蔵:島根県竹島資料室

資料概要

昭和28年6月27日に島根県と海上保安庁によって竹島で行われた調査について、島根県水産課職員が作成した知事宛の復命書。調査時の写真が現存している。島根県と海上保安庁の合同調査写真参照(→No.47)。

内容見本

四、上陸中の行動

(1) 次の制札と標柱を東島の堀立小屋のある漁民屯駐箇所西方に建てた。

[島根縣穩地郡五箇村竹島]

作成年月日	1953年(昭和28年)6月28日
編著者	島根県水産商工部
発行者	島根県水産商工部
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	無
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

時代区分Ⅲ (3)-③水産調査

連合国軍占領終了後に島根県水産試験場が実施した竹島および周辺海域調査時の写真

No.49 島根県水産試験場調査写真

報H30/P12 1953年(昭和28年)10月

資料概要

対馬暖流開発調査に参加した島根県水産試験場の試験船島根丸は、4回(※1)にわたって竹島に上陸し調査を行い、また、竹島周辺海域でも調査を行なった。これらは、それらの様子を撮影した写真。

「鯖延縄漁試験 竹島南方10哩」と記載があるものは、1953年(昭和28年)9月1日発行の『水試月報』(島根県水産試験場:P95参照)の記述「5月28日竹島南方10哩地点で行った海洋調査では、サンマの卵と稚魚が多数採取され」と一致する。この付近は、サバなどの好漁場として有望視された。

- ※ ①1953年(昭和28年)5月28日
 ②同年9月17日
 ③同年10月21日
 ④1954年(昭和29年)3月23日



所蔵: 島根県竹島資料室

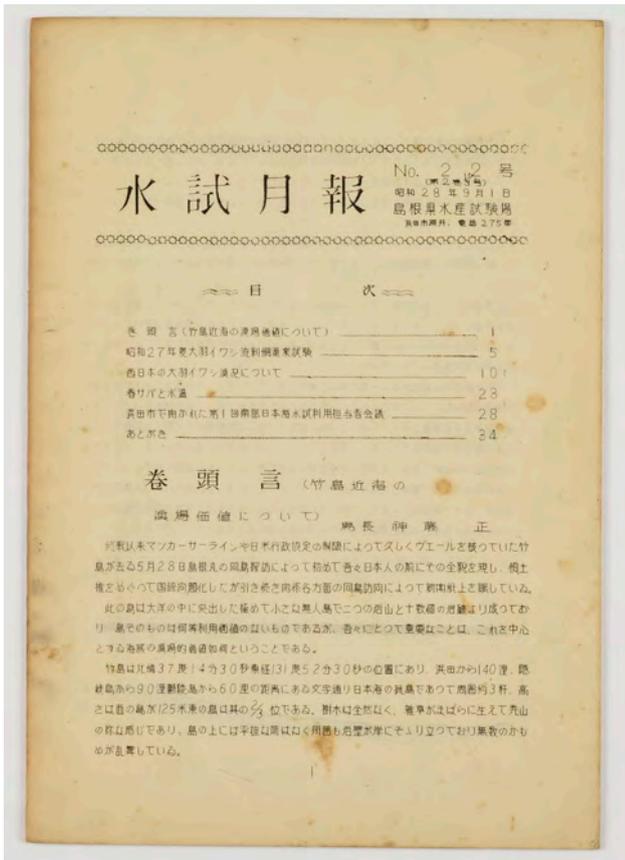
作成年月日	1953年(昭和28年)10月
編著者	個人
発行者	個人
収録誌	新井都登司氏(元島根県水産試験場長) 所蔵アルバム(新井俊雄氏寄贈資料)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

内容見本

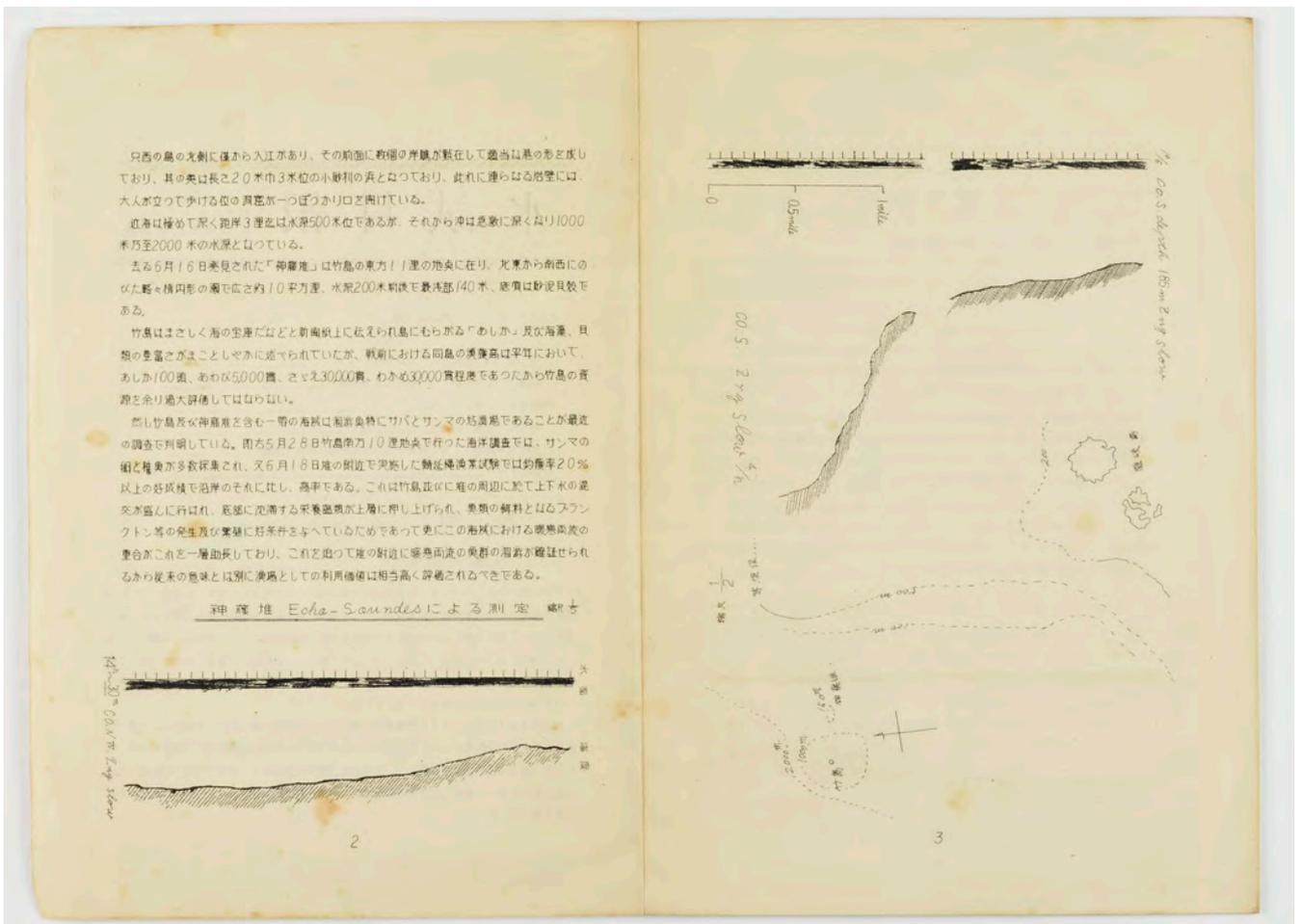
(写真)
 調査に向う島根丸

北側より見たる竹島の
 全貌
 (写真)

(写真) 鯖延縄漁業試験
 竹島南方10哩附近



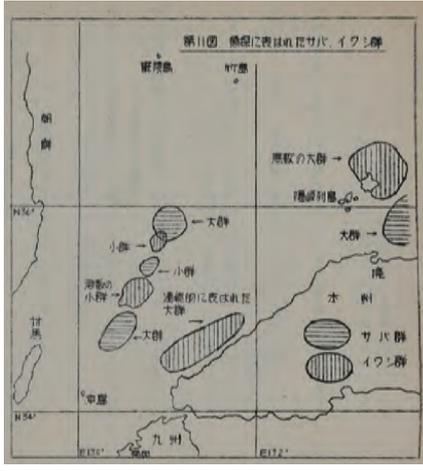
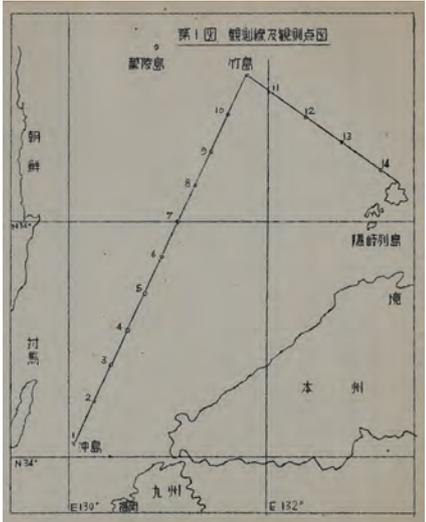
参考:「巻頭言(竹島近海の漁場価値について)」
『水試月報 22号』(1953年(昭和28年))
所蔵:島根県水産技術センター



時代区分 III (3)-③水産調査

連合国軍占領終了後の福岡県水産試験場による竹島に関する調査報告

No.50 対馬暖流開発調査 その一
 報H30/P14 日本海中部魚道の海況漁況(沖島-竹島-隠岐島)
 1953年(昭和28年)6月



(2) 以上の本調査と前記中島一沖島航路はサバ、イワシの回遊を証明する。
 第11 隠岐は本島の漁獲場により得た記録によって前降の存在位置を証明したものである。
 (3) 3 (中島支那4里)附近の70m戸網は水深20~30m戸網に比べて(捕獲1000m以上)捕獲量が2倍に達した。この結果は3の4.6の魚群に於けるイワシの小群を記録したが、このイワシの回遊は海況と関係が深い。この結果の記録は沖島に於けるサバ、イワシの回遊と関係が深い。之を以て沖島の水温は1.5℃前後である。
 (4) 沖島とノノ島の間はスラフトン及び沖島が相違なく振動され、特に沖島ではイワシ、サバの回遊が深いことが注目される。結果は沖島によるイワシ、サバの回遊が沖島に於けるものである。
 (5) 竹島周辺は沖水の侵入が著しい。魚群は記録されるが、然し多数のアシカ(玄海丸の見た所では40~50頭)が回遊していること及び回遊が著しい事等から考へると附近にイワシ、サバが回遊しているものと思はれる。
 (6) 竹島-隠岐間は本島方面から来る潮に北方冷流の下りよりの侵入が最も強く、潮と潮の差は約200m戸網に於ける11'内外の差を生じている。この差は50m戸網には約20%の差を生じている。表層に於けるイワシが早期記録されたが、サバは沖島に於ける記録はなかった。
 5. サラフトン及び魚群について
 (資料の整理は小島、川村及藤田)
 (1) サラフトン
 本調査中に於ける沖島スラフトンの振動は本島に於けるより著しい。著しい振動を認める主要スラフトンについては以下の様になっている。
 5.1. *Arctia similis* 等類群、次に *Cyprina*, *Palaeomonetes*, *Palaeomonetes* 等類群、次に *Squilla*、蝦類等は *Coelocarcinus* 等類群が出現している。幼体 *Phoron* 等は *Macoma*, *Hyas*, *Opiliones* 等類群。
 5.2. *Calappa*, *Echinata*, *Candacia* 等の主要 *Cyprina* 等類群は 100 *Cyprina* 等は *Palaeomonetes*, *Palaeomonetes*, *Cyprina* 等類群等は *Squilla*, *Evadne*, *Neobola*, *Coelocarcinus* 等類群。
 (11)

所蔵:福岡県水産海洋技術センター

資料概要

対馬暖流開発調査に参加した福岡県水産試験場は、試験船玄海丸で、1953年(昭和28年)5月10日から18日にかけて日本海中部を回遊するサバ資源の調査を行った。
 鳥取県水産試験場によるサバ延縄漁の試験(→No.28)等、戦前からの調査実績を踏まえて行われたこの調査では、沖ノ島(福岡県)と竹島の間でサバ、イワシの回遊を確認し、併せて、竹島の根付の漁場としての価値も報告された。
 なお、この調査では竹島周辺でアシカ40~50頭を確認している。

内容見本

(3) 竹島周辺は冷水の侵入及び湧昇があるためか、魚群は記録されなかった。然し多数のアシカ(玄海丸の見た所では40~50頭)が遊泳していたこと及び海島(ママ:鳥と思われる)が非常に多い事等から考へると附近にイワシ、サバが回遊しているものと思はれる。
 (略)

作成年月日	1953年(昭和28年)6月
編著者	野中進
発行者	福岡県福岡水産試験場
収録誌	げんかい第2号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	福岡県水産海洋技術センター
利用方法	福岡県水産海洋技術センターに問い合わせを行う

エ- 時代区分IV — 韓国大統領による「海洋主権宣言」以降 1952年(昭和27年)1月～

(1) 韓国による竹島の不法占拠と日韓の応酬

李承晩ラインの一方的設定と竹島の不法占拠

既述のように、サンフランシスコ平和条約において、竹島は日本の領土であることが確定したことは明らかである。

しかし、李承晩韓国大統領は、同条約発効前の1952年(昭和27年)年1月18日(同条約は同年4月発効)、国際法に反して、いわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだ。

これに対し、日本政府は、同年1月28日付で抗議の口上書(→No.51)を韓国政府に送付した(※1)。

その後、1954年(昭和29年)6月、韓国が竹島に海洋警察隊を派遣し、竹島の不法占拠が決定的となった。

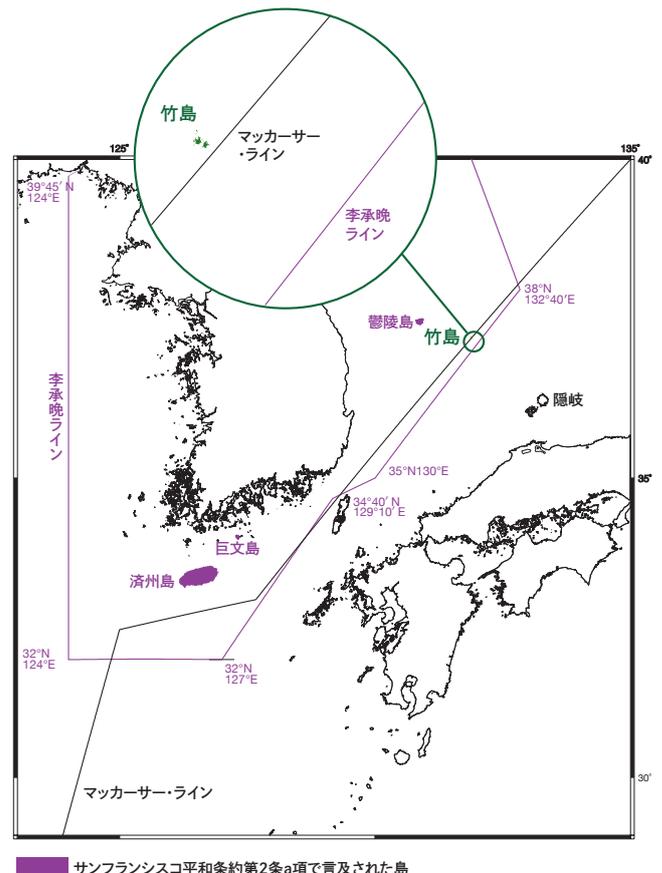
日韓の応酬 →P91関連年表参照

上述の1952年1月28日付の口上書(→No.51)を含め、日韓両政府間で発出された竹島問題に関する口上書は、日韓の国交が正常化した1965年(昭和40年)までに日本側32通、韓国側24通を数えた。

日本政府は、竹島が日本国領土であること及びその正当性について詳述した口上書『竹島に関する日本政府の見解』を1953年(昭和28年)7月13日(第1回)(→No.52)、1954年(昭和29年)2月10日(第2回)、1956年(昭和31年)9月20日(第3回)及び1962年(昭和37年)7月13日(第4回)に送付した(※2)。韓国政府はそれらに反論する口上書を1953年(昭和28年)9月9日(第1回)、1954年(昭和29年)9月25日(第2回)及び1959年(昭和34年)1月7日(第3回)にそれぞれ送付した。

日本政府は一貫して、1905年(明治38年)の竹島の島根県編入にも見られるとおり、竹島の平穏かつ継続的な支配が国際法上、竹島領有の根拠となることを述べ、朝鮮半島にあった政府がそれ以前に竹島を領有していた根拠を示すよう韓国政府に求めた。

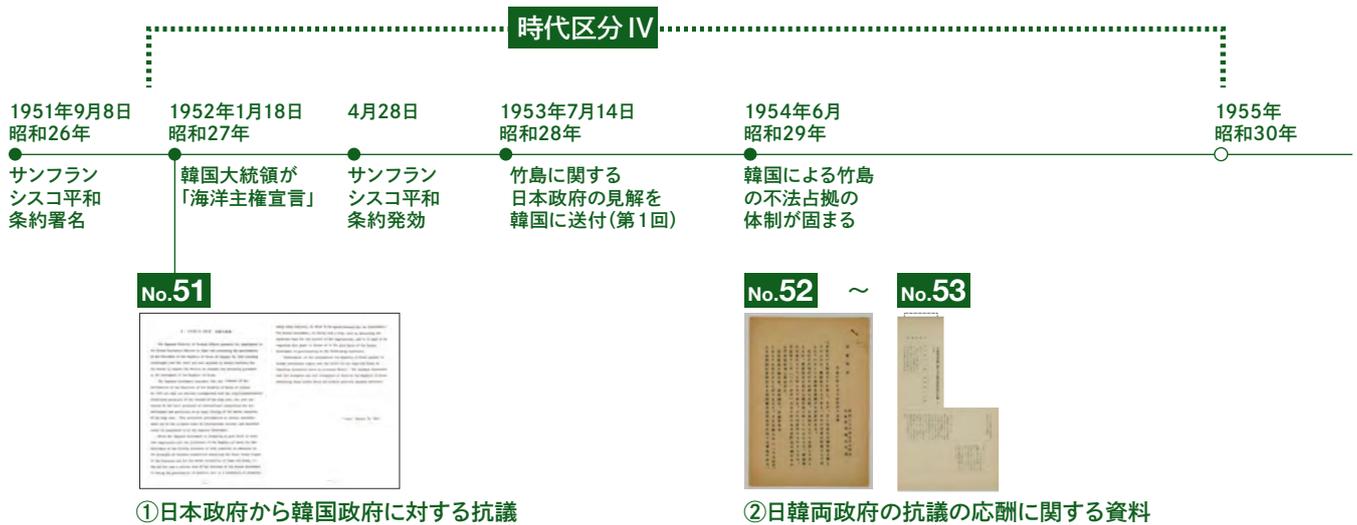
また、1954年9月25日には日本政府が口上書で竹島問題の国際司法裁判所提訴への付託を提案し、同年10月28日には韓国政府が口上書でそれを拒否する応酬が行われている。



■ サンフランシスコ平和条約第2条a項で言及された島

※1 米国は、1952年(昭和27年)2月11日付で韓国に対し、韓国の海洋主権宣言が全ての国に認められる公海上の権利を侵害することになるとの深い懸念を示しつつ、このような宣言が認められるのであれば、どの国でも一方的に宣言を発出することで公海を領海に転換することが可能になってしまうとも指摘した。

※2 1954年(昭和29年)2月10日の口上書は竹島資料ポータルサイト(「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて」1954年(昭和29年)11月、外務省情報文化局『海外調査月報』4巻11号)に掲載



海上保安庁による巡視

— 銃撃事件の発生

島根県水産試験場試験船島根丸が1953年(昭和28年)5月28日、対馬暖流開発調査の実施中、竹島に上陸し、調査を行った際、韓国人漁夫が上陸しているのを発見し、島根県庁に報告した。

この後、6月22日から6月28日にかけて海上保安庁第8管区海上保安本部が竹島周辺密航・密漁取締を実施したのは既述の通りである(P79参照)。

1953年7月12日には、竹島近くで海上保安庁第8管区海上保安本部境海上保安部の巡視船「へくら」が、竹島から数十発銃撃を受ける事件が発生した。その後も、1954年8月23日と同年11月21日に巡視船への銃撃、砲撃事件が勃発している。

資料調査では、『日本海新聞』に、竹島近海を哨戒する境海上保安部巡視船「へくら」と「ながら」の写真掲載した1954年元日一面の記事が、また、同月12日にも巡視船の活動を伝える写真付き記事を確認したので紹介する。



1954年(昭和29年)1月1日付
日本海新聞記事
竹島近海を哨戒する境海上保安部巡視船「へくら」と「ながら」の写真を掲載。
所蔵:鳥取県立図書館



1954年(昭和29年)1月12日付
日本海新聞記事
巡視船「ながら」の後部甲板越しに竹島の西島を見る。
所蔵:米子市立図書館

関連年表(1965年まで。下線は、竹島の領有をめぐる日韓両国政府の主張に関する口上書(※))

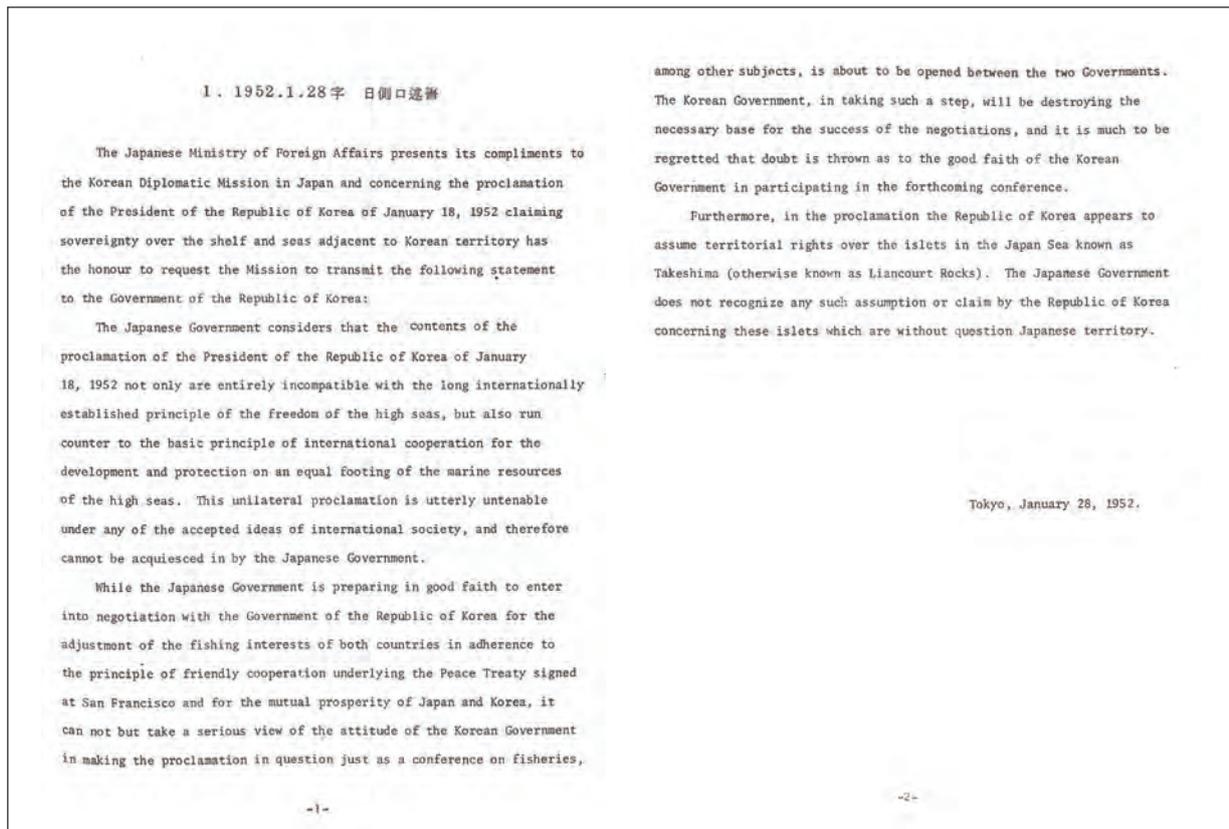
※口上書の内容は、報告書資料No.55参照

日本/米国(連合国)		韓国	
1945.11.3	米太平洋艦隊、漁船操業区域(マッカーサーライン)設定(※)。 ※日本商船管理局(Naval Shipping Control Authority for Japanese Merchant Marine)覚書(SCAJAP-587)		
1946.1.29	総司令部、SCAPIN-677で竹島に対する日本政府の権力行使を停止。		
1946.6.22	総司令部、SCAPIN-1033でマ・ライン拡大。竹島は区域外。竹島への接近禁止範囲が12海里と規定。		
1947.9.16	総司令部、SCAPIN-1778で竹島を爆撃訓練区域として指定。	1947.6~8	南朝鮮の新聞各紙に「独島」関連記事。
1949.9.19	総司令部、SCAPIN-2046でマ・ライン改定。竹島は変わらず。竹島周辺への接近禁止範囲が12海里以内から3海里以内に変更。	1947.8.16~8.28	朝鮮山岳会、鬱陵島と竹島を調査。
		1948.6.8	米軍の竹島爆撃により朝鮮人に死傷者発生。
1951.7.6	総司令部、SCAPIN-2160で竹島を爆撃訓練区域として再指定。	1951.7.19	韓国政府、竹島が韓国領であるとして平和条約草案の修正を米国政府に要求。
1951.8.10	米国政府は同年7月19日付の韓国の要求を拒否(「ラスク書簡」)。		
<u>1952.1.28</u>	<u>日本政府、李承晩大統領による「海洋主権宣言」に抗議。韓国による竹島領有「僭称」を否認。</u>	1952.1.18	李承晩大統領による「海洋主権宣言」。主権を宣言した水域に竹島を取り込む。
1952.4.25	マッカーサーライン廃止。	<u>1952.2.12</u>	<u>韓国政府、1952年1月28日付の日本の抗議に関して日本政府に反論。</u>
<u>1952.4.25</u>	<u>日本政府、韓国の竹島領有の主張に反駁。</u>		
1952.4.28	サンフランシスコ平和条約が発効。		
1952.7.26	外務省、行政協定により在日米軍に提供する施設区域として竹島爆撃訓練区域を決定した旨告示。	1952.9.17~9.28	韓国山岳会、「鬱陵島・独島学術調査団」派遣。
1952.12.4	米国政府、韓国政府に米国の立場が「ラスク書簡」のとおりである旨通知。		
1953.3.19	日米合同委員会で竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除する旨の提案を承認。		
1953.5.1	日米合同委員会における日米両政府の代表者が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から削除することに合意。		
1953.5.14	外務省が竹島を米空軍の爆撃訓練区域から解除した旨告示。		
1953.6.18	島根県は竹島での漁業権を隠岐島漁業協同組合連合会に免許(6月10日付でアシカ漁業を隠岐在住の漁業者に許可)。		
1953.6.27	海上保安庁職員、警察官、島根県職員が竹島に上陸。不法入国していた韓国人に退去勧告。	1953.8.22	韓国政府、日本艦船の「領域侵犯」(1953.7.12)に抗議。
1953.7.12	巡視船「へくら」が竹島で銃撃される。	<u>1953.9.9</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第1回)を送付。</u>
<u>1953.7.13</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第1回)を送付。</u>	1953.10.11~10.17	韓国山岳会、「鬱陵島・独島学術調査団」派遣。
<u>1954.2.10</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第2回)を送付。</u>		
1954.5.3	隠岐島五箇村久見漁業協同組合が竹島で漁労。	1954.6.11	韓国政府は竹島に海洋警察隊急派。
1954.8.23	巡視船「おき」が竹島で銃撃される。		
<u>1954.9.25</u>	<u>日本政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。</u>	<u>1954.9.25</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第2回)を送付。</u>
1954.9.30	米国政府、「ヴァン・フリート特命報告書」作成。平和条約で竹島が日本領に残されたこと、竹島問題の国際司法裁判所付託を韓国に勧めたことを記述(10月4日、アイゼンハワー米国大統領に報告)。		
1954.11.21	巡視船「へくら」と「おき」が竹島で砲撃される。	<u>1954.10.28</u>	<u>韓国政府、竹島問題の国際司法裁判所への付託を拒否。</u>
		1955.5	韓国政府外務部、『外交問題叢書第11号 独島問題概論』刊行。
<u>1956.9.20</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第3回)を送付。</u>		
		<u>1959.1.7</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第3回)を送付。</u>
1962.3.12	小坂善太郎外相、崔徳新外務部長官との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
<u>1962.7.13</u>	<u>日本政府、竹島に関する日本政府の見解(第4回)を送付。</u>		
1962.10.20	大平正芳外相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1962.10.22	池田勇人首相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1962.11.22	大平正芳外相、金鍾泌中央情報部長との会談で竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案。		
1965.6.22	「紛争の解決に関する交換公文」	1965.6.22	「紛争の解決に関する交換公文」
		<u>1965.12.17</u>	<u>韓国政府、竹島に関する韓国政府の見解(第4回)を送付。</u>

時代区分Ⅳ (1)-①日本政府から韓国政府に対する抗議

韓国大統領による宣言に対する日本政府の抗議

No.51 1952年(昭和27年)1月の李承晩韓国大統領による隣接海洋に対する主権宣言に対して、同月28日付で日本国政府が行った韓国政府に対する抗議(口上書) 1952年(昭和27年)1月28日



所蔵:島根県竹島資料室

内容見本

Furthermore, in the proclamation the Republic of Korea appears to assume territorial rights over the islets in the Japan Sea known as Takeshima (otherwise known as Liancourt Rocks). The Japanese Government does not recognize any such assumption or claim by the Republic of Korea concerning these islets which are without question Japanese territory.

資料概要

1952年(昭和27年)1月18日に韓国がいわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込んだことに対し、日本国政府は、同月28日付で、韓国代表部宛口上書を以て抗議した。同口上書において日本国政府は、「韓国は竹島として知られている、或いはリアンクール・ロックスとして知られているところの日本海の小島に領土権を主張しているように見えるが、日本国政府は当然日本の領域である竹島に関する韓国のこのような僭称又は要求を絶対に認めるものではない」(仮訳)と韓国政府に対して強く抗議した。

なお、同口上書の前半部分においては、この韓国大統領による一方的な宣言は「公海自由の原則と完全に矛盾するものであるだけでなく、公海における海洋資源の開発及び保護に係る平等性に関する国際協力の基本原則にも反する」ものであるとして強く批判している。

作成年月日	1952年(昭和27年)1月28日
編著者	日本国政府 外務省
発行者	韓国政府外務部
収録誌	独島関係資料集(I) 往復外交文書(1952-76)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

竹島領有の正当性を示す日本政府の見解 第1回(1953年7月13日)

No.52 外務省記事資料 竹島に関する日本政府の見解

報H29/P16

資料概要

1953年(昭和28年)7月13日、日本政府は竹島領有の正当性を主張し、韓国に対して、口上書をもって反論した。この資料は同口上書の発出の翌日(7月14日)に日本国外務省が対外的に発表した、当該口上書と同内容の記事資料である。これ以降この口上書を含め4回にわたって日韓両政府間で領有根拠等に関する見解を添付した口上書の往復が行われた。

この口上書において、古来、日朝のいずれが、より明確に竹島を認識し、領有してきたかという歴史的な論点、1905年(明治38年)の竹島の島根県編入とその後の実効支配についての国際法的な論点、戦後の日本領土の確定過程についての論点、の三つの論点をもって日本の竹島領有の正当性を主張した。

内容見本

一、本件につき論述するに際し、まず、古く竹島又は磯竹島と称していたのは、鬱陵島のことであり、今日の竹島は松島として知られていたという事実を想起する必要がある。

(略)

三、このように、日韓両国の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が両国の間で問題となつたことはない。

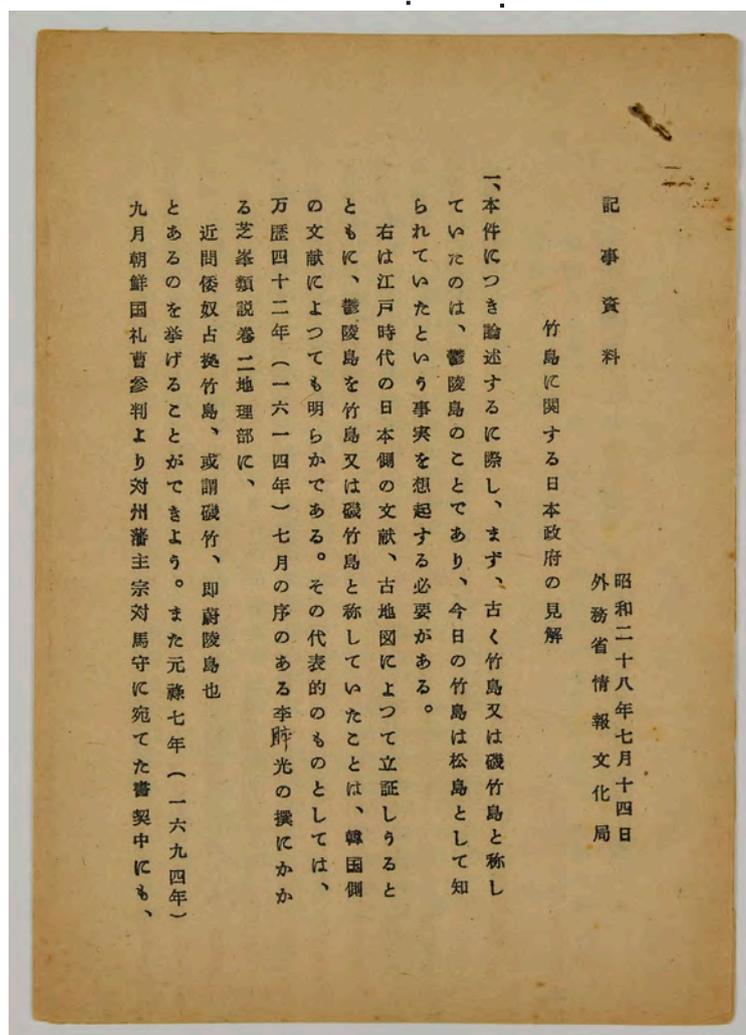
四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一国が領土権を確立するためには、領土となす国家の意思とこれが有効的経営を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年(一九〇五年)二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所属隠岐島司の所管に編入すると同時に、中井養三郎は[と称する一日本国民が]日本国政府の正式許可を得る[て]同島に漁舎を構えて人夫を移し海驢漁鯊の経営に着手し、爾来今次戦争発生直前まで日本国民によつて有効的な経営がなされてきたのである。

この間諸外国から同島の日本帰属について問題とされたことはない。

(略)



所蔵：島根県立図書館

作成年月日	1953年(昭和28年)7月14日
編著者	外務省情報文化局
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

政府が採漁伐木のための渡島を禁止したのも鬱陵島であつて、今日の竹島ではない。

三、このように、日韓兩國の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が兩國の間で問題となつたことはない。

四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一國が領土権を確立するためには、領土となす國家の意思とこれが有効的經營を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年(一九〇五年)二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所属隠岐島司の所管

3

に編入すると同時に中井養三郎は日本政府の正式許可を得る同島に漁舎を構えて人夫を移し、海驍漁獵の經營に着手し、爾來今次戦争發生直前まで日本國民によつて有効的な經營がなされてきたのである。

この間諸外國から同島の日本帰属について問題とされたことはない。

六、終戦後連合軍司令部は、日本國政府に対し、一九四六年一月二十九日附覚書SOA PIN第六七七号をもつて、日本國政府が竹島に対して政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようとして企てることを停止するよう指令したが、同覚書は竹島を日本の領域から除いたものではない。即ち同覚書第六項は「この指令中の条項は何れもボツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない」とことわり、同覚書は決して竹島を日本の領域

4

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

韓国に継続的に抗議を行い、国際司法裁判所への提訴を検討していることを報じる記事

No.53 竹島の領有権明確化へ 国連に提訴か 韓国の不誠意に強硬決意

報H29/P18

1953年(昭和28年)7月14日付読売新聞

資料概要

1953年(昭和28年)7月12日の竹島での巡視船「へくら」銃撃事件を受け、国際司法裁判所提訴を含めた日本政府の方針が検討されたことを伝えている。なお、翌13日に日本政府は韓国政府に対し抗議の口上書を発出し、翌14日にその内容を対外的に公表した(→No.52)。

本件記事は、上記事実関係についてとりあげているほか、韓国による李承晩ラインの一方的設定以来この時点までに発出された竹島問題に関する日韓両国間の口上書(日本:1952年(昭和27年)1月28日、韓国:1952年(昭和27年)2月12日、日本:1952年(昭和27年)4月25日)を紹介して、日韓両国の主張を整理している。

内容見本

十二日朝竹島付近で海上保安庁巡視船が韓国漁船から射撃された事件につき、外務省では十三日午後八時在日韓国代表部に対し口上書をもって嚴重抗議を申入れたが、政府としては今後の成行き如何によっては竹島の領有権に関しヘーグの国際司法裁判所への提訴、および国連への提訴をも考慮中であるといわれ、同問題の成行きは俄然注目されるに至った。

今回の抗議は十三日午後行われた海上保安庁、法務省、国警、外務省の合同会議の結果発せられたもので、(略)韓国側がこの抗議に対して依然黙殺の態度をとるか、誠意ある態度を示さぬときは日本としても重大決意で当るべきだとの意見が支配的だった(略)

Table with 2 columns: 作成年月日, 編著者, 発行者, 収録誌, 言語, 媒体種別, 公開有無, 所蔵機関, 利用方法

新聞記事本文: 竹島の領有権明確化へ 国連に提訴か 韓国の不誠意に強硬決意. Includes a map of the area and a '解説' (Explanation) section.

所蔵: 読売新聞社(ヨミダス歴史館)

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託提案(1954年9月25日)と政府見解第2回(1954年2月10日)

No.54 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に
報H27/P20 申入れについて 外務省 海外調査月報記事

4 時代区分Ⅳ

65 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

竹島附近
島根県東海側
1 十六町八反歩
2 五町四反歩
3 六反歩
4 六町二十歩
5 六町十八歩
6 六町十八歩
7 七町十四歩
8 八町二十歩
9 外十九島所 一反
計 二十三町三反
三畝歩

の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国官民による竹島に対する侵犯同島周辺における領海内における漁業並びに同島にお

ける大韓民国領土標識及び燈台の設置等の不法行為が繰り返され、更に、最近同島の現況調査のため派遣された日本国巡視船が同島より突然銃撃を受け損害を被るに至つた。

二 本件は國際法の基本原則に於ける領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を國際裁判に付し判決を得ることにあると認められる。日本国政府は、紛争の

平和的解決を熟望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に國際司法裁判所に付託することをここに提議する。

三 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして權威ある機関、すなわち、國際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、國際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

四 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せられんことを要請する。

昭和二十九年九月二十五日

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に関し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至つては、(略)実力による支配を確立せんとしている。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解決を図るため、今般九月二十五日付在京韓国代表部に対する口上書をもつて、別紙(付)のとおり、両国政府の合意により問題を國際司法裁判所に付託することをわが方より提議した。

わが方は、右付託の提議と同時に、國際司法裁判所の判決のあるまでの期間竹島において紛争の発生を防止するための具体的措置につき韓国政府と協議する用意のあることをも併せて申入れた。なお、戦後における竹島間の領土権は別紙(付)のごとくであり、また、韓国側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠として示した歴史的及び國際法上の見解(昭和二十九年二月十日付在京韓国代表部あて口上書の(附録))は別紙(附)のとおりである。

口上書

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表すとともに、竹島の領有権問題に関し、次のとおり申し述べた光榮を有する。

一 日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓國領土なりとする大韓民国政府の主張を、いかなる公文、特に一九五四年二月十日付外務省口上書並第二十五号をもつて反ばくしてきた。しかしながら、大韓民国政府は、日本国政府の見解を全く無視したのみならず日本国政府

所蔵:国立国会図書館(竹島資料ポータルサイトで閲覧可能)

資料概要

竹島問題の国際司法裁判所付託を提議した日本政府の口上書(1954年(昭和29年)9月25日付)及び竹島領有に関する日本政府の見解(1954年(昭和29年)2月10日付)が掲載されている。

作成年月日	1954年(昭和29年)11月
編著者	外務省情報文化局
発行者	國際經濟研究所
収録誌	『海外調査月報』4巻11号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館に閲覧申請を行い、マイクロフィルムによる閲覧を行う

内容見本

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に関し、韓国側はわが方の過去数次にわたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国側の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至つては、(略)実力による支配を確立せんとしている。

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

日本政府が韓国政府に継続的に抗議を行ってきたことを示す一覧

No.55 竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬

報H29/P20 1966年(昭和41年)3月10日

資料概要

竹島問題に関する日韓間の口上書の応酬の経緯の一覧。1952年(昭和27年)～1965年(昭和40年)の間に、日韓両政府がそれぞれ相手国政府に対して送付した口上書(日本32回分、韓国24回分)の日付や概要が一覧表の形でまとめられている。

内容見本

竹島領有問題に関する日韓両国政府間の応酬(日付順)

日本側口上書

一九五二・一・二八

李ライン宣言(同年一月一八日)に抗議すると共に、同ライン内に組み入れられた竹島は疑いもなく日本領土であり同島に対する韓国の領有権は認められない旨通告(※1)

(略)

一九五二・四・二五

「韓国側による竹島領有権の主張に対する反駁(竹島は島根県の一部として長年日本国の統治下にある。SCAPIN-677は竹島について日本国の領土権を否定したのではなく、また、マッカーサーライン設定のSCAPIN-2046(1949年9月19日付)(※2)も領土権について連合国の最終的[決定]に関する政策を]明示したものであることを明記している。)」

(略)

一九五三・七・一三

竹島領有に関する日本政府の見解(竹島が日本国領土の一部であることについての歴史的事実及び国際法上もなら論議の余地のないことを記述)(※3)

(略)

一九五四・一一・二九

韓国政府による竹島切手発行に対する抗議

(略)

韓国側口上書

(略)



所蔵: 国立国会図書館

作成年月日	1966年(昭和41年)3月10日
編著者	-
発行者	大蔵省印刷局
収録誌	時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館で利用手続きを行う

※1 No.55参照

※2 ここでマッカーサーラインが初めて設定されたというわけではなく、SCAPIN-2046により同ラインの修正が行われたことを示す。これにより、竹島への接近可能距離が12マイルから3マイルへと縮小された。

※3 正確な名称は「竹島に関する日本政府の見解」

一九五三・六・二二
島根県高根丸により、
韓国人漁民約三〇名が竹
島附近で漁業に従事して
いることを発見(同年五
月二十八日)したので領域
侵犯について抗議

一九五三・六・二六
日本側口上書に対する
反駁

一九五三・八・八
七月一三日付け口上書
を引用、竹島に関する一
般的抗議

一九五三・八・三一
七・一三日付け口上書
を引用、公船銃撃に関
し、再抗議

一九五三・八・二二
日本国船の領域侵犯
(同年七月二日)に関
する抗議

一九五三・七・一三
竹島領有に関する日本
政府の見解(竹島が日本
国領土の一部であること
についての歴史的事実及
び国際法上もならん論議
の余地のないことを記
述)

一九五三・七・一三
海上保安庁巡視船が韓

国官憲の保護のもとに韓
国漁民が漁業に従事して
いるところを発見し、か
つ、同巡視船が銃撃を加
えられたこと(同年七月
一二日)に関して抗議

一九五三・八・四
日本国船の領域侵犯及
び日本官憲の標識建立

一九五四・二・一〇
竹島領有に関する日本
政府の見解(竹島が日本
国領土であることにつ
いての歴史的事実の記述(第
二回))

一九五三・九・九
竹島領有に関する韓国
政府の見解(竹島が韓国
領であるとの歴史的事実
の記述)
一九五三・九・二六
日本国船の領海侵犯、
領土侵犯(同年九月一七
日)の抗議

一九五四・九・二四
韓国側による灯台設置
に抗議
一九五四・九・二五
竹島問題の国際司法裁

一九五四・九・二五
竹島問題に関する韓国

一九五四・六・一四
韓国側の領海侵犯及び
不法漁業従事(同年五月
二三日)について抗議
一九五四・八・二六
海上保安庁巡視船に対
する銃撃(同年八月二三
日)に関し抗議
一九五四・八・二七
韓国側の不法漁業従事
(同年六月一六日)、韓
国旗の不法掲揚(同年七
月二八日)、灯台建立(同
年八月二三日)等に抗議

一九五四・六・一四
日本国船による領海侵
犯(同年五月二三日)に
抗議

判所への付託を提議
一九五四・一〇・二一
韓国側による大砲の設
定並びに家屋及び無線用
柱の新築を視認(同年一
〇月二日)したのでこれ
らについて抗議

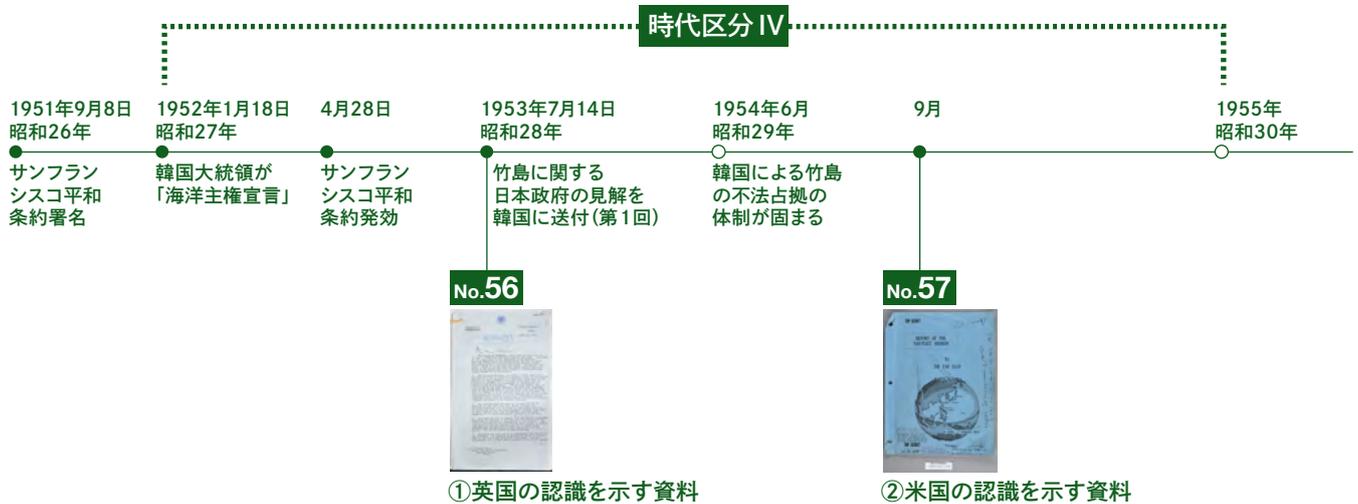
政府の見解(竹島が韓国
領土であるとの歴史的事
実の記述(第二回))
一九五四・一〇・二八
竹島問題の国際司法裁
への付託を拒否

一九五四・八・三〇
日本国船の不法侵入
(同年八月二三日)に抗
議
一九五四・九・一
八・二七日付け日本側
口上書に対する反論
一九五四・九・一五
竹島に灯台設置(同年
八月一〇日)を通告

一九五四・一一・二九
韓国政府による竹島切
手発行に対する抗議
一九五四・一・三〇
海上保安庁巡視船が不
法発砲(同年一月二二
日)されたことに対し、
抗議

一九五四・一一・三三
韓国官憲による竹島占
拠の合法性及び竹島切手
の発行について日本側の
主張を反論
一九五四・一一・三〇
日本国船の不法侵犯
(同年一月二二日)に
抗議

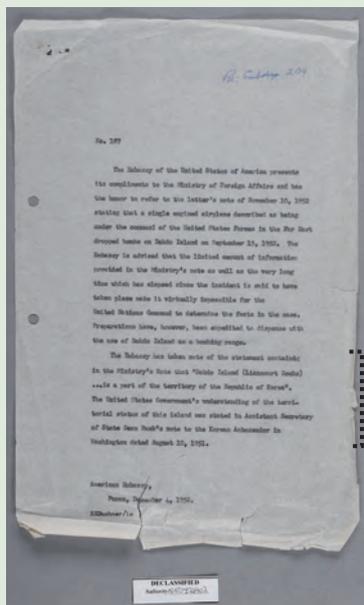
(2) 米英の認識



サンフランシスコ平和条約作成に際して米英両国が竹島を日本が保持する領土であると認識していたことはP67～78の資料にあるとおりであるが、この認識は、平和条約発効以降においても繰り返し示されている。例えば、1952年7月日米行政協定による在日米軍の施設区域としての提供(竹島爆撃訓練区域)は、竹島が日本領であることを前提にしたものであるし、同年12月駐韓国米大使館が韓国外務部に送った公文で、竹島に関する米国の立場は1951年8月10日の公文(ラスク書簡)のとおりであるとしたことは(下の囲み)、当該認識をいっそう明確に示したものである。

これらに加えて、竹島が日本領であるとする米国政府の認識は、1954年(昭和29年)のいわゆる「ヴァン・フリート特命報告書」(→No.57)でも明確である。

また、平成29年度の資料調査では、英国国立公文書館において在東京英国大使館が竹島問題に関する説明(報告)を本国外務省宛に行った際の電報(1953年(昭和28年)7月15日付)を確認した。それには、「サンフランシスコ平和条約第2条の下で、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成している。」との見方が示されている(→No.56)。



1952年12月4日付
在韓米国大使館発韓国外務部宛口上書
— 米国から韓国に対し、ラスク書簡に書かれた認識を再度伝えた文書

「韓国領の一部である」竹島の上空において米軍機が爆弾投下したとの報告があったので、追加情報を求めたいという韓国の要請に対し、米国から回答したもの。事実確認ができなかつ、竹島の領有認識についてはラスク書簡のとおり(左記参照)であると外交文書(口上書)で回答している。この口上書のやりとりがなされていた当時、竹島は、米軍の爆撃訓練区域に指定されていた。

※点線部分の訳

在韓米国大使館は、韓国外務部の口上書に「独島(リアンクール岩)・・・は、大韓民国の領土の一部である」との記載が含まれていることに留意した。この島の領有に関する米国政府の認識は、1951年8月10日付ティーン・ラスク國務次官補発駐米韓国大使宛書簡に表明されているとおりである。

所蔵: 米国国立公文書館

時代区分Ⅳ (2)-①英国の認識

竹島が日本領であるとの見方を伝える在東京英国大使館による本国宛ての報告

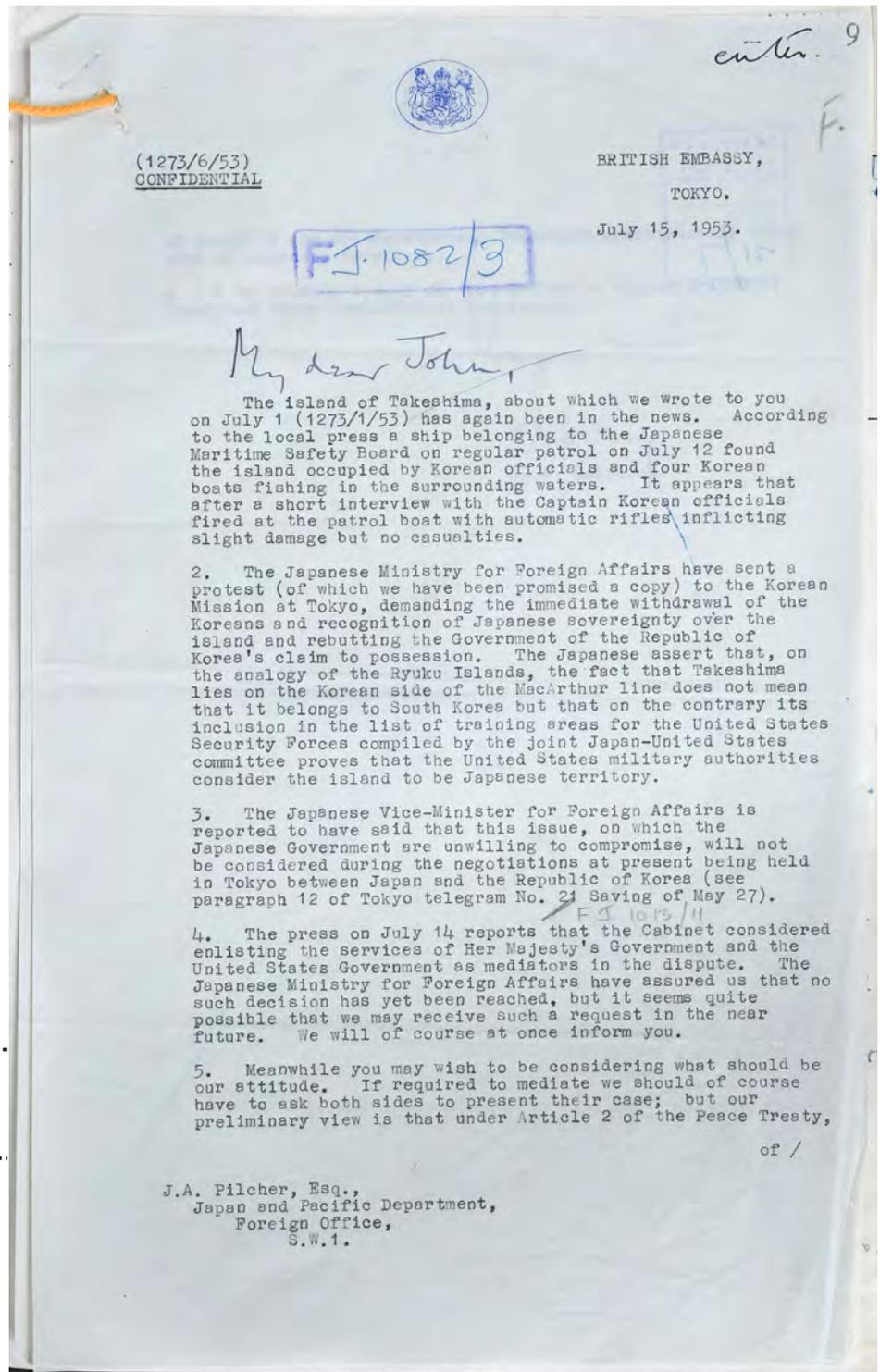
No.56 1953年(昭和28年)7月15日付在東京英国大使館発英国外務省宛報告
報H29/P36 (Japanese claim to Takeshima island, also claimed by the Republic of Korea)

1953年(昭和28年)7月15日

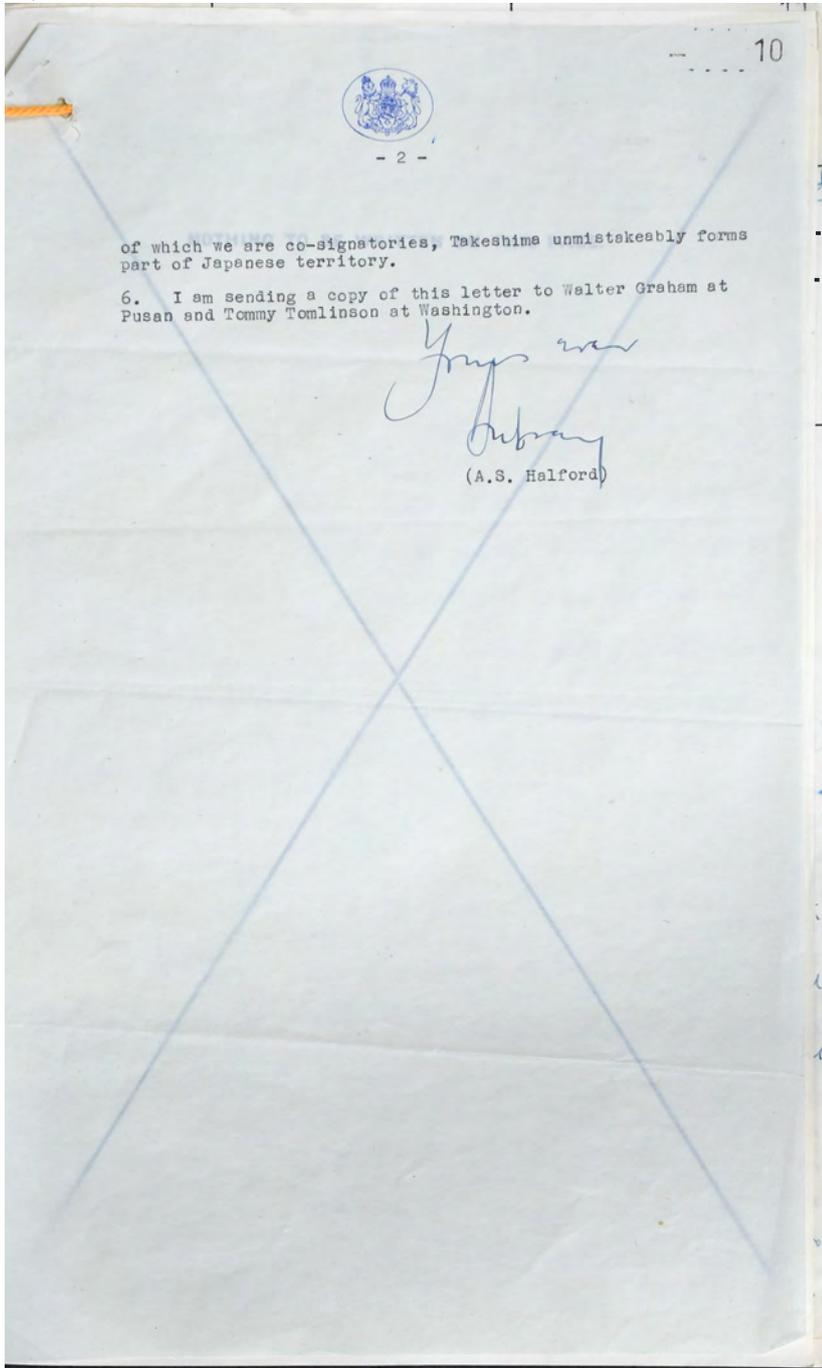
資料概要

1953年(昭和28年)7月12日に竹島で巡視船「へくら」が韓国側から銃撃される事件が発生し、翌々日の14日に日本の閣議で岡崎外相が竹島問題の解決のため英米両政府に仲介を依頼するという発言があった(※1)。これを受け、在東京英国大使館が竹島問題に関する説明(報告)を本国外務省宛に行った。サンフランシスコ平和条約第2条(a項)(P63参照)を根拠として、「竹島は間違いなく日本領の一部を形成している」と断言している。

※1 参考記事「1953年(昭和28年)7月14日付読売新聞(夕刊)」(P108)



※注:薄く見える×は、該当頁の裏側に元から入っているものが透けて見えているもの。
このページの内容を否定しているわけではない。



所蔵:英国国立公文書館

内容見本

5. Meanwhile you may wish to be considering what should be our attitude. If required to mediate we should of course have to ask both sides to present their case; but our preliminary view is that under Article 2 of the Peace Treaty, of which we are co-signatories, Takeshima unmistakably forms part of Japanese territory.

日本語訳

5. 一方、貴殿は、我々の態度がどうあるべきか検討していることを期待しておられるかもしれない。仮に、仲介が必要であるならば、我々は、もちろん、双方にそれぞれの立場の提示を求めるべきであろう。しかし、さしあたって考えるに、我々が共同署名国となっている平和条約第2条において、竹島は間違いなく日本の領土の一部を形成しているということである。

作成年月日	1953年(昭和28年)7月15日
編著者	-
発行者	在東京英国大使館
収録誌	Foreign Office: Political Departments: General Correspondence from 1906-1966. Japanese claim to Takeshima Island, also claimed by the Republic of Korea. Code FJ file 1082. (FO371/105378)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続を行う

米英に仲介依頼 竹島問題

政府は十四日の閣議で竹島問題につき協議したが米、英両国に仲介を依頼、平和的解決を行うことになる模様である。すなわち同日の閣議では岡崎外務、石井運輸(海上保安庁所管)両相から竹島問題の経過について報告があり、今回の紛争はすでに三度目の事件であり昨夜来正式に文書をもって抗議中であるとの説明があった。そこで今後の対抗措置について検討を行ったが韓国側の発砲に対して当方から応戦することはいたすに問題の処理を困難ならしめるとの観点から平和条約の趣旨によって米、英両国に仲介を依頼して韓国と交渉し、たところかという岡崎外相の見解に各閣僚とも異存がなかった模様で、今後この線にそって同問題の解決にあたるものとみられる。

昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠

政府は十四日午前十一時半「竹島に関する日本政府の見解」を発表した。これは度重なる韓国人の竹島侵犯に対し歴史的事実および法的根拠の両面から「竹島が日本領である」ことを立証したもので、その要点を拾えば次のとおりである。

▽歴史的事実

一、まず昔竹島または磯竹島と称されたのは鬱陵島のことであって、今日の竹島は松島といわれていた。これは日本側文献古地図にも、韓国側文献にも明かである。しかしフィリップ・フォン・シーボルトが一八四〇

が西国間で問題になったことは一度もない
 (本社注)このよ様な事実をあげ

たのは最近韓国側が幕末の海防学者林子平がものした古地図をもとに竹島が韓国領であると主張の根拠にしようとしたからで、日本側は「これが鬱陵島」である旨を明かにしたわけ

△法的根拠 日本政府は日韓併合に先立ち明治廿八年(一九〇五年)二月廿三日付島根県告示第四〇号で同島を島根県隠岐島司所管に編入し、同時に中井養三郎が同島で漁猟経営を開始、今次戦争前まで日本国民の手で有効的経営がなされてきた。これは国際法の「一国が領土権を確立するためには領土とする国家の意思とこれが有効的経営を伴う事が必要」との通念を満たすものである、をあげており両面からみて「日本の竹島領有」は絶対的疑ないところであると述べている。

※参考記事「米英に仲介依頼 竹島問題 昔の竹島は鬱陵島 領有の根拠政府発表」(1953年(昭和28年)7月14日読売新聞(夕刊)記事)
 所蔵:新潟県立図書館(同館所蔵分は7月15日付紙面に掲載)

時代区分Ⅳ (2)-②米国の認識

米国政府が韓国政府に竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したことがわかる資料

No.57 ヴァン・フリート特命報告書

報H29/P39 REPORT OF THE VAN FLEET MISSION TO THE FAR EAST

1954年(昭和29年)9月30日

資料概要

ジェームズ・ヴァン・フリート大統領特命大使は、1954年(昭和29年)4～7月にかけて、韓国、台湾、日本、フィリピンを訪問して調査を行った。その後、同大使は、同年10月4日にアイゼンハワー米大統領にその調査結果を提出した。これが、本報告書(ヴァンフリート特命報告書)である。同報告書には、各国の軍備状況等に関する報告と米国のとるべき軍備政策に関する提言が含まれている。竹島問題に関しては、サンフランシスコ平和条約草案の起草過程において、米国は、韓国の要求にもかかわらず、竹島は日本の主権下にとどまり、日本が領有権を放棄する諸島には含まれないと結論づけたこと、米国は、当該諸島が日本の領土であると考えているが、当該紛争に立ち入らないこととしてきたこと、竹島問題は国際司法裁判所(ICJ)に付託して解決すべきであることを米国は韓国に提案したことが記されている。

内容見本

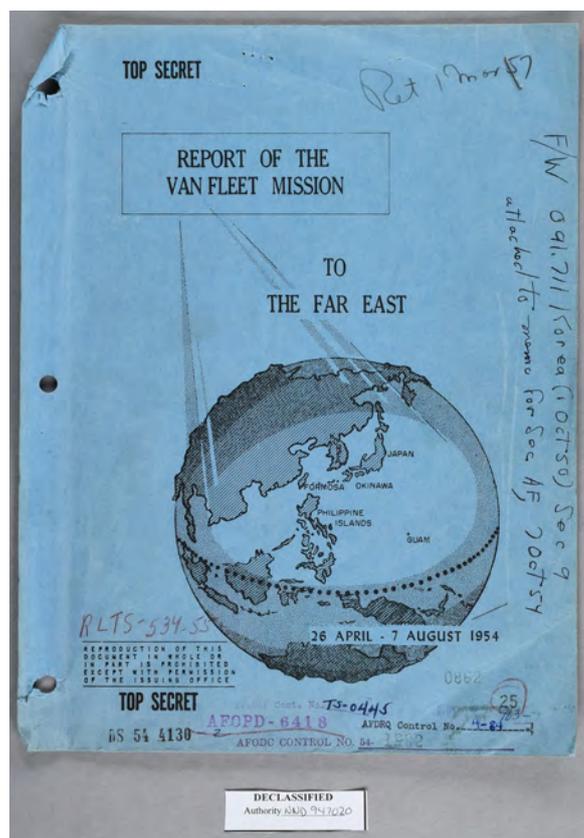
4. Ownership of Dokto Island

The Island of Dokto (otherwise called Liancourt and Taka Shima(ママ)) is in the Sea of Japan approximately midway between Korea and Honshu (131. 80E, 36.20N). This Island [※Takeshima] is , in fact, only a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. (略) Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea. (略)

日本語訳

4. 独島(※竹島の韓国側呼称)の所有権

独島(あるいはリアンクール又は竹島と呼ばれる)は、朝鮮と本州のほぼ中間の日本海にある(東経131度80分, 北緯36度20分)。この島[※竹島]は、実際には一群の不毛な無人の岩々にすぎない。対日講和条約が起草されているとき、大韓民国は、独島(※竹島の韓国側呼称)への権利を主張したが、米国は、それら(の島々)は日本の主権下にとどまり、当該島は、平和条約の下で日本が領有権を放棄する諸島には含まれないと結論づけた。(略)米国は、当該諸島が日本の領土であると考えているものの、我々は当該紛争に立ち入らないこととしてきた。我々の立場は、本件を国際司法裁判所(ICJ)に付託するのが適当であるというものであり、この提案を韓国に非公式に行った。(略)



作成年月日	1954年(昭和29年)9月30日
編著者	Headquarters, Far East Command
発行者	Headquarters, Far East Command
収録誌	White House Office, Office of Special assistant for the National Security Affairs (Robert Culter, Dillon Anderson, and Gray): Records, 1951-61 = ホワイトハウス 国家安全保障担当特別補佐官室文書
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	米国国立公文書館
利用方法	米国国立公文書館で利用手続きを行う

4. Ownership of Dokto Island

The Island of Dokto (otherwise called Liancourt and Taka Shima) is in the Sea of Japan approximately midway between Korea and Honshu (131.80E, 36.20N). This Island is, in fact, only a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. The Republic of Korea has been confidentially informed of the United States position regarding the islands but our position has not been made public. Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea.

TOP SECRET

22

DECLASSIFIED

Authority ND 947020

TOP SECRET

This Mission was advised by the Republic of Korea
that:

"What is still worse is that Japan now claims the possession of the little islet of Dokto known as Liancourt Rocks near the Woolnungdo known as Dagelet. Japanese officials are making frequent visits to the islet with armed vessels molesting Korean fishermen there. They set up posts here and there in the islet with description declaring as if it were Japanese territory. Throughout our history and knowledge up to the very moment of the declaration of sovereignty over adjacent seas (Rhee Line), Korea's sovereignty over it has never been contended by any country, as it has long been an immovably established fact that the islet, Dokto, has been historically as well as legally a part of Woolnungdo (Dagelet) Korean territory."

コラム

韓国による『不法占拠』の長期化は国際法上いかなる法的効果も生じない — 現代国際社会における外交上の抗議と国際裁判への付託提案がもたらす法的効果

研究委員会委員

中野徹也(関西大学法学部教授)

「不法占拠」が続けば「有効支配」に転換することはあるのか？

竹島が韓国に不法占拠されてから60年以上の月日が流れている。この間、日本は、1954年、1962年及び2012年に、韓国に竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案した。また、再三再四文書または口頭により抗議を行ってきたが、韓国は、反発を強め、不法占拠を既成事実化する行動に出るばかりであり、いずれも功を奏していない。

膠着状態が続くなか、日本の対応の効果を疑問視するむきもある。すなわち、日本による措置は、外交上の抗議のみであり、強制力を伴っていないため、いわば「ペーパープロテスト」に終わっているのではないかという疑問である。このような外交上の意思表示程度の消極的措置のみでは、第三国から見れば、日本は韓国による竹島領有を黙認したとみなしかねない。その結果、本来は、日本が竹島に対して主権を行使するに足る根拠(=領域権原)を有しており、韓国による占拠は「権原なき占拠」(=不法占拠)だが、不法占拠が長期化する一方で、日本がこのような状況を実際に変更するための措置をとれなければ、領域権原が移転し、「権原にもとづく占有」(=有効支配)になってしまうことが懸念されているのである。

領域権原としての「時効」

確かに、国際法上、他国による継続的な占有によって領域権原が他国に移転することが認められた事例がまったくないわけではない。たとえば、伝統的な領域権原の一つである時効は、その根拠になりうる。時効は、国家が他の国家の領域を、①主権者として、②平穏かつ中断することなく、③公然と、④一定期間占有することによって成立するとされる占有は、「主権者として」、つまり国家機能の表示を伴う行為により行われなければならない。私人による活動だけでは足りない。また、占有は、「平穏かつ中断することなく」、つまり他の国から抗議されることなく、継続して行われなければならない。かかる占有は、必然的に「公然と」行われることになる。期間については、「50年」と定めた条約(1897年の英米条約)もあるが、一般には①～③の要件が満たされたとき、④の要件が満たされると解されている。したがって、各事案の事実関係により、期間は異なる。このように、国内法上の時効制度とは異なり、一般に適用可能

な期間が設定されていないこと、それが国際法上の時効制度の特徴である。

時効は、「他の国家の領域」を対象としていることから、「無主地」を対象とする先占とは区別される。行為の瑕疵(かし)が、権原保有国の同意により治癒され、それにより国際秩序と国際関係の安定性が維持される。多くの論者は、ここに領域権原として時効が存在する意義を見出してきた。

「時効」の中断事由—国際裁判への付託「提案」の効果

上記のように、「平穏」とは、他の国からの抗議が一定期間なされていない状態をさす。抗議をしていないことによって、権原保有国は、無権原で占有を行っている国が権原を有することに同意したものとみなされる。その結果、第三国に対しても有効な絶対的な権原となる。したがって、他の国の猛反対にあいながら、実力により占有が維持されているような場合には、「平穏」とはみなされない。

同意の推定を覆す、すなわち時効を中断させるには、外交経路を通じた抗議を行うだけで足りるといえるだろうか。現代国際社会においては、国際連合への付託や国際司法裁判所に訴えるといった国際紛争の解決手段が存在するので、外交経路を通じた抗議だけでは不十分であり、あらゆる手段を尽くさなければ時効は中断しない、という見方と対比しながら、この点を検討してみよう。

まず、時効の中断事由について検討した20世紀初頭の古い国際裁判例を見てみよう。

エル・チャミザルと呼ばれる土地の帰属をめぐる、アメリカとメキシコとの間で発生した紛争で、両当事国の合意により紛争の解決を付託された国際国境委員会は、次のように述べている。「国内私法上、時効の中断は訴訟の提起によりもたらされる。しかし、国家間の関係においては、かかる目的のために、国際裁判所が設立されない限り、不可能である」。また、メキシコが実力で係争地域を占拠しようとしなかったことについて、「そのようなことを試みれば、凶行を引きおこしていただろう。外交文書により抗議を行うという控えめな形式に依拠したからといって、メキシコに責めを負わせることはできない」とも言う。こうして、メキシコは抗議により、しかるべきことをすべて行っており、また国際国境委員会が活動を開始してから、妥当な期間内に請求を

提起していることから、時効は成立しないとされた。本裁定は、1911年に下されているが、当時、武力行使禁止原則は確立しておらず、征服は有効な権原と考えられていた。それでも、上記のような「何かしらの強制的な抵抗行動をとる必要」を認めなかったことは注目に値する。当時でさえ、「凶行を引きおこさせない」ために、実力を行使せず、抗議にとどめておいた場合でも、時効が中断しようと考えられていたのである。

もっとも、常設国際司法裁判所の設立以降、少なくとも同規程当事国については、「訴訟の提起」が、非当事国については第三者機関への付託が時効の中断事由となり、抗議を繰り返すだけでは時効の成立を妨げることはできないと解する裁定とも言える。「訴訟の提起」を時効の中断事由とすることは、国家間関係では「不可能」であるとしつつ、「国際裁判所が設立されない限り」との条件が付けられていることや、国際国境委員会という紛争解決機関への請求提起を時効が成立しない根拠の一つとしてあげているからである。

いずれにしろ、少なくとも第三者機関への付託が時効の中断事由になるという点では、学説・先例は一致している。しかし、これを時効中断の不可欠の要件とすることには、躊躇いを禁じ得ない。時効を中断させるには、同意が推定されなければ足りるのであるから、外交経路を通じた抗議により、その旨を知らしめれば足りる。仮に、時効を中断させるには、「必ず」常設国際司法裁判所や国際司法裁判所などの国際裁判所へ紛争を付託しなければならないとすれば、他方の当事国が合意しなければ、裁判が開かれる可能性がないにもかかわらず、常に単独提訴を強いられることになる。領域紛争の場合、自国領を不法に占拠された国は、相手国からの同意を得ることができない又は近い将来得られる見込みがない状況で、訴状を作成しなければならなくなる。これでは、一方の当事国にのみ、過大な負担を課すことになってしまう。これは、国際司法裁判所でさえ義務的管轄権が十分に確立していない国際社会の現状をまったく無視した見解であり、妥当でない。百歩譲っても、時効の中断のためには、国際裁判への付託の「提案」で足りる。他方当事国への権原移転に同意していないことが明らかになるからである。

「黙認」による権原移転 — 主権の放棄は「軽々しく推定されない」

竹島問題のように、領有権をめぐる紛争は、ある土地に対する権原を複数の国家が主張することによって発生する。このような場合、その土地の地位が明確になるとは限らず、それゆえに先占か時効なのかを決定しがたくなることも多い。このとき、重要な機能を果たすのが、関係国による黙認の有無である。

黙認は、紛争当事国の一方が、他方当事国による主権者として行った活動や、主権の表示に対し、抗議しなかった場合に成立する。ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件で、国際司法裁判所は、係争島嶼の一つに対して、シンガポールがさまざまな行政権を行使していたにもかかわらず、マレーシアが適時に対応しなかったため、同島に対する主権が移転したと認定した。同裁判所によれば、「領域主権並びにその安定性及び確実性がもたらす重要性から、当事国の行為にもとづく領域主権の移転は、その行為と関連事実により、明確に一点の疑念も残さず立証されなければならない。当事国の一方が、領域の一部に対する主権を放棄することになる場合には、特にそうである」。すなわち、主権を放棄したとみなされてもいたしかたないほどに、何もなかった場合、黙認による権原移転が成立することになる。領域主権、とりわけその安定性と確実性が国際社会の秩序維持にはたしている役割の重要性から、このような効果をもたらす黙認は軽々しく推定されない。国際裁判への付託提案は言うに及ばず、外交経路を通じた抗議を、「適時」行っていれば、黙認とみなされることはなく、黙認による権原移転も生じないのである。

抗議の重要性

以上のように、韓国による竹島の「不法占拠」がどれだけ長期間続こうとも、日本が外交経路を通じて適時抗議を行っていれば、領域権原が移転することはない。まして、これまで複数回にわたり、日本は竹島問題を国際司法裁判所に付託することを韓国に「提案」している。このことから、日本が、韓国による「不法占拠」に同意していないことは明らかであり、時効や黙認が成立する余地はない。国際法上、「不法占拠」が「有効支配」になり、日本はもはや竹島の領有権を争えなくなる、といった事態にはなりえないのである。

5-まとめ

竹島に関する資料調査及編纂は、内閣官房領土・主権対策企画調整室からの委託業務として平成26年度に開始された。調査は、島根県の協力、連携のもと、島根県竹島問題研究会のメンバーを中心として、竹島の歴史に精通した専門家が行った。調査開始当初は、島根県内を対象地域として、平成27年度以降は対象を拡大しながら、既知の資料の収集はもちろんのこと、新資料の確認を行ってきた。

竹島の領有経緯を俯瞰すれば、この報告書の「時代区分」で提示したように、いくつかの時期に分けて捉えることができる。最初の時代区分は、江戸幕府公認の下、大谷家、村川家が竹島に渡航した江戸時代(I)であり、次は、竹島を島根県に編入して種々の行政権を継続的に行使した明治期から終戦まで(II)、そして戦後、サンフランシスコ平和条約によって竹島が日本領として残ることが確定した頃までの時期(III)、最後に、韓国が竹島に対する領有主張を行い、不法占拠に至る時期(IV)である(IIIとIVには一部重複する時期があり、必ずしも時系列で明確に区分されるものではない)。

資料調査にあたっては、時代区分I~IVのそれぞれについて課題を設定し、まず、我が国の竹島に関する主張を補強する観点から調査、収集を行った。すなわち、時代区分IIについては、江戸時代に幕府公認の下で大谷家、村川家が竹島に渡航し事業経営を行ったこと、また、当時から日本人が竹島について正確な知識を獲得していたことを示す資料を調査収集し、時代区分IIについては、竹島を島根県に編入して以降、他国からの抗議を受けずに行政権等を継続的に行使してきたことを示す資料を調査収集することである。時代区分IIIについては、サンフランシスコ平和条約によって竹島が日本領として残されることが確定し、米国、英国(連合国)が竹島が日本領との認識を保持していたことを示す資料を調査収集することで、これは、公益財団法人日本国際問題研究所との連携により重点的に行った。

時代区分Iについての調査は、島根県から大谷家文書(P15

参照)の提供を受け、また、鳥取県立博物館からも多くの資料開示をいただいたことで、江戸時代の貴重な資料の原本画像を収集することができた。また、東京大学史料編纂所所蔵の「松島之図」(→No.11)のように、管見の限り初見の資料もある。

時代区分IIについては、島根県総務部総務課、同竹島資料室ならびに隠岐島町に所蔵のある公文書について、多数の資料画像を収集でき、また、水産関連の資料も収集することができた。我が国が竹島に平穏かつ継続的に主権を行使し、民間人が竹島を利用してきたことを示す資料を拡充できたと考えている。

時代区分IIIについては、サンフランシスコ平和条約の起草過程を中心に、既知の資料の原本画像を収集するとともに、米国、英国を中心とした連合国の竹島に対する認識について詳細な調査を行った。その結果、サンフランシスコ平和条約の起草過程において、竹島が日本領であるという認識が共有されつつ、条文には日本が放棄する島のみを列挙することで米英が一致した経緯が明確化された。

特に、1951年(昭和26年)4月末から5月にかけて行われた、米英事務レベル協議に関し、既知資料の原本画像収集のみならず、日本国際問題研究所と連携の下、新資料を確認したことは(→No.39など)、この資料調査の際たる成果と思われる。

上述の通り、江戸時代の竹島の利用(I)、竹島の島根県編入以降の継続的な行政権等の行使(II)、サンフランシスコ平和条約の起草過程(III)と、3つの軸となるテーマについて調査を行い、多くの資料を収集するとともに、韓国による竹島の不法占拠に至る過程や、その後の経過を示す資料も収集した。

資料調査によって一元的に集約された竹島関連資料の一部は、内閣官房領土・主権対策企画調整室が設置している竹島資料ポータルサイトや、領土・主権展示館など、日本の主張の国内外への発信に活用されている。

一方で、韓国の主張に対する反論の観点からも資料の調査、収集を行い、『大韓地誌』(報H27/P17)や『独島問題概論』(報

H28/P14)のように、韓国の主張と明らかに矛盾する内容が含まれる資料も収集している。この報告書の作成にあたっては、日本の竹島に関する領有主張の補強の観点からとりまとめを行ったため、韓国の主張の矛盾を示す資料については過年度の報告書に掲載したものを今回掲載していない場合がある。今後、国内外各機関で調査収集した資料のうち、整理が十分ではないものについてその分析が行われ、広報、報道等の様々な機会に活用されることが期待される。

謝辞

資料調査は、研究委員会委員からの指摘を逐次受けながら進められた。高井座長をはじめ、貴重な助言をいただいた委員の先生方に深謝申し上げます。

資料の確認、収集にあたっては、各地の資料所蔵機関、個人の多大なご協力をいただいた。それは、資料の閲覧のみならず、不明点の照会、関連資料の有無についての相談、撮影、複写、報告書への掲載許諾等多岐に渡る。巻末にご協力をいただいた機関、個人を記して厚く御礼申し上げます。

また、古文書の解読にあたっては、その知見を有する専門家の方々のご協力をいただいた。

この資料調査の成果は、これまで竹島について詳細な調査を行い、『竹島の歴史地理学的研究』(川上健三氏)や『島根県竹島の新研究』(田村清三郎氏:報H29/P46参照)のような著作、学術論文をまとめてきた先人の取組を礎としている。そして、竹島問題の研究会を組織し、竹島資料室を開設して継続的な資料調査、収集を行ってきた島根県、また、竹島を行政区域に有する隠岐の島町の皆様に絶大なご協力をいただいた。

ご協力をいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

調査先（順不同）

島根県総務部総務課
島根県公文書センター
島根県水産技術センター
島根県立図書館
島根県立三瓶自然館サヒメル
島根県竹島資料室
島根県浜田市立図書館
島根県竹島資料室
島根県飯南町
島根県浜田市立図書館
浜田市浜田郷土資料館
松江歴史館
島根大学附属図書館
しまね海洋館アクアス
新日本海新聞社
石見安達美術館
株式会社 山陰中央新報社
隠岐の島町役場
隠岐の島町役場五箇支所
隠岐の島町立図書館
隠岐自然館・
隠岐ジオパークビジターセンター
隠岐郷土館
隠岐島漁業協同組合連合会
隠岐の島町個人
島根県立隠岐水産高校
西ノ島町教育委員会
西ノ島ふるさと館
海士町教育委員会
鳥取県公文書館
鳥取県立図書館
鳥取県立博物館
鳥取県水産試験場
境港市民図書館
米子市立図書館
米子市立山陰歴史館
倉吉博物館

国立公文書館
国立国会図書館
外務省外交史料館
防衛省防衛研究所図書館
海上保安庁
国文学研究資料館
東京都公文書館
東京大学附属総合図書館
東京大学史料編纂所
東京大学東洋文化研究所
東京大学法学部研究室図書室
東京大学大学院法学政治学研究科附属
近代日本法政史料センター
（明治新聞雑誌文庫、原資料部）
東京海洋大学附属図書館(品川キャンパス)
東京外国語大学
明治大学図書館芦田文庫
一橋大学附属図書館
一橋大学経済研究所資料室
学習院大学図書室
早稲田大学
公益財団法人日本国際問題研究所
国立研究開発法人水産総合研究センター
中央水産研究所図書資料館

北海道立文書館
千葉県立文書館
千葉県立図書館
国立研究開発法人
水産総合研究センター
中央水産研究所図書資料館
神奈川県立公文書館
高萩市歴史民俗資料館
茨城県立図書館
茨城県立歴史館
日本貿易振興機構
アジア経済研究所図書館
放送大学附属図書館
国立歴史民俗博物館
埼玉県立文書館
岐阜県歴史資料館
滋賀県県政資料室
三重県総合博物館
三重県立図書館
国立国会図書館(関西館)
京都府立京都学・歴史館
奈良県立図書情報館
神戸市立中央図書館
神戸市立博物館
神戸大学海事博物館
神戸大学国際文化学図書館
神戸大学社会科学系図書館
新潟県立図書館
福井県文書館
山口県文書館
山口県立図書館
水産大学校図書館
山口県水産研究センター
沖縄県公文書館
琉球大学附属図書館
個人

平成31年度 内閣官房委託調査
竹島に関する資料調査報告書